

狛江市まちづくり総合プラン

平成15年3月

狛江市まちづくり総合プラン策定推進本部

【目次】

1. 計画概要 -----	1
1-1 目的 -----	1
1-2 性格 -----	1
1-3 計画期間 -----	1
1-4 計画構成 -----	2
2. 新時代への展望とまちづくり戦略-----	3
2-1 時代潮流と対応方向-----	3
2-2 狛江市の特性とまちづくりの主要課題-----	4
2-3 新時代における「狛江市まちづくり戦略」-----	5
3. 公共・公益施設の整備状況 -----	7
3-1 教育・文化施設-----	8
3-2 スポーツ・レクリエーション施設-----	10
3-3 児童・社会福祉施設-----	12
3-4 安全・防災施設-----	14
3-5 その他の行政施設-----	15
4. 公共施設等再編の考え方 -----	17
4-1 再編の対象-----	17
4-2 将来フレームの設定-----	17
4-3 コミュニティ空間単位の設定-----	18
4-4 公共施設等の基本配置モデルの設定-----	19
4-5 再編の視点と検討内容-----	20
5. 公共施設等の再編方針-----	23
5-1 義務教育施設-----	23
5-2 コミュニティ施設 -----	25
5-3 図書施設 -----	27
5-4 児童福祉施設 -----	29
5-5 高齢者福祉施設 -----	32
5-6 スポーツ施設 -----	33
5-7 公園施設 -----	35
5-8 防災施設 -----	37

6. 公共施設等の再編計画 -----	39
6-1 義務教育施設の再編 -----	39
6-2 岩戸地域センターの移転 -----	45
6-3 新図書館の建設（中央図書館の移転） -----	46
6-4 運動公園の新設 -----	48
6-5 低・未利用地等の有効活用 -----	50
6-6 その他の施設 -----	50
7. 公共施設等の再編方策 -----	53
7-1 事業手法・主体 -----	53
7-2 財政計画 -----	54
7-3 公共施設等の再編プログラム -----	56
8. 実現化に向けたケーススタディ -----	59
8-1 都水道局用地（運動公園構想） -----	59
8-2 三中移転跡事業地（新図書館構想） -----	80
8-3 給食サービス施設 -----	99

【 参考資料 】

コーホート要因法による人口推計結果
 必要施設及び事業名に関する調査
 財政状況
 再編計画の概算事業費積算資料

1. 計画概要

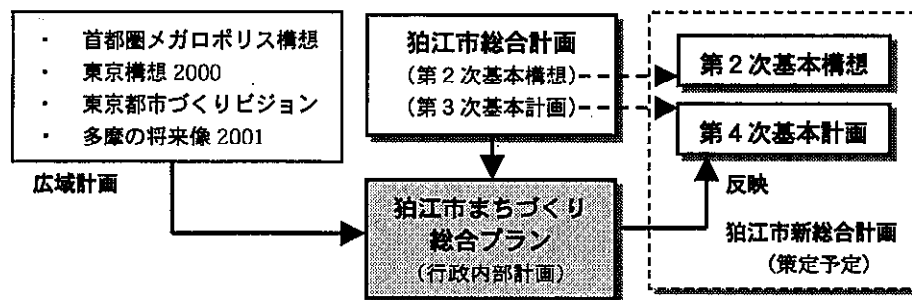
1-1 目的

狛江市まちづくり総合プラン（以下、「本計画」という。）は、昨今の社会経済情勢下における厳しい財政状況、住民ニーズの変化などを背景として踏まえ、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するために、また、懸案化するまちづくり課題の解決を図るために公共施設等の適正な配置方針と段階的な公共施設等の再編計画を定めることにより、狛江市の持続的発展と豊かな市民生活の確保に資することを目的とします。

1-2 性格

本計画は、狛江市総合計画（第2次基本構想・第3次基本計画）に基づき、行政内部の計画として取りまとめられたもので、次のような性格を有するものとします。

- ① 中長期的な視点から都市機能配置の有るべき姿を展望し、適正な公共施設等の配置方針を定めたものであること。
- ② 公共施設等の公有資産に関して、今後10年間の段階的な維持、利活用、処分等の方向と推進手順を定めた計画であること。
- ③ 財源や用地確保上の困難から、長年、実現に至らなかった個別重要課題の解決の根拠となること。
- ④ 平成16年度（西暦2004年度）策定予定の狛江市新総合計画（第4次基本計画）検討の資料となり、地域住民の意見を踏まえて基本計画に反映されること。



本計画の位置付け

1-3 計画期間

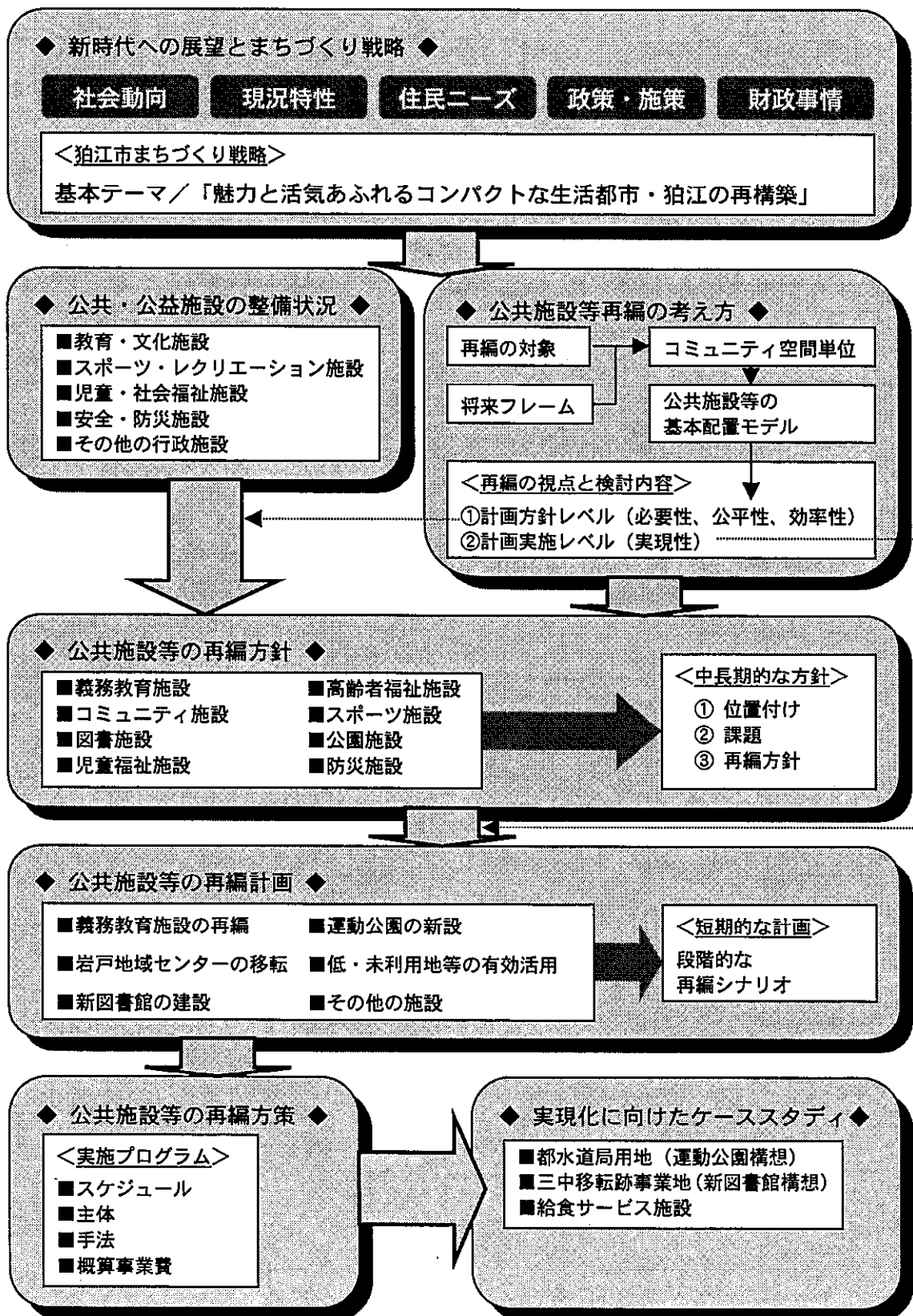
本計画は、中長期的な将来ビジョンを展望しつつ、当面10年間（平成15～24年度）を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の変化や上位計画となる総合計画の改定の際には、必要に応じて本計画を見直すものとします。

1. 計画概要

1-4 計画構成

本計画は、次のとおり構成されます。



2. 新時代への展望とまちづくり戦略

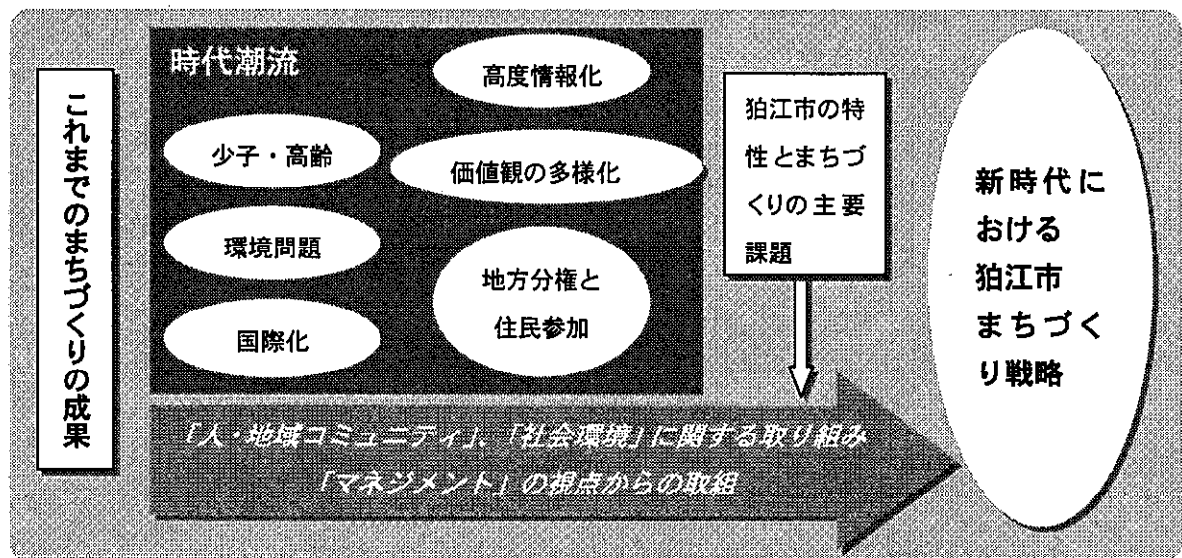
2-1 時代潮流と対応方向

昨今の経済情勢や市民意識の変化とともに、少子・高齢社会の到来や環境問題の深刻化、国際化への対応、高度情報化社会の進展、コンパクトな行財政の運営、市民参加型社会の形成など、地方自治体を取り巻く情勢は急激に変化しています。

狛江市は、広域的に東京都市圏の外縁部に位置し、環状メガロポリス構想において居住機能を中心とする個性と魅力あふれる質の高い生活環境の形成を図る「水と緑の創生リング」として位置付けられています。また、現在、第2次基本構想に基づき「水と緑の住宅都市」を将来都市像に、各種施策を総合的に推進しています。

これからの新時代においては、今までの経緯や基本的枠組みを受け継ぎながらも、「人・地域コミュニティ」などの生活・社会の形成主体や、それらを取り巻く「社会環境」などの質的な側面に関して、取り組む視点や方法論の転換が求められてきます。また、まちづくりにおいても、「開発・整備」の視点から、ライフサイクルや社会システムを重視した「マネジメント（経営・維持管理）」の視点へと、従来までのまちづくりとは異なった取組が求められていきます。

このように、時代潮流の変化に対応した地方自治体におけるまちづくり戦略を構築し、より市民サービスの向上と行政の効率化を指向したまちづくりシナリオを設定する必要があります。



2-2 狛江市の特性とまちづくりの主要課題

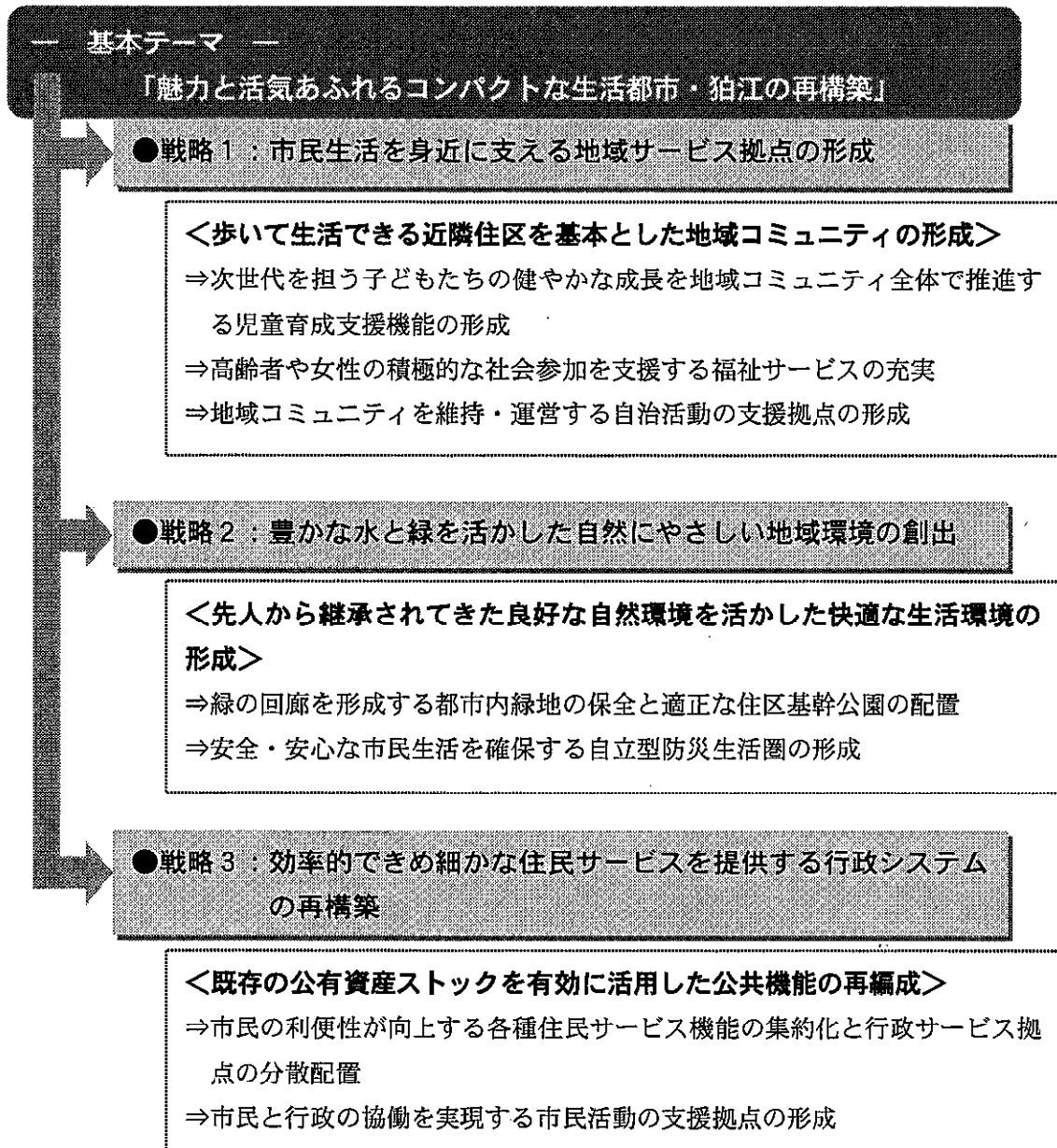
狛江市は、多摩川・野川・根川などの表流水や湧水など水に恵まれた環境、地味豊かな土壌、ゆるやかに南に傾斜する平坦な地形など、「住む」ことに適した自然条件を備えています。また、河川周辺の自然や寺社林、屋敷林・樹林地、農地など緑地環境にも恵まれており、第2次基本構想の将来像「水と緑の住宅都市」という表現があてはまる地域特性を有しています。比較的平坦な地形は、公共交通網の発達とあいまって、交通利便性が高い住宅地として発展し、着実な人口増加を果たしてきました。その結果、コンパクトな市域に、比較的均質な住宅地域が展開し、高い人口集積（密度）をもった市街地が形成されました。

このような狛江市において、今後、まちづくりを進めるに当たっては、次のような主要課題が想定されます。

- 成熟社会における新たなまちづくり方策の確立
- 急激な都市化進展に後追い整備されてきた都市基盤施設や公共施設の再生
- 有効な土地利用が図られていない低・未利用地の存在
- 新旧住民間や世代間における多様な市民ニーズへの対応
- 地域固有の自然や文化、伝統等を継承する地域コミュニティの形成・維持
- 市民の暮らしや生活環境の向上に資する健康、福祉、環境施策の充実
- 市民が主役のまちづくりの推進

2-3 新時代における「狛江市まちづくり戦略」

時代潮流や狛江市の特性とまちづくりの主要課題を踏まえ、新たなまちづくり戦略を次のとおり設定します。



3. 公共・公益施設の整備状況

公共・公益施設の整備状況について、GIS（地理情報システム）を活用して地図と属性（建築年次、面積、管理状況等）を統合した施設管理データベースを作成しています。

今回、GIS データとして整備されている狛江市の公共・公益施設データは、全部で 534 施設あります。ここでは、次表のように大分類と小分類に分けて整理したうえ、分類ごとに施設の現況を把握します。

公共・公益施設の分類

平成14年 4月 1日現在

大 分 類	小 分 類	施 設 内 容	施設の数 (データ数)
A 教育・文化施設 (小計)			29
	① 幼稚園	幼稚園	4
	② 小学校	小学校	7
	③ 中学校	中学校	4
	④ 高校	高校	1
	⑤ 地域施設	地域センター、地区センター	7
	⑥ 文化施設	公民館、図書館、市民ホール、古民家園、古墳	6
B スポーツ・レクリエーション施設 (小計)			123
	① 児童遊園	児童遊園	51
	② 都市計画公園等	都市計画公園、都市計画緑地、都市公園	33
	③ その他の公園緑地	樹林地、育苗圃、せせらぎ、広場等	16
	④ 市民農園	市民農園	10
	⑤ スポーツ施設	体育館、グラウンド、テニスコート、市民プール、ゲートボール場	13
C 児童・社会福祉施設 (小計)			33
	① 保育園	保育園	9
	② 学童保育所	学童保育所	8
	③ 児童館	児童館、児童センター	2
	④ 障害者福祉施設	障害者福祉施設	6
	⑤ 高齢者福祉施設	シルバーピア、シルバー人材センター、老人ホーム	6
	⑥ 複合施設	あいとびあセンター、健康相談所	2
D 安全 防災施設 (小計)			201
	① 警察施設	交番、派出所	6
	② 消防施設	消防署、官舎、消防団器具置場	10
	③ 備蓄倉庫	備蓄倉庫、小田急線高架下施設	14
	④ 防火水槽	防火水槽	171
E その他の行政施設 (小計)			51
	① 庁舎	市役所、リサイクルセンター、水道課	3
	② 駐車場	駐車場	3
	③ その他行政施設	大気汚染測定室、下水道中継ポンプ場	2
	④ 未利用地	自転車撤去 保管場所、三角地	2
	⑤ 水路敷跡地	水路敷跡地	41
F その他の施設 (小計)			97
	① 郵便局	郵便局	7
	② JA	JA、商工会	4
	③ 医療機関	病院、医院	85
	④ その他	愛光女子学園	1
合 計			534

3. 公共 公益施設の整備状況

3-1 教育・文化施設

幼稚園については、平成 13 年 5 月 1 日の時点で市全域では 4 つあり、いずれも私立幼稚園です。昭和 63 年から平成 13 年にかけて、幼稚園の数は 6 園から 4 園へ、学級数も 36 学級から 29 学級と減少していますが、園児数はこのところやや増加傾向にあります。

小学校については、平成 13 年 5 月 1 日の時点で市全域では 7 つあり、それは第四小学校と第八小学校を統廃合したことにより、平成 12 年以前に比べ、1 小学校が減っています。市内小学校の学級数と生徒数の推移をみると、昭和 63 年の 131 学級 4,312 人から平成 13 年の 99 学級 2,947 人と、13 年間で約 3 割の減少となっています。

中学校については、市内には第一中、第二中、第三中、第四中の 4 つの公立中学校があります。昭和 63 年から現在まで学校数の増減がありませんが、学級数と生徒数は、昭和 63 年の 73 学級 2,581 人から平成 13 年の 40 学級 1,284 人と 13 年間で生徒数は半数以上の減少であり、市内小学校児童数の減少率を大きく上回っています。

高校については、市の西南部に立地している「都立狛江高校」が、市内の唯一の高校となっています。

幼稚園・小学校・中学校における児童数の推移

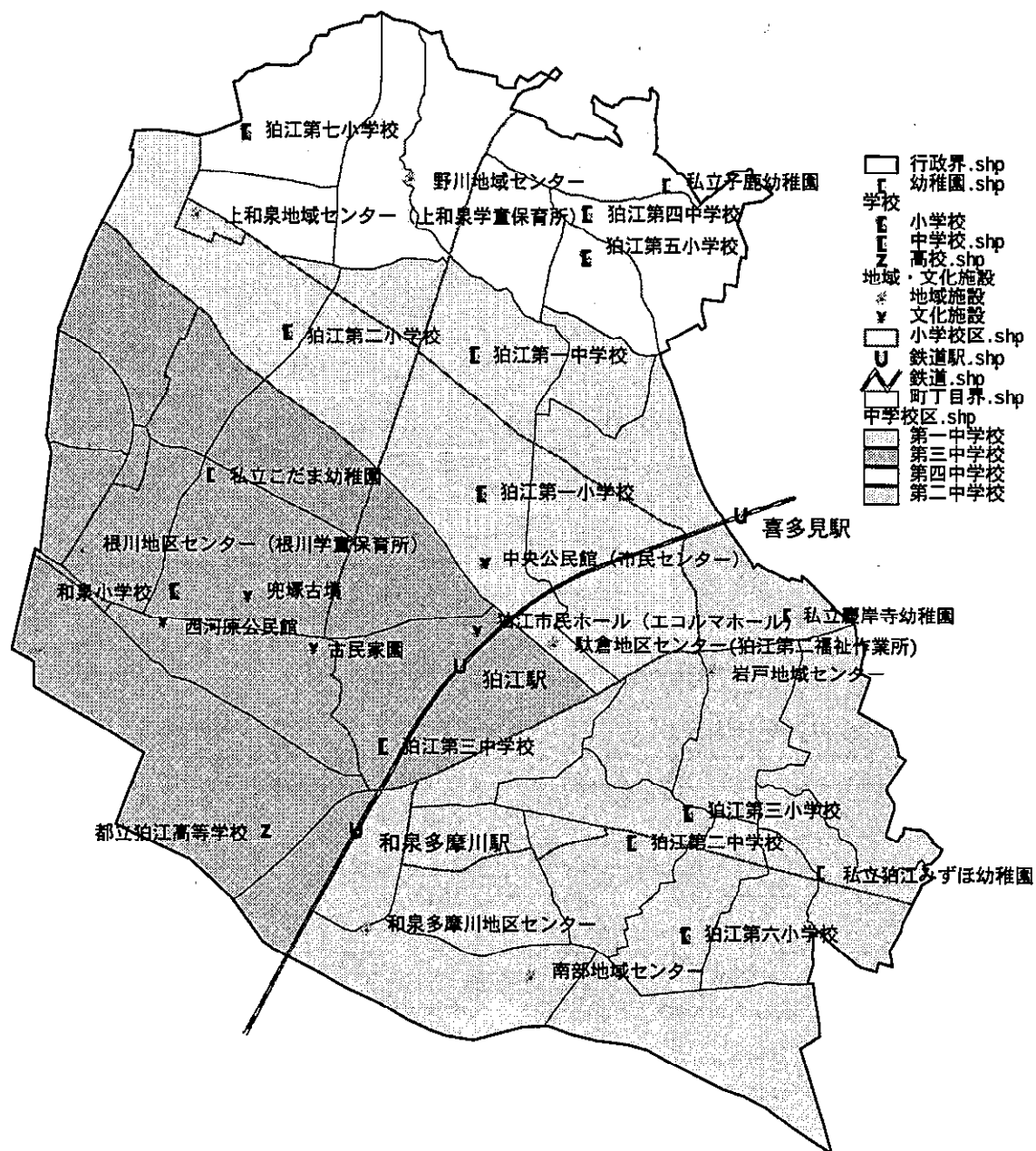
平成13年5月1日現在)

年 次	幼 稚 園			小 学 校			中 学 校		
	幼稚園数	学級数	園児数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	生徒数
昭和63年	6	36	997	8	131	4,312	4	73	2,581
平成元年	6	38	983	8	128	4,125	4	67	2,311
平成2年	6	36	1,024	8	125	3,937	4	59	2,070
平成3年	6	34	958	8	125	3,837	4	55	1,907
平成4年	5	36	1,137	8	118	3,628	4	54	1,846
平成5年	5	36	970	8	114	3,517	4	51	1,710
平成6年	5	36	894	8	115	3,391	4	49	1,625
平成7年	5	35	887	8	110	3,268	4	47	1,531
平成8年	5	34	865	8	109	3,138	4	45	1,499
平成9年	5	33	869	8	104	3,007	4	44	1,439
平成10年	5	34	908	8	100	3,001	4	39	1,344
平成11年	5	33	929	8	102	3,003	4	40	1,310
平成12年	5	32	930	8	100	2,983	4	39	1,261
平成13年	4	29	937	7	99	2,947	4	40	1,284

* 幼稚園はすべて私立です。

資料：統計こまえ」

地域センター及び地区センターのような地域施設は、市内には7か所あり、市の中心部から離れた地域に立地するものが多くみられます。それに対して、市民ホールまた市民センターのような文化施設は、比較的市の中心部に近い地域に立地しています。



教育・文化施設配置図

3. 公共 公益施設の整備状況

3-2 スポーツ・レクリエーション施設

本市における市民1人当たりの都市公園等の面積は 2.08 m²です。東京都の平均では 5.39 m²、26 市の平均では 6.23 m²となっており、これらと比べて狛江市の数値が大きく下回っていることが伺えます。(参考資料：東京都建設局公園調書)

市域全体の公園緑地面積は 15.61ha となっています。公園緑地の整備状況を種別で見ると、都市計画公園が 17 か所 (合計 3.19ha)、都市計画緑地が 7 か所 (合計 6.48ha)、都市公園が 9 か所 (合計 3.01ha)、児童遊園が 51 か所 (合計 1.51ha) となっています。

街区公園は市の北側に偏っており、緑道と児童遊園が公園需要や誘致圏を補っています。

公園緑地の整備状況

平成14年3月31日現在)

緑地の種別	箇所	面積 (ha)
都市計画公園	17	3.19
都市計画緑地	7	6.48
都市公園	9	3.01
児童遊園	51	1.51
その他の公園緑地*	16	1.42
合 計	100	15.61

資料：公園遊園13年度末個所面積調書]

* その他の公園緑地とは、せせらぎ、樹林地、緑道等を指しており、狛江弁財天池緑地保全地区 (市管理面積) も含まれています。

市民農園は 10 か所で 458 区画あります。

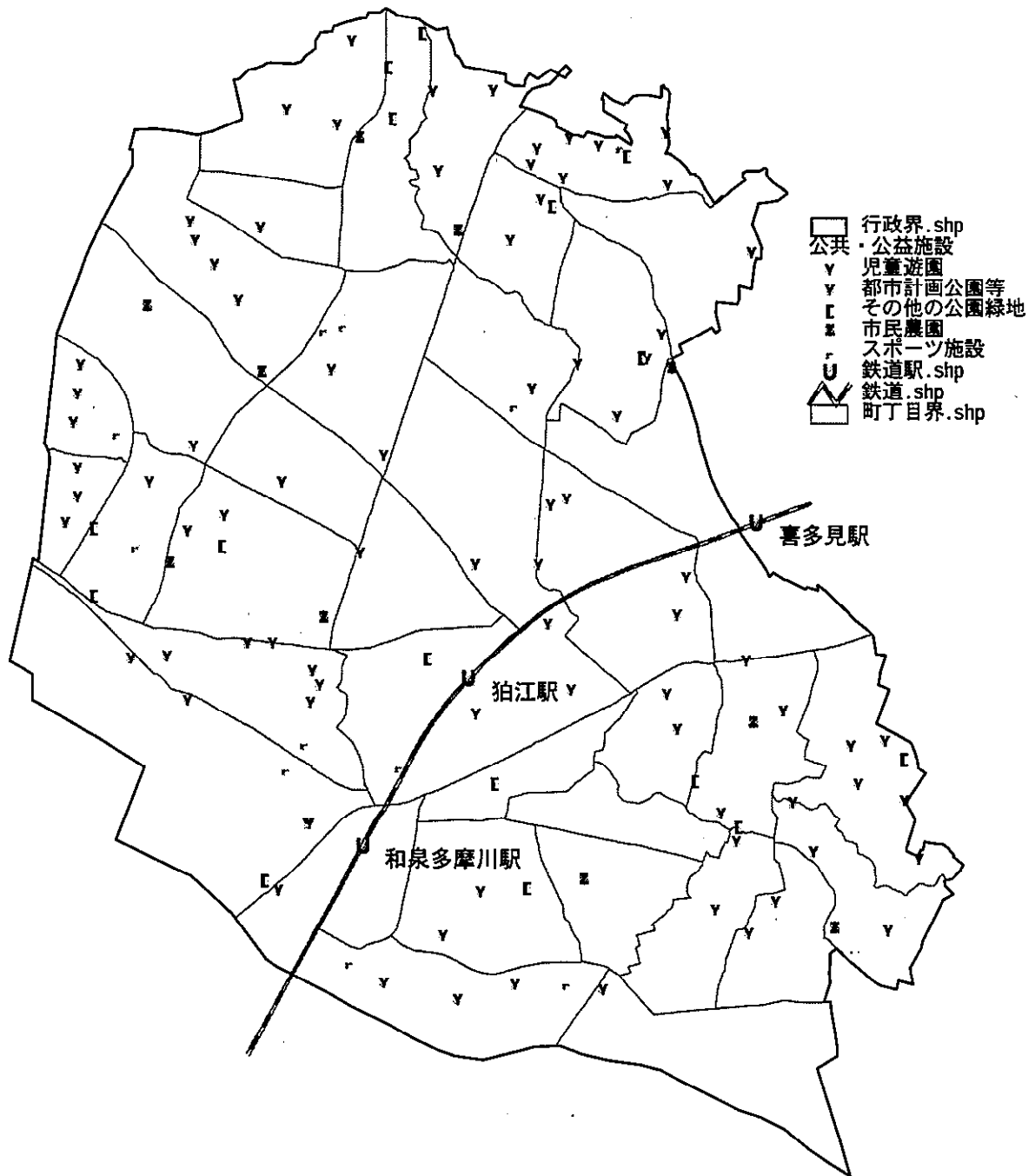
現在、スポーツ施設としては、13 か所あります。下表は、主なスポーツ施設の利用状況 (利用者数) を示すものです。

主要スポーツ施設の利用状況

単位：人)

施設名	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
市民グランド	30,110	27,080	20,590	24,012	25,226	27,630
多摩川緑地公園グランド	11,684	10,992	11,090	15,618	13,915	30,754
市民テニスコート	48,543	50,662	42,439	44,307	45,388	45,465
市民ふれあい広場	1,877	16,413	14,041	12,793	11,855	17,304
市民プール	51,744	31,850	32,490	24,910	37,007	39,917
市民総合体育館	206,672	182,220	167,504	179,891	191,572	191,658

資料：統計こまえ]



スポーツ・レクリエーション施設配置図

3. 公共・公益施設の整備状況

3-3 児童・社会福祉施設

平成12年現在、市内には6つの市立保育園と3つの私立保育園があり、総定員865人となっています。

子どもの在園状況の推移では、平成10年を境に在園している子ども数が増加傾向から減少傾向に転じており、平成12年では市立外保育園に在籍する子ども数の減少が特に目立ちます。

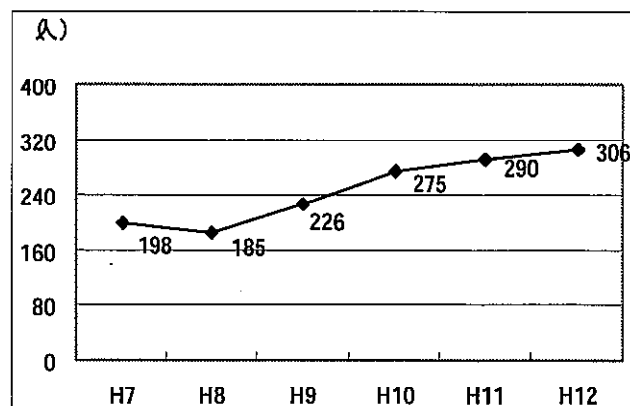
保育園の状況

各年度末現在)

年次	施設数			定員(人)			在園人員(人)			
							管内			管外
	総数	市立	私立	総数	市立	私立	総数	市立	市立外	
平成8年	9	6	3	840	593	247	775	531	244	35
平成9年	9	6	3	865	618	247	778	531	247	25
平成10年	9	6	3	865	618	247	811	560	251	28
平成11年	9	6	3	865	618	247	810	553	251	27
平成12年	9	6	3	865	618	247	773	549	201	23

資料：統計こまえ

学童保育所については、現在市内には8つの市立学童保育所が設けられており、子どもの数は年々増える傾向がみられます。

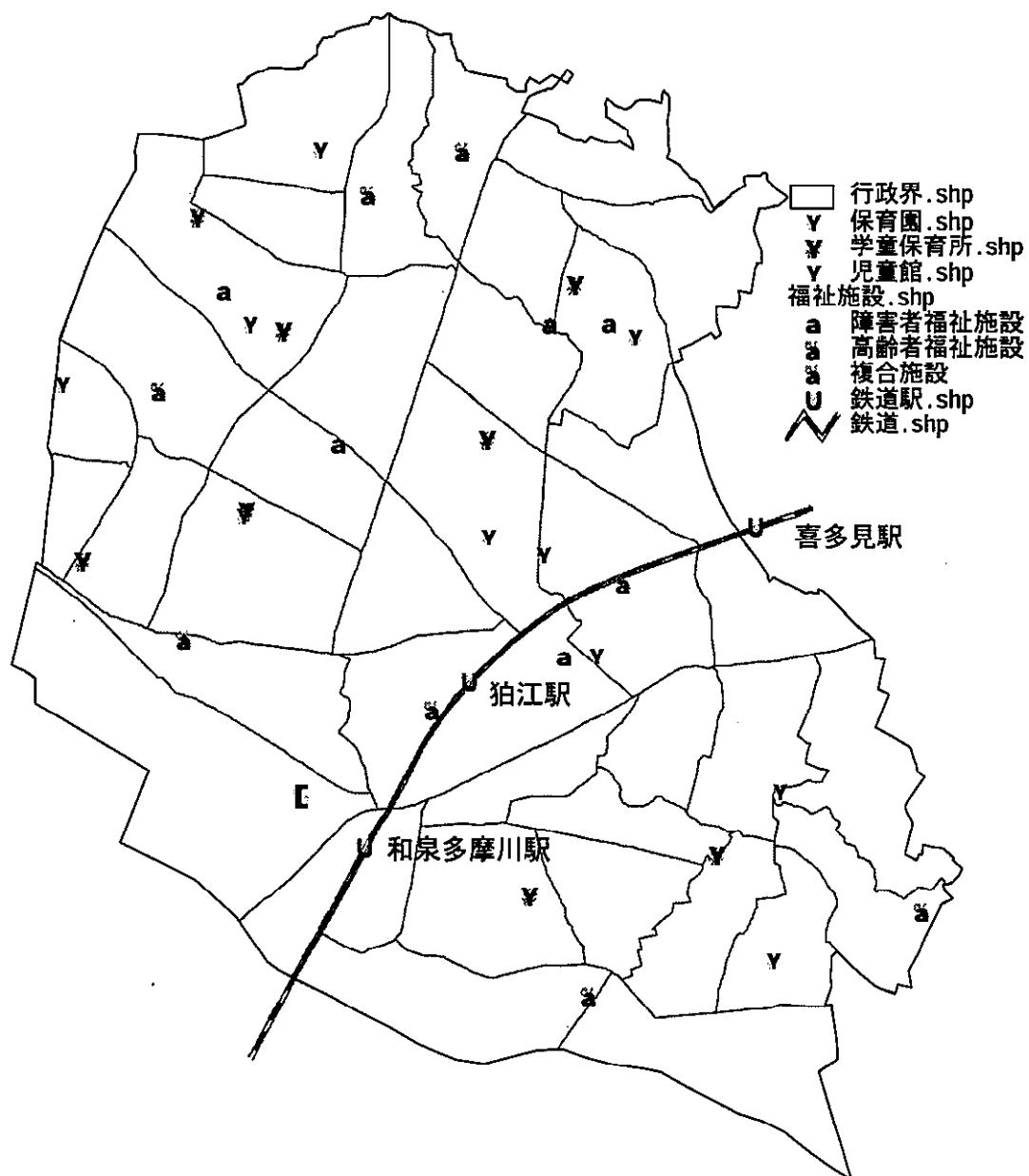


学童保育所の児童数の推移

児童館については、現在市内には岩戸児童センターと和泉児童館の2つの児童館があります。

高齢者福祉施設については、平成7年度に在宅介護支援センター「こまえ苑」、平成11年には「こまえ正吉苑」と「あいとぴあ」が、さらに市役所に基幹型在宅介護支援センターが開設されています。

障害者福祉施設については、平成8年度に障害者福祉センターが、平成11年には障害者地域自立生活支援センターが開設されています。



児童・社会福祉施設配置図

3. 公共・公益施設の整備状況

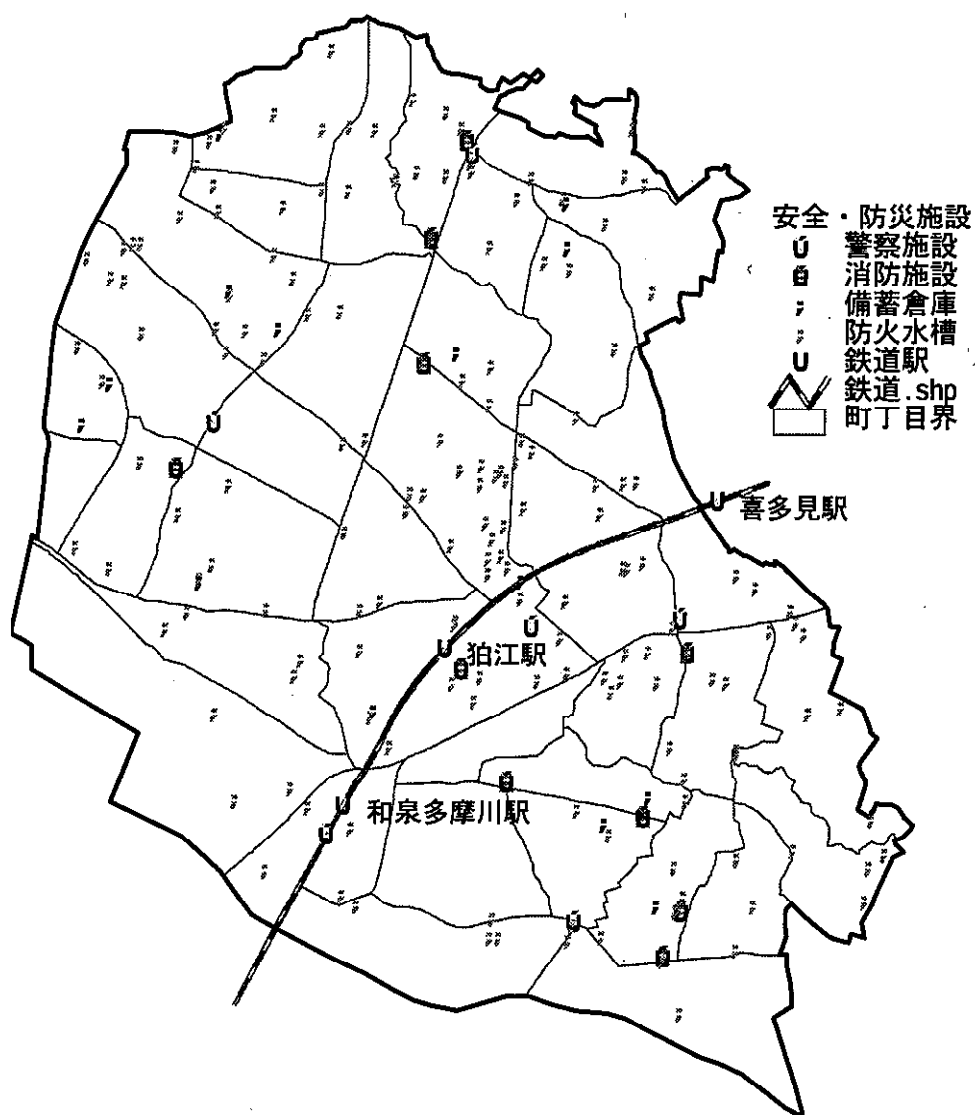
3-4 安全・防災施設

警察施設について、市内には6つの交番があります。

消防施設について、市内には7つの消防団と2つの消防署があります。

防災施設について、市内には4つの広域避難場所と14か所の一時避難場所があります。

広域避難場所は、市立西河原公園、都立狛江高校、防衛庁共済組合狛江スポーツセンター、及び多摩川左岸一帯の4か所からなっており、一時避難場所は、市内8つの小学校(旧第四小学校含む)、4つの中学校、都営狛江住宅及び多摩川住宅の14か所からなっています。



安全・防災施設配置図

3-5 その他の行政施設

庁舎施設について、市内には市役所、水道課事務所とピン・缶リサイクルセンターの3つがあります。

公共駐車場についても、市内には3つあり、いずれも狛江駅の近くに位置しています。

その他の行政施設については、大気汚染測定室、下水道中継ポンプ場の2か所があります。

未利用地については、自転車撤去・保管場所、三角地の2か所があり、いずれも狛江駅の近くという利便性の良い場所に立地されているため、今後その有効活用が課題となります。

公共用として利活用を図れない水路敷跡地については、市内に41か所あり、公共下水道の完備により水路としての機能は無く、一部は空き地としてわずかに水路形態を残していますが、大部分が宅地内介在水路です。



4. 公共施設等再編の考え方

4-1 再編の対象

狛江市の現有公共施設は、施設設置当時の時代要請に基づき整備されてきたため、新時代に対応した抜本的な再編成が必要となっています。特に、ライフスタイルの変化など社会背景の変化に対応した公共施設等の位置付けや定義を再整理し、急激な経済情勢の変化に対応した施設維持・管理方策を検討することが求められています。

本計画は、行政が所管すべきすべての公共施設等を対象とすることを基本としますが、再編検討については狛江市に現有する次の公共施設等を対象とします。

- ① 義務教育施設（小学校・中学校）
- ② コミュニティ施設（市民センター〔公民館〕・地域センター・地区センター）
- ③ 図書施設（図書館・学習情報室・図書室）
- ④ 児童福祉施設（保育園・学童保育所・児童館）
- ⑤ 高齢者福祉施設（高齢者デイケアサービス施設）
- ⑥ スポーツ施設（グラウンド・広場・プール・体育館・テニスコート・ゲートボール場）
- ⑦ 公園施設（街区公園・近隣公園・地区公園・児童遊園）
- ⑧ 防災施設（避難場所・一時避難場所）

4-2 将来フレームの設定

狛江市第3次基本計画（平成12～16年度）においては平成22年に人口72,002人に減少するものと予測していますが、現時点（平成12年）において国勢調査実績を約1,000人下回っている状況にあることから、今回独自に再推計した結果を将来フレームとして設定します。

総人口および年少人口については、今後約10年間（平成22年）は微増傾向となりますが、その後は徐々に減少傾向にあります。

一方、高齢人口については、今後急激に高齢化が進展しますが、平成27年位から増加傾向が鈍化します。

4. 公共施設等再編の考え方

年齢3区分別人口推計結果

上段：人口
下段：比率

		平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年	平成 32 年 2020 年	平成 37 年 2025 年
今回独自推計	年少人口	8,156 人	8,635 人	9,083 人	9,061 人	8,198 人	7,326 人
	0～14 歳)	(10.8%)	(11.2%)	(11.7%)	(11.6%)	(10.6%)	(9.6%)
	生産年齢人口	55,869 人	54,388 人	52,484 人	50,474 人	50,354 人	50,072 人
	15～64 歳)	(73.8%)	(70.5%)	(67.4%)	(64.8%)	(65.2%)	(65.7%)
	高齢人口	11,680 人	14,175 人	16,347 人	18,363 人	18,732 人	18,849 人
	65 歳～)	(15.4%)	(18.4%)	(21.0%)	(23.6%)	(24.2%)	(24.7%)
	合 計	75,705 人	77,198 人	77,914 人	77,898 人	77,284 人	76,247 人
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
参)基本計画推計		74,714 人	73,833 人	72,002 人	69,861 人	—	—

注1) 今回独自推計は、平成 12 年国勢調査結果を基準に、平成 14 年 3 月東京都推計の各係数を用いてコーホート法により算出している。(平成 12 年人口には年齢不詳 6 人分を除いている。)

注2) 基本計画推計は、平成 12 年 2 月に算出したものである。

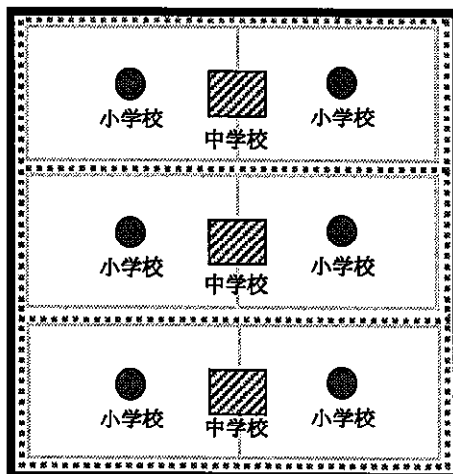
4-3 コミュニティ空間単位の設定

狛江市は行政面積 6.39km² (多摩川河川区域面積を除くと 5.91km²) と比較的コンパクトな都市で、住区計画における「近隣住区論」によると概ね 6～7 のコミュニティ単位を設定することが妥当と考えられます。この近隣住区は、地域コミュニティ形成の基礎単位となるもので、小学校や近隣公園、運動場、郵便局などの公共施設が配置されます。

本計画では、この近隣住区をコミュニティ空間単位の基本単位として設定し、下表のような 3 段階の空間レベルに階層分類します。

なお、公共施設等の再編はこのコミュニティ空間単位により配置的な検討を行い、利用(通学)区域が既定されている義務教育施設については、小学校区は一次生活圈(近隣住区レベル)、中学校区は二次生活圈(地域レベル)と設定します。

コミュニティ空間単位の設定



空間レベル	生活圈	圏域数	圏域の目安
都市	三次	1	行政区域全域
地域	二次	3	概ね中学校区、都市マスタープラン地域区分程度の広がり
近隣住区	一次	6	概ね小学校区、人口 10,000～12,000 人、面積 100ha

- 6つの近隣住区 小学校区)
- 3つの地域 中学校区) ⇒ 2つの小学校区に相当
- 1つの都市

各小学校区の規模比較 参考)

	合計	第一 小学校区	第二 七小 小学校区***	第三 小学校区	第五 小学校区	第六 小学校区	和泉 小学校区
面積* (㎡)	5,912	0,966	1,008	0,965	0,858	0,840	1,276
人口** (人)	74,263	14,086	13,346	12,967	9,922	10,188	13,754

* 各小学校区の面積は、市内の多摩川河川区域面積を除き、GIS データ上で計測したものである。

** 各小学校区の人口は、住民基本台帳の町丁目別各歳人口(平成 14 年 4 月 1 日現在)に基づき、面積按分により算出したものである。

*** 第二 第七小学校の統合がすでに検討されているため、この 2 校の学区を合わせて 1 学区とした。

4-4 公共施設等の基本配置モデルの設定

前項で設定したコミュニティ空間単位に対象公共施設を分類することにより、各公共施設のモデル的なサービス利用圏域と配置施設数を検討することができます。

本計画では、標準的な公共施設のサービス利用圏域と配置施設数を参考としたうえ、狛江市における基本配置モデルを次のとおり設定します。

公共施設のサービス利用圏域と配置施設数

施設分類	施設種類	サービス利用圏域半径		配置施設数		生活圏	参考資料
		本計画	標準	本計画	現況		
義務教育施設	小学校	700m	500m、700m	6	7	一次	公共施設計画「1」 都市 地域計画資料集成)
	中学校	1,000m	700m、1,000m	3	4	二次	"
コミュニティ施設	市民センター	2,000m		1	2	三次	
	地域センター	700m	700m	6	4	一次	住宅公団設計要領」
	地区センター	—	700m	—	3	—	"
	公民館	—	700m	—	(2)	—	"
図書施設	図書館 (中央図書館)	2,000m		1	1	三次	
	図書室 (図書館分室)	700m		6	5	一次	
児童福祉施設	保育園	300m	300m	12	9	—	公共施設計画「1」 都市 地域計画資料集成)
	学童保育所	500m	300m、500m	6	8	一次	"
	児童館	500m	300m、500m	6	2	一次	"
高齢者福祉施設	デイケアサ ービス施設	—		—	3	—	
スポーツ施設	グラウンド広場	700m、 2,000m	700m	6、1	6	一次	公共施設計画「1」 都市 地域計画資料集成)
	プール 体育館	2,000m		各 1	各 1	三次	
公園施設	街区遊園	250m	250m	24	16	—	公共施設計画「1」 都市 地域計画資料集成)
	近隣公園	500m	500m	6	1	一次	"
	地区公園	1,000m	1,000m	3	0	二次	"
防災施設	一時避難場所	500m	500m	—	14	一次	都市防災実務ハンドブック」
	避難場所	2,000m	2,000m	—	4	三次	"

4-5 再編の視点と検討内容

本計画では、施設配置の視点から再編を検討する計画方針レベルと、事業実施の視点から再編を検討する計画実施レベルの二段階に分けて、再編方針及び計画を検討します。

(1) 計画方針レベル

計画方針レベルでは、「必要性」、「公平性」、「効率性」の3つの視点から、公共施設等の再編方針を検討します。

■ 視点①：必要性

【①-1 配置施設数の過不足】

公共施設の基本配置モデルと既存の配置施設数との乖離状況を検討し、公共施設の絶対数の過不足を検討します。

【①-2 サービス利用圏域の過不足】

公共施設のサービス圏域の重複状況と不足状況から、既存公共施設の保有の必要性和新たな公共施設の増設の必要性を検討します。

■ 視点②：公平性

【②-1 アクセシビリティ評価】

各公共施設の機能に応じた利用対象者が平等なサービスを楽しむことができる施設配置を検討するため、通学区域が既定されている小・中学校区を単位としたアクセシビリティ^(注)を評価します。

■ 視点③：効率性

【③-1 施設機能の集約・複合化、分担・連携】

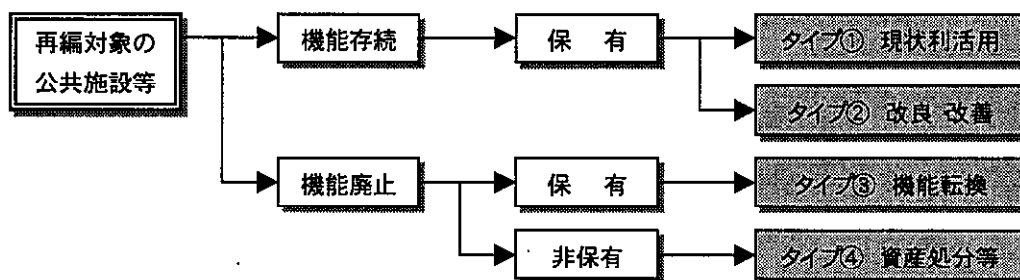
効率的な公共サービスを提供するため、同一施設内への機能の集約・複合化を検討するとともに、分散した複数施設間の機能分担・連携を検討します。

(注) アクセシビリティ：任意のゾーン（人口集積ゾーン）から公共施設への到達のしやすさを意味する近接性指標を指します。

(2) 計画実施レベル

計画実施レベルでは、「実現性」の視点から、公共施設等の再編計画を検討します。検討項目は、充当財源、低・未利用地と余剰施設跡地の状況、住民・行政要望、各施設固有の課題（利用状況・老朽化状況・設備設置状況・周辺環境等）とします。

また、これらの検討結果を踏まえ、各施設の再編方向を次の4タイプに分類し、部門間の優先順位と計画実施期間を考慮した上で再編内容を確定していきます。



公共施設の再編フロー

まず、各公共施設等について、「機能存続」を前提とする公共施設等と「機能廃止」を前提とする公共施設等に分類します。

次に、「機能存続」を前提とする公共施設等は、「保有」を前提として、「現状利活用」と「改良・改善」に分類します。

更に、「機能廃止」を前提とする公共施設等は、「保有」を前提とした「機能転換」と、「非保有」を前提とした「資産処分等」に分類します。

■ タイプ①：現状利活用

現状のまま利活用する公共施設等は、当面、機能更新の必要性が低いものと判断し、新たな投資は行いません。

■ タイプ②：改良・改善

改良・改善する公共施設等は、要求される機能に応じた耐久性向上や機能拡充を施し、施設等の有効活用を図ります。

■ タイプ③：機能転換

機能転換する公共施設等は、現状の機能・役割を果たした施設等として、再編計画に基づく新たな機能・役割へ転換します。

■ タイプ④：資産処分等

資産処分等の対象とする公共施設等は、新たな施設整備・改良・改善を行うための財源として売却します。

5. 公共施設等の再編方針

5-1 義務教育施設

(1) 施設の位置付け

義務教育施設は、近年の少子化傾向を背景に、時間外・休日の地域への開放、余裕教室の転用、他施設機能との複合化など、住民の地域コミュニティにおける活動拠点施設として機能拡充されつつあります。

また、学校教育の自由度拡大により、校風を尊重した教育カリキュラムの実施、学校区の廃止など、独自性や地域性に応じた義務教育施設として、従来までの画一的な位置付けが変化しつつあります。

本計画では、義務教育施設である小学校・中学校を、地域コミュニティ活動の拠点となる児童福祉機能や社会教育機能、防災機能などを兼ね備えた複合機能施設として位置付けます。

■小学校

サービス利用圏域半径700mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所配置すべき義務教育施設として位置付けます。

■中学校

サービス利用圏域半径1,000mを標準に、二次生活圏（地域レベル）において1か所配置すべき義務教育施設として位置付けます。

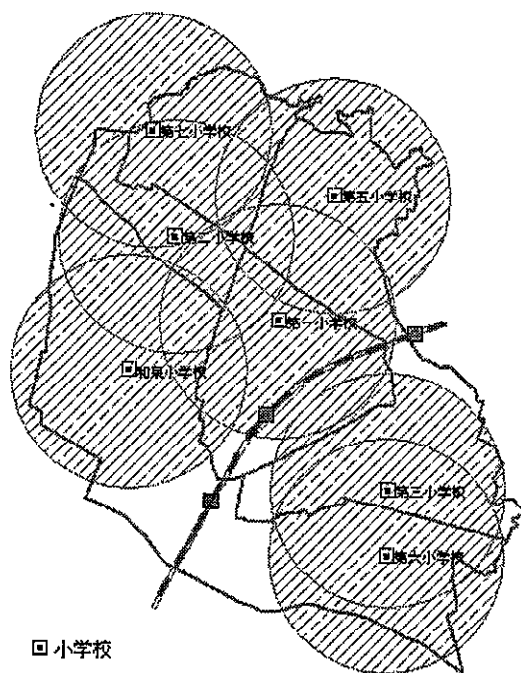
(2) 課題

- ▶ 本市の義務教育施設は、平成15年2月現在、小学校が7か所、中学校が4か所ありますが、基本配置モデルと比較した場合、小学校は6か所、中学校は3か所に再編成する必要があります。（必要性①-1）
- ▶ 小学校の配置状況は、第二小学校と第七小学校、第三小学校と第六小学校が比較的近接して配置され、和泉多摩川駅周辺地域においてサービス不便圏域が存在しているため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置が課題となります。（必要性①-2）
- ▶ 中学校の配置状況は、第一中学校と第四中学校、第二中学校と第三中学校が比較的近接して配置され、市域西側の縁辺部においてサービス不便圏域が存在しているため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置が課題となります。（必要性①-2）
- ▶ 各小・中学校のアクセシビリティ評価は、全体的に学校区間の規模格差があるため、和泉小学校と第四中学校が相対的に低く、通学距離の公平性を確保する適正な施設配置が課題となります。また、小学校から中学校への進学を考慮した「2小学校1中学校」の小・中学校区関係が輻輳しているため、施設の再編成に対応した学校区の見直しが課題となります。（ただし、第三・六小学校と第二中学校は、小・中学校区関係

5. 公共施設等の再編方針

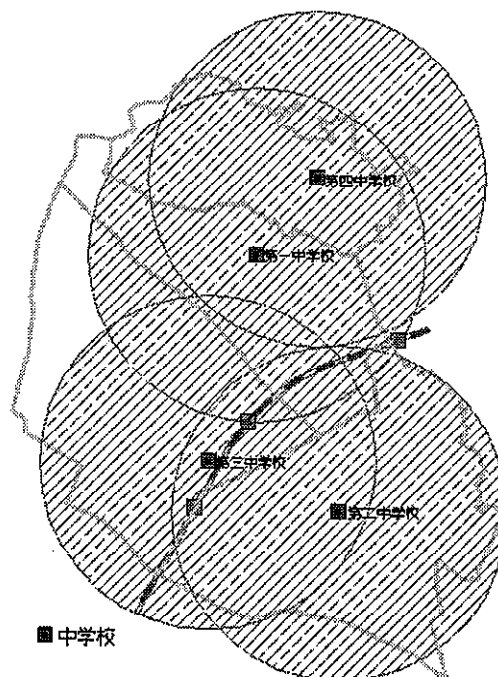
が整理されています。)(公平性②-1)

- 各小・中学校は、都市化の進展に伴う児童・生徒数の増加に応じて順次増設されてきた経過があるものの、近年の少子化による児童・生徒数の減少に伴う空き教室の発生や、建築後 30～40 年を経過する施設（第一小学校、第四中学校を除く）の老朽化が想定されるため、全体的な施設・学校区の再編成を前提とした施設の統合や建替え・改修・補強等が課題となります。(効率性③-1)



【サービス利用圏域】
小学校：700m

小学校の配置状況



【サービス利用圏域】
中学校：1,000m

中学校の配置状況

(3) 再編方針

- 第二・七小学校及び第一・四中学校の統合により、小学校を 6 か所、中学校を 3 か所に再編成します。
- 各小・中学校区の人口・面積規模バランスを考慮した上で、幹線道路等の物理的分断要素により小・中学校区を見直します。
- 現況のサービス不便圏域を極力解消し、施設へのアクセシビリティ評価を改善するために、第三中学校を再配置します。
- フリープレイ機能、学童保育機能、学校給食機能、地域開放型の図書室機能など、義務教育施設への機能集約化・複合化を図ります。
- 統合により余剰する施設は、他機能施設への転用、又は売却を検討します。
- 児童・生徒数の減少傾向と施設耐用年数を踏まえ、必要な修繕（耐震化・環境整備等）を行い、既存施設を有効に利活用します。ただし、中長期的には既存施設の老朽化が顕在化するため、諸条件を勘案の上、施設の建替えを検討します。

5-2. コミュニティ施設

(1) 施設の位置付け

コミュニティ施設は、地域コミュニティにおける住民の多様な学習機会や交流・活動の場所を提供し、地域コミュニティの形成・維持に寄与することから、住民の日常生活に最も身近な公共施設として位置付けられます。

本計画では、市民センター・地域センター・地区センターをコミュニティ施設として位置付け、住民ニーズに対応して、次のような機能分担により多様な機能拡充を図るものとします。

なお、現在、中央公民館・中央図書館を市民センターと位置付けていますが、本計画では既存の2つの公民館（社会教育施設）を市民センターとして位置付けるものとします。

■市民センター（公民館）

サービス利用圏半径2,000mを標準に、三次生活圏（都市レベル）において1か所配置すべき市民の諸活動（集会、学習、研修、スポーツ・レクリエーション、文化活動等）の拠点となる施設とします。地域センターより規模が大きく、多目的ホールなど大規模な施設機能が充実されます。

なお、地域センターが未設置の一次生活圏（近隣住区レベル）においては、地域センターとしての機能も併せ持つこととします。

■地域センター

サービス利用圏半径700mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所配置すべき市民の諸活動（集会、学習、研修、スポーツ・レクリエーション、文化活動等）の拠点となる施設とします。主に、会議室、図書室、児童室、展示室、講義室又は実験実習室、事務室により構成されます。

■地区センター

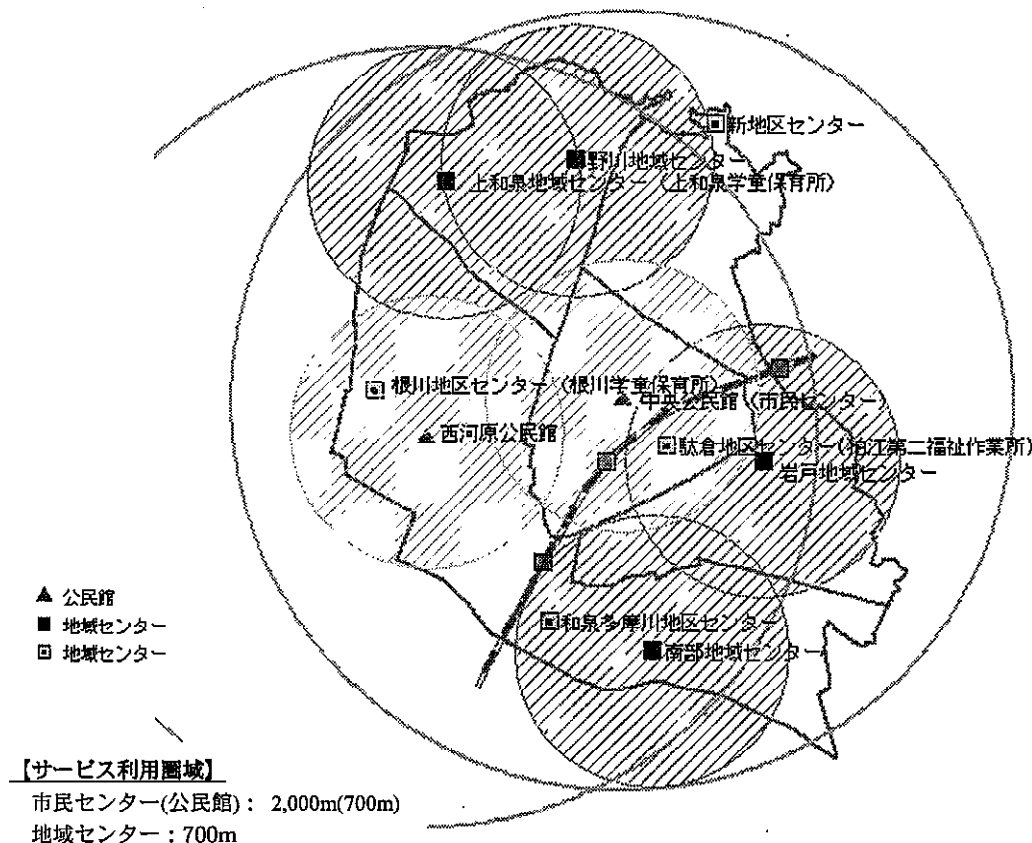
専ら地区住民（自治会等）が集会するための施設とし、地区による維持・管理を基本することから、本再編方針の中では取り扱わないものとします。

(2) 課題

- 本市のコミュニティ施設は、平成15年2月現在、市民センター（公民館）が2か所、地域センターが4か所ありますが、基本配置モデルと比較した場合、市民センターは1か所、地域センターは6か所に再編成する必要があります。特に、地域センターは一次生活圏（概ね小学校区）において配置される必要がありますが、第五小学校区には配置されていないため、新たな施設配置が課題となります。（必要性①-1）
- 市民センター（公民館）の配置状況は、概ね市域中央部に配置され、市域全体がサービス利用圏域に含まれますが、近接して配置されている中央公民館と西河原公民館の機能分担・連携が課題となります。（必要性①-2、効率性③-1）
- 地域センターの配置状況は、中央公民館と西河原公民館の地域センターとしてのサービス利用圏域外をカバーする形で市域北部と南東部に配置され、特に、上和泉地域セ

5. 公共施設等の再編方針

ンターと野川地域センターが比較的近接して配置されています。市域北東部・南東部・南西部の一部の地域においてサービス不便圏域が存在しているため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置が課題となります。(必要性①-2)



コミュニティ施設の配置状況

(3) 再編方針

- 中央公民館及び西河原公民館は、市民センターとしての本来機能を2か所で機能分担・連携するとともに、地域センターとしての機能も兼ね備えることにより、既存施設の有効的な利活用を図ります。
- 岩戸地域センターを新たな事業用地に移転することにより、市域南東部におけるサービス不便圏域の解消を図ります。
- 第五小学校区は、当面、最も近接している既存の野川地域センターを活用します。また、補完施設として新地区センター(谷戸橋北側の中高層住宅建設に伴う地域還元施設)を活用します。
- 児童館機能、行政窓口機能など、コミュニティ施設への機能集約化・複合化を図ります。

5-3 図書施設

(1) 施設の位置付け

図書施設は、市民が手軽に知識や情報を収集し、文化や歴史などを学ぶ社会教育施設として位置付けられます。昨今の利用者ニーズの多様化・高度化や情報化の進展などを背景に、新たな図書施設機能の拡充が求められております。

本計画では、図書館・学習情報室・図書室を図書施設として位置付け、次のような機能分担により図書館サービスの充実を図るものとします。

■図書館（中央図書館）

サービス利用圏域半径2,000mを標準に、三次生活圏（都市レベル）において1か所配置すべき図書館サービス（図書・資料等の閲覧・貸し出し等）を提供する拠点機能施設とします。図書室と比較して、交流機能、調査・研究機能、高度情報機能等の施設機能が充実されます。

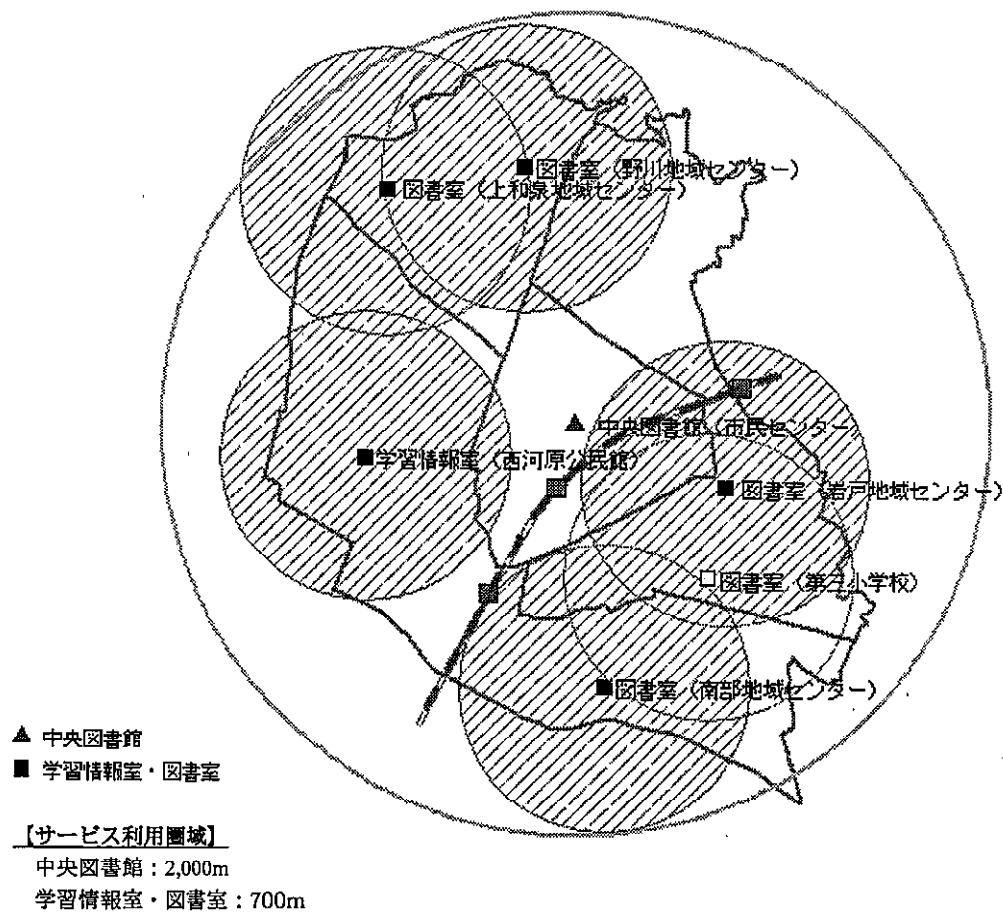
■学習情報室・図書室（図書館分室）

サービス利用圏域半径700mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所配置すべき図書館サービス（図書・資料等の閲覧・貸し出し等）を提供する分室機能施設とします。中央図書館との情報ネットワーク回線による連携により、身近なサービス利用機会の拡大を図ります。

(2) 課題

- 本市の図書施設は、平成15年2月現在、中央図書館（市民センター）が1か所、学習情報室（西河原公民館）が1か所、図書室が4か所（各地域センター）ありますが、基本配置モデルと比較した場合、中央図書館は1か所、図書館分室（図書室）は6か所に再編成する必要があります。（必要性①－1）
- 中央図書館の配置状況は、市域中央部に配置され、市域全体がサービス利用圏域に含まれますが、収蔵能力の拡大や情報化への対応などの面で限界が有り、機能充実と規模拡充が課題となります。（必要性①－2）
- 学習情報室及び図書室の配置状況は、中央図書館と情報ネットワーク回線で結ばれており、中央図書館が立地している一次生活圏（概ね第一小学校区）のサービス利用圏域外をカバーする形で配置され、特に、上和泉地域センター内図書室と野川地域センター内図書室が比較的近接して配置されています。市域北東部・南東部・南西部の一部の地域においてサービス不便圏域が存在しているため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置が課題となります。（必要性①－2）
- 現在、第三小学校の図書室が一般開放されており、児童向けの図書館サービスの充実が図られていることから、今後、他小学校の図書室の一般開放が課題となります。（効率性③－1）

5. 公共施設等の再編方針



図書施設の配置状況

（3）再編方針

- 中央図書館は、施設有効スペース・機能の不足を解消し、蔵書拡大や情報化への対応など図書館サービスの拡充を図るため、利便性が高く現施設に近接する第三中学校の再配置跡地に中央図書館を移転します。更に、中央図書館の移転跡地に新たな図書室を整備し、図書館サービスの低下を防止します。
- 児童向けの図書館サービス向上のため、各小学校の図書室の一般開放を推進します。
- 岩戸地域センター内図書室は、コミュニティ施設の移転と併せて新たな事業用地に移転することにより、市城南東部におけるサービス不便圏域の解消を図ります。
- 第五小学校区は、当面、最も近接している野川地域センター内図書室を活用します。

5-4 児童福祉施設

(1) 施設の位置付け

児童福祉施設は、少子化や核家族化などを背景に、量より質を重視した多様かつきめ細かな福祉サービスの向上が求められています。

本計画では、保育園・学童保育所・児童館を児童福祉施設として位置付け、次のような機能分担により福祉サービスの充実を図るものとします。

■保育園

サービス利用圏域半径300mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において2か所配置すべき児童福祉施設として位置付け、小学校入学までの未就学児童を対象に、保育サービス（保育・遊戯・食事等）を提供する施設として位置付けます。

主に通勤途中で利用する「駅型保育園」と、居住地に隣接する「地域型保育園」に区分します。

■学童保育所

サービス利用圏域半径500mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所配置すべき児童福祉施設として位置付け、小学校に在学する3年生以下の児童を対象に、放課後保育サービスを提供する施設として位置付けます。

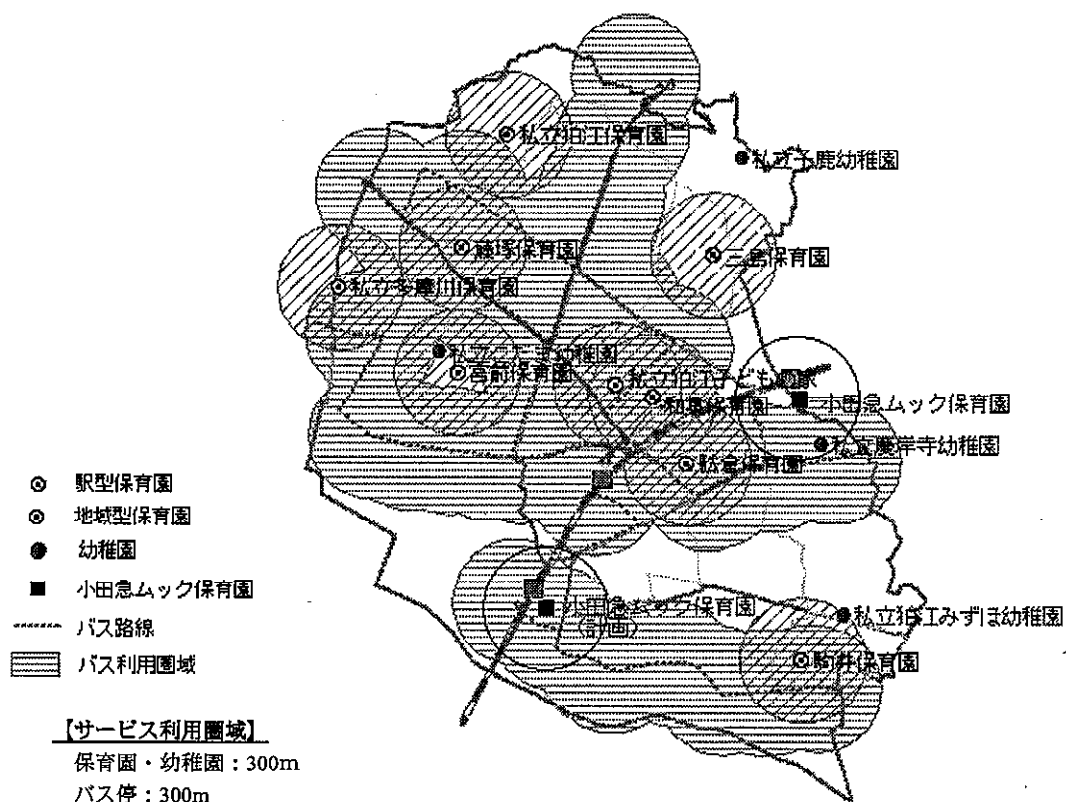
■児童館

サービス利用圏域半径500mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所配置すべき児童福祉施設として位置付け、児童を対象に個別又は集団的（児童クラブなど）に遊び、読書、集会、遊戯、運動などを指導する地域福祉活動の拠点施設として位置付けます。

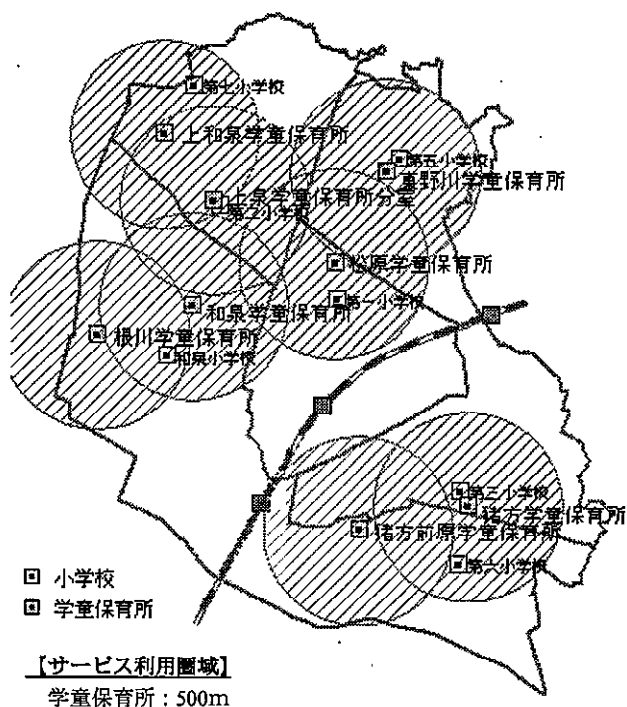
(2) 課題

- 本市の児童福祉施設は、平成15年2月現在、保育園が9か所、学童保育所が8か所、児童館が2か所ありますが、基本配置モデルと比較した場合、保育園は12か所、学童保育所は6か所、児童館は6か所に再編成する必要があります。（必要性①－1）
- 保育園の配置状況は、市域北部と中央部で比較的密に配置され、定期バス利用や民間幼稚園等を含めて評価してみても、市域南東部と北部においてサービス不便圏域が存在するため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置と民間幼稚園等との機能連携が課題となります。（必要性①－2、効率性③－1）
- 学童保育所の配置状況は、上和泉学童保育所と上和泉学童保育所分室、和泉学童保育所と根川学童保育所が比較的近接して配置され、市域中央部においてサービス不便圏域が存在するため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置が課題となります。（必要性①－2）
- 児童館の配置状況は、運営主体が民間の児童館が2か所しか配置されていなく、広い範囲でサービス不便圏域が存在するため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置と民間との機能連携など効率的な機能確保が課題となります。（必要性①－2、効率性③－1）

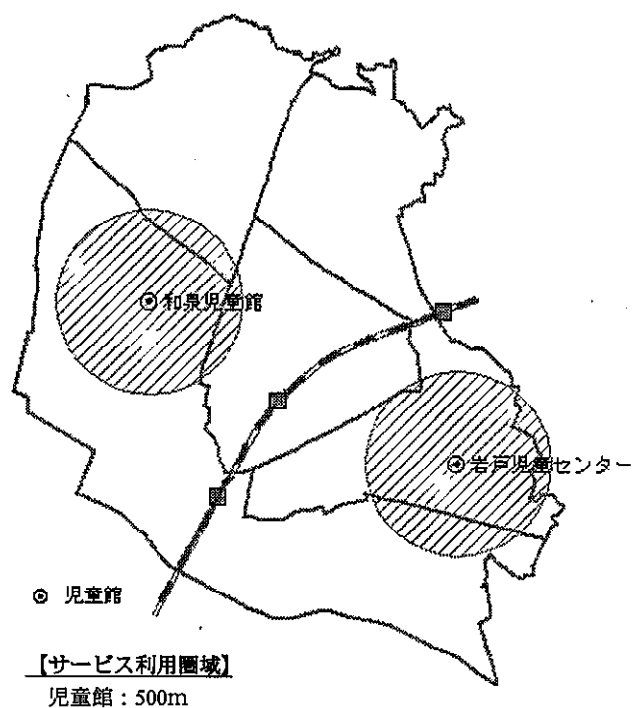
5. 公共施設等の再編方針



保育園の配置状況



学童保育所の配置状況



児童館の配置状況

(3) 再編方針

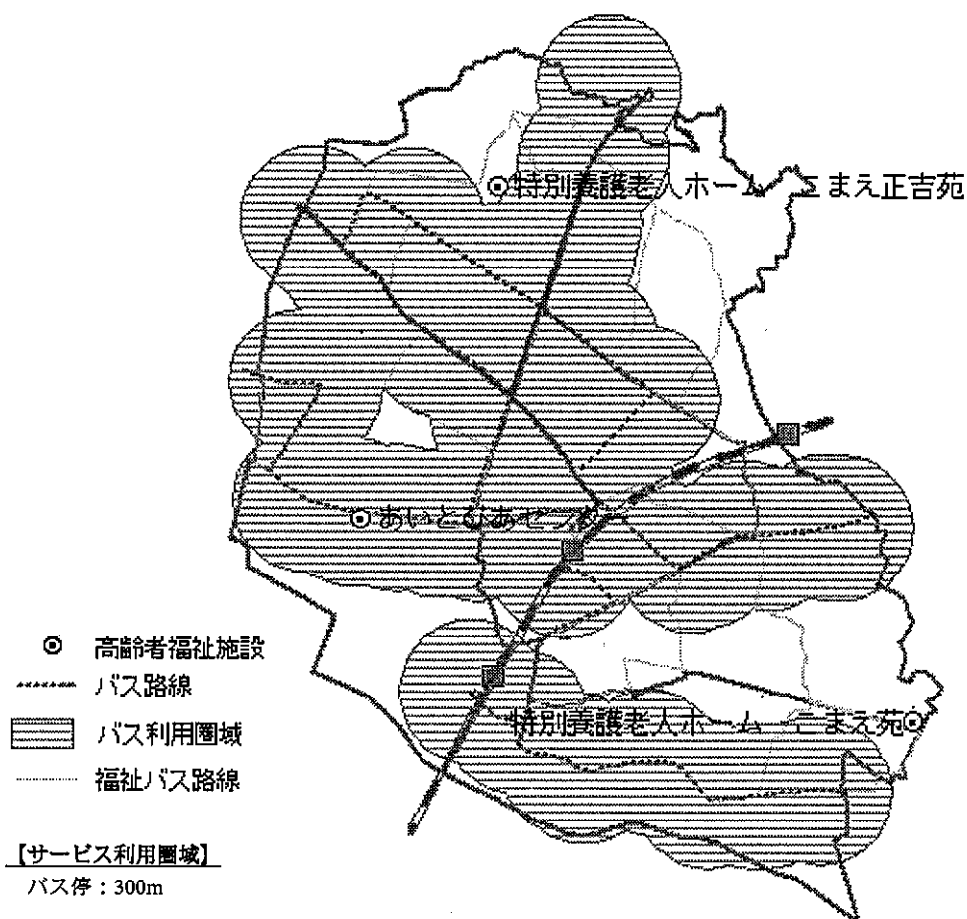
- 保育園は、公共施設としての新たな施設増設は行わず、民間の事業拡充支援（駅型保育園の拡充・幼稚園の保育園化）と保育サービス（低年齢児の受入拡大・延長保育の拡大・一時保育の拡大）の向上を図ります。
- 学童保育所は、各小学校区に1か所を基本に配置し、余剰施設の発生や事業用地の確保など事業化の可能性を担保した上で、義務教育施設の再編成と併せて小学校との機能統合（校内又は隣接地に配置）を図ります。
- また、統廃合により余剰する施設は、他機能施設への転用を検討します。
- 児童館は、理想的な施設数を新設することは難しいため、既存の民間主導型施設の維持支援を図りつつ、各地域センターにおける児童館機能の拡充を図ります。

5-5 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設は、高齢社会を背景に、質・量共に重視した多様かつきめ細かな施設福祉サービスと在宅福祉サービスの向上が求められています。

本計画では、施設配置バランスが福祉サービスに大きく影響される高齢者デイサービス施設に限定して、在宅高齢者の通所サービスに関わる検討を行いました。施設配置において特に課題がみられないため、再編計画の対象外として扱うものとします。

- 本市の高齢者デイサービス施設は、平成 15 年 2 月現在、3 か所あります。
- 高齢者デイサービス施設は、市域北部、西部および南東部に 1 か所ずつ配置されており、施設へのアクセスは公共交通機関である定期路線バスを利用するほか、定期路線バスの利便圏域以外に循環している福祉バスへの利用も可能であるため、施設配置においては特に課題がみられません。



高齢者福祉施設の配置状況

5-6 スポーツ施設

(1) 施設の位置付け

スポーツ施設は、市民の健康増進やレクリエーション機会拡大を図るために、一定機能以上を満足した多様な施設が必要となります。

本計画では、グラウンド・広場、プール・体育館、テニスコート・ゲートボール場をスポーツ施設として位置付け、次のような機能分担により利用サービスの充実を図るものとしします。

■グラウンド・広場

サービス利用圏域半径700mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所分散配置すべき多目的なスポーツ施設と、サービス利用圏域半径2,000mを標準に、三次生活圏（都市レベル）において1か所拠点配置すべき専用スポーツ施設に区分します。

多目的なスポーツ施設は、運動種目に限定されない一般的な屋外スポーツが可能な小規模施設として位置付け、何時でも自由に利用できる身近なスポーツ施設として義務教育施設や近隣公園等の既存施設の利用も前提とします。

専用スポーツ施設は、運動種目（野球・サッカー・陸上等）を限定した競技大会の開催も可能な機能が充実した大規模施設として位置付けます。

■プール・体育館

サービス利用圏域半径2,000mを標準に、三次生活圏（都市レベル）において1か所配置すべき専用スポーツ施設として位置付け、公共主導型で設置されるべき大規模施設とします。

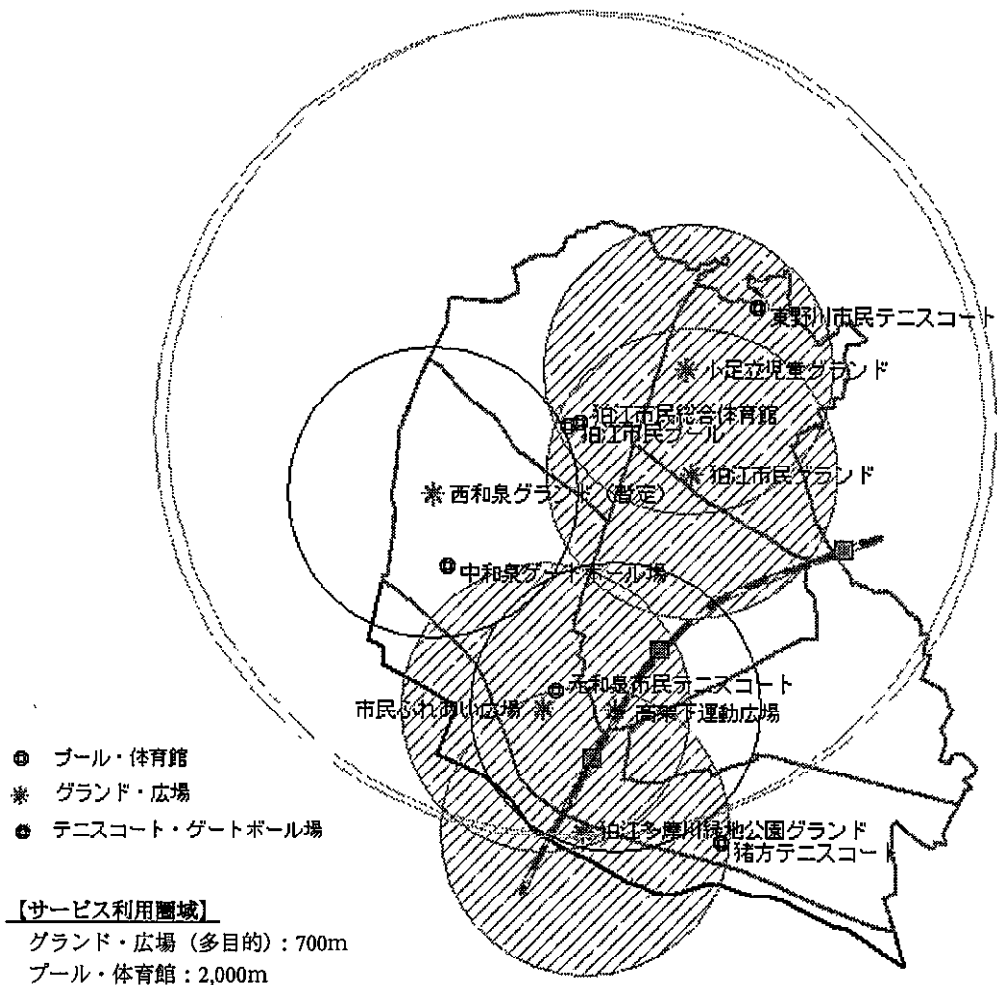
■テニスコート・ゲートボール場

比較的需要が高い専用スポーツ施設で、民間主導の運営が可能であるため、本再編方針の中では取り扱わないものとします。

(2) 課題

- ▶ 本市のスポーツ施設は、平成15年2月現在、グラウンド・広場が6か所、プールが1か所、体育館が1か所ありますが、基本配置モデルと比較した場合、グラウンド・広場は都市レベルが1か所、近隣住区レベルが6か所に統廃合する必要があります。（必要性①－1）
- ▶ グラウンド・広場の配置状況は、小足立児童グラウンドと狛江市民グラウンド、市民ふれあい広場と狛江市多摩川緑地公園グラウンドが比較的近接して配置され、市域北西部と南東部においてサービス不便圏域が存在しているため、近隣住区レベルにおける多目的なスポーツ施設のサービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置と他既存施設の有効活用が課題となります。また、都市レベルにおける専用スポーツ施設が無いため、新たな施設配置が課題となります。（必要性①－2、効率性③－1）
- ▶ プール・体育館の配置状況は、市域西部に偏在していますが、施設数では満足しています。

5. 公共施設等の再編方針



スポーツ施設の配置状況

（3）再編方針

- 近隣住区レベルのグラウンド・広場は、他公共施設（義務教育施設・近隣公園等）の兼用促進を図ることにより、一次生活圏に1か所を基本に再編成します。
- また、不足している都市レベルのグラウンド・広場は、都水道局用地を活用して市民ふれあい広場の施設拡充を行い、防災機能を有した運動公園として整備に努めます。

5-7 公園施設

(1) 施設の位置付け

公園施設は、市民が自然緑地と親しみ、スポーツ・レクリエーション機会を提供し、災害時における防災施設として機能するため、緑の基本計画に基づき計画的な施設整備が求められます。

本計画では、街区公園、近隣公園、地区公園、児童遊園など住区基幹公園を公園施設として位置付け、次のような機能分担により利用サービスの充実を図るものとします。

■街区公園

サービス利用圏域半径250m（面積0.25ha）を標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において4か所配置すべき公園施設として位置付けます。

■近隣公園

サービス利用圏域半径500m（面積2ha）を標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所配置すべき公園施設として位置付け、小規模な多目的広場や地震災害時における一時避難地としても機能します。

■地区公園

サービス利用圏域半径1,000m（面積4ha）を標準に、二次生活圏（地域レベル）において1か所配置すべき公園施設として位置付け、小規模な多目的広場や地震災害時における一時避難地としても機能します。

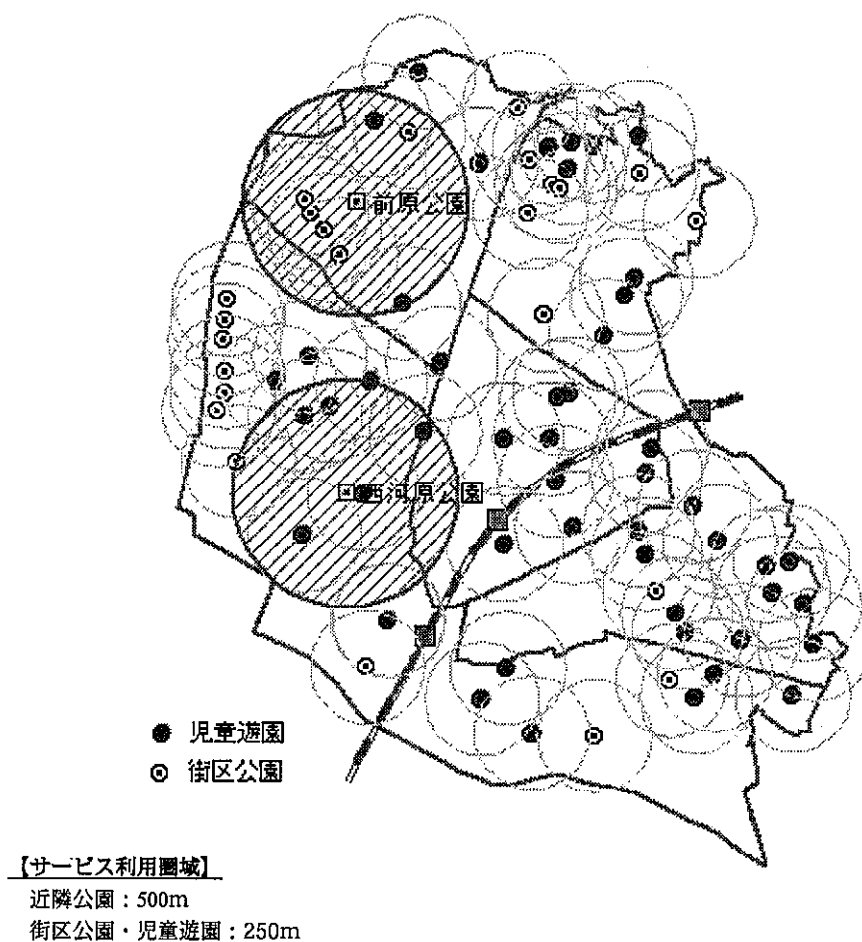
■児童遊園

開発行為等に伴い設置された公園で、街区公園と同等又は以下の公園施設として位置付けます。

(2) 課題

- 本市の公園施設は、平成14年3月現在、街区公園は16か所、近隣公園は1か所、地区公園は無く、児童遊園は51か所あります。基本配置モデルと比較した場合、絶対数が不足しているため街区公園は24か所、近隣公園は6か所、地区公園は3か所に増加する必要があります。（必要性①－1）
- 街区公園・児童遊園の配置状況は、市域全域が概ねサービス利用圏域に含まれるため、特に課題が見られません。（必要性①－2）
- 近隣公園・地区公園の配置状況は、市域西北部の前原公園の1か所しかなく、同等規模のその他公園である西河原公園を含めても多くのサービス不便圏域が存在しているため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置が課題となります。（必要性①－2）

5. 公共施設等の再編方針



公園施設の配置状況

(3) 再編方針

- 近隣公園は、緑の基本計画に基づき、余剰施設の発生や事業用地の確保など事業化の可能性を担保した上で、新たな施設の設置を検討します。
- 市民ふれあい広場の施設拡充により、都市基幹公園として防災機能を有した運動公園を整備します。

5-8 防災施設

(1) 施設の位置付け

防災施設は、地震や風水害などの災害時において、避難場所や避難路、防災活動拠点として機能するもので、地域防災計画に基づき、予想される被害状況に対応した計画的な施設整備と、既存施設の適正な指定・維持管理が求められます。

本計画では、住民の避難活動の対象となる避難場所・避難所を防災施設として位置付け、次のような機能分担により防災対策の充実を図るものとします。

■避難場所（広域避難場所）

サービス利用圏域半径2,000mを標準に、三次生活圏（都市レベル）において1か所配置すべき地震災害時の広域避難地として位置付けます。

大規模地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを指定します。

■一時避難場所

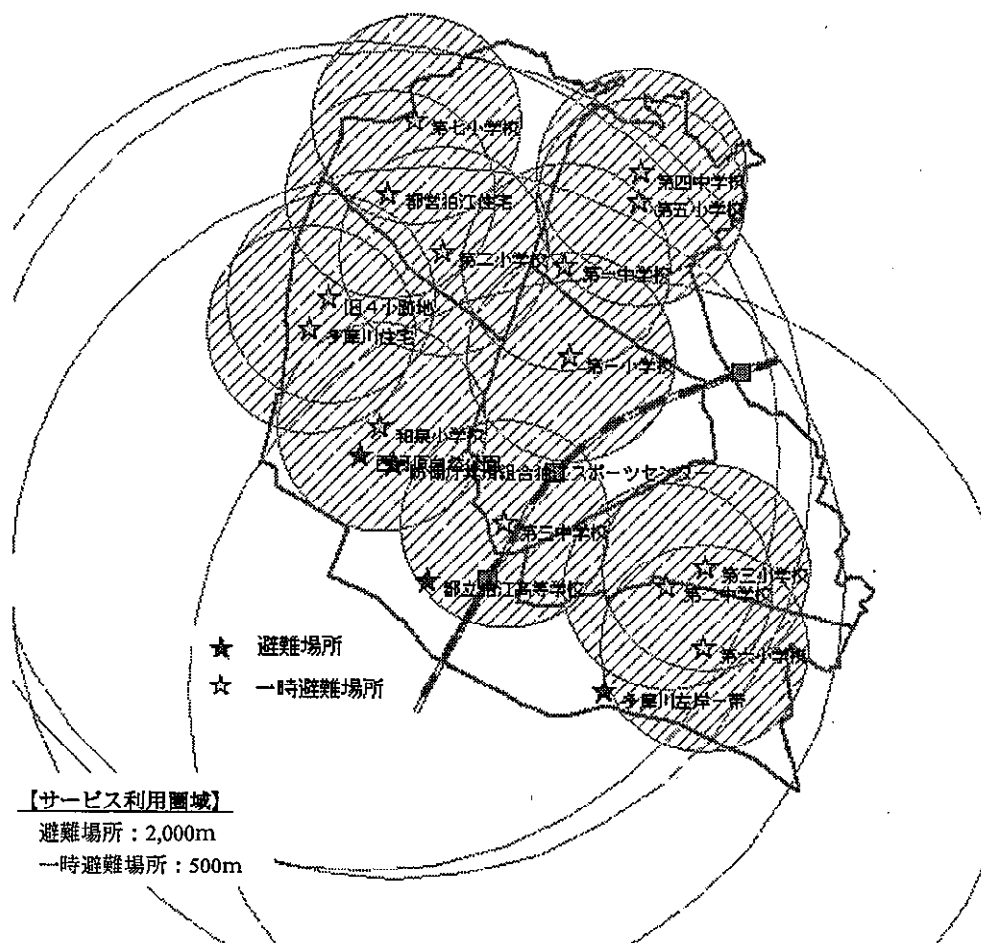
サービス利用圏域半径500mを標準に、一次生活圏（近隣住区レベル）において1か所配置すべき地震災害時の一時避難地として位置付けます。

避難場所に避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は避難者が避難のために一時的集団を形成する場所で、集合した避難者の安全が確保されるスペースを有する小学校・中学校のグラウンド等を指定します。

(2) 課題

- 防災施設は、平成15年2月現在、避難場所が4か所、一時避難場所が14か所指定されていますが、想定被害に対応した避難者を収容する施設機能の確保が課題となります。（必要性①-1）
- 避難場所の配置状況は、市域北端部を除いてほぼサービス利用圏域に含まれるため、特に課題が見られません。（必要性①-2）
- 一時避難場所の配置状況は、市域東部と南西部においてサービス不便圏域が存在しているため、サービス利用圏域の過不足を解消する適正な施設配置が課題となります。（必要性①-2）
- 一時避難場所に指定されている義務教育施設は、建築後30～40年を経過する施設（第一小学校、第四中学校を除く）の老朽化が想定されるため、義務教育施設の再編成と併せた施設の統合や建替え・改修・補強等が課題となります。（効率性③-1）

5. 公共施設等の再編方針



防災施設の配置状況

(3) 再編方針

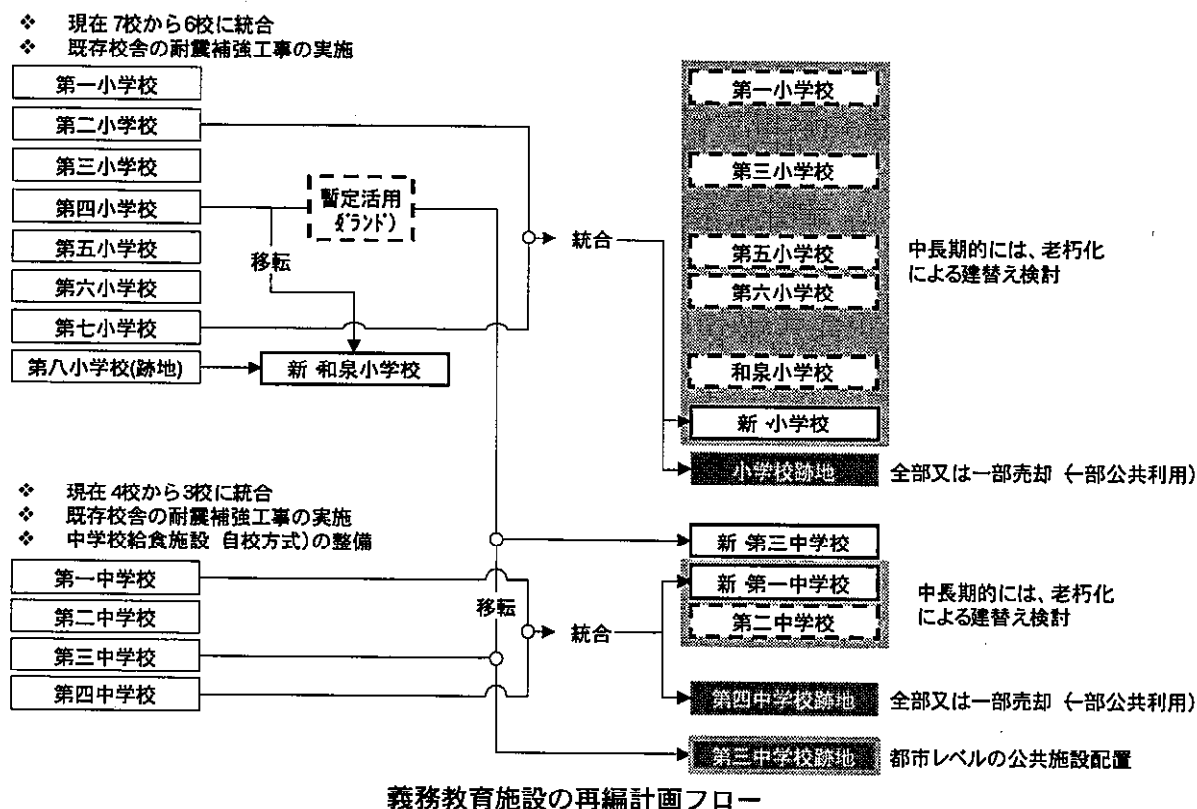
- 義務教育施設の再編成と併せて、一時避難場所を指定・廃止します。
- 一定規模以上のスポーツ施設や公園施設の新たな整備に対応した一時避難場所の追加指定と、義務教育施設の再編成に対応した屋内系の避難所の追加指定を検討します。

6. 公共施設等の再編計画

6-1 義務教育施設の再編

義務教育施設は、平成9年2月に「狛江市立小・中学校適正規模等検討委員会」の答申において、小学校6校、中学校3校が適正規模であるとの方針を受けて、教育委員会では平成10年12月に小・中学校の適正規模についての考え方を示しております。

これらを踏まえ、義務教育施設については、次のような再編計画とします。



(1) 小学校の再編

小学校については、第四小学校と第八小学校、第二小学校と第七小学校を統廃合して6校とします。

✓ 第四・第八小学校統合

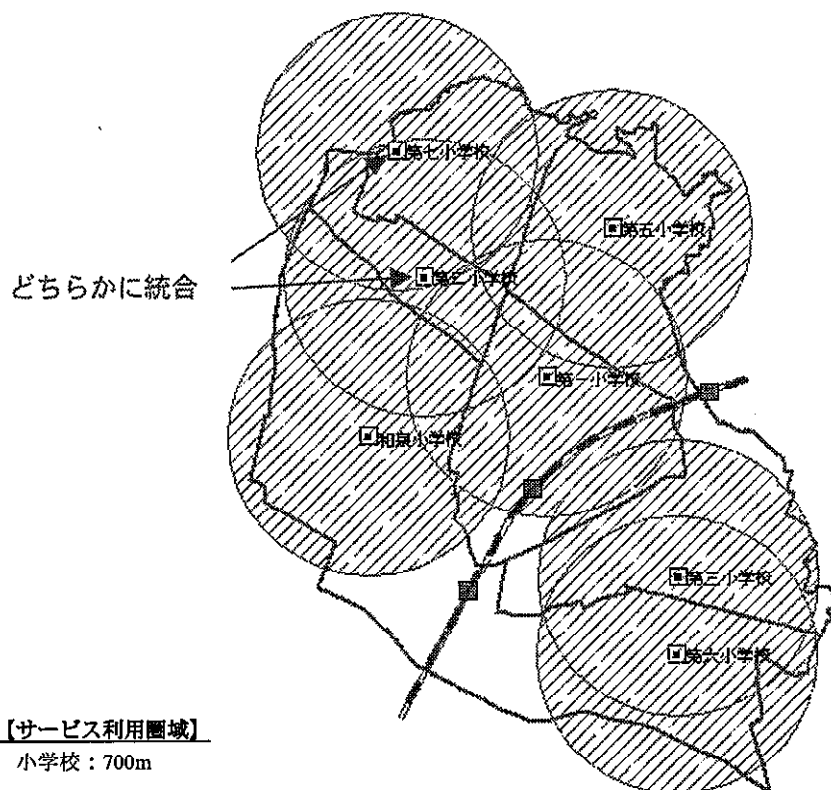
第四小学校と第八小学校は平成13年3月31日に両校を閉校し、新しく和泉小学校として再編されています。

✓ 第二・第七小学校統合

第二小学校と第七小学校は、統合することを前提に「狛江市立狛江第二・第七小学校統合推進協議会」が設置され検討を行っています。

6. 公共施設等の再編計画

どちらに統合するかについては、協議会で検討中であることから本計画では定めな
いものとします。



小学校の再編計画（平成 15～24 年度）

✓ 旧第四小学校跡地

旧第四小学校跡地は現在、グラウンド等として暫定活用しています。

この跡地は多摩川住宅の開発時に、公共施設・公益的施設として都市計画法第 11 条に規定される都市施設の一団地の住宅施設として都市計画決定されているため、売却もしくは小学校以外の目的に恒久的な活用をする場合、地域住民の理解を得たうえで都市計画変更する必要があります。

✓ 統合後の第二 第七小学校跡地

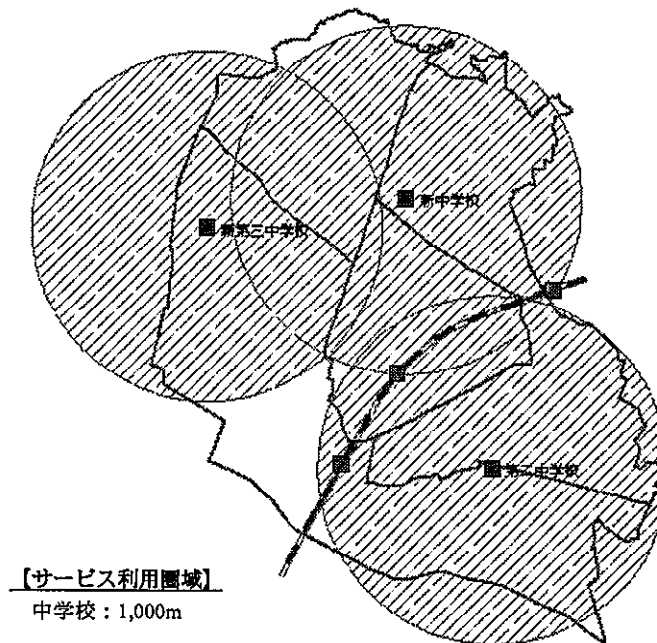
本再編計画では、教育関係施設の改造・改築を含む公共施設等の整備が必要となります。統合後の跡地は、これらの財源の一部を充当するために売却することを前提とします。ただし、跡地すべてを売却対象とするかについては、一部を公園・緑地的に利用するなどの検討を要します。

(2) 中学校の再編

中学校については、第一中学校と第四中学校を統合して3校とします。

✓ 第一・第四中学校統合

新しい中学校は、教育委員会の方針やアクセシビリティの優位性から、第一中学校の施設を使用します。第四中学校は機能廃止します。



中学校の再編計画（平成 15～24 年度）

✓ 統合後の第四中学校跡地

統合後の第二・第七小学校跡地と同様に、統合後の跡地は再編計画の財源の一部を充当するために売却することを前提とします。ただし、跡地すべてを売却対象とするかについては、一部を公園・緑地的に利用するなどの検討を要します。

✓ 第三中学校の移転

第三中学校の通学環境は、第二中学校の学校区との近接や小田急線の複々線化（高架化）に伴う教育環境の悪化などの課題があり、将来的に移転が必要な学校として認識されています。これらの改善を図るため、小学校の統廃合によって現在、暫定利用されている旧第四小学校跡地への移転を検討します。

第三中学校の移転先の条件としては、現在の第三中学校の敷地面積 13,363 m²（4,049 坪）以上を確保でき、現在より通学環境・教育環境が良好である必要があります。

6. 公共施設等の再編計画

旧第四小学校跡地は敷地面積 14,176 m² (4,295 坪) と第三中学校より広く、多摩川に近い多摩川住宅内に位置しており、周辺現況からも教育環境は良好であります。また、前述したように、都市施設の一団地の住宅施設として都市計画決定されていますが、小学校から中学校への変更であれば、地域住民の理解や都市計画の位置付けからも適当であると考えられます。

よって、第三中学校は旧第四小学校跡地に移転します。

第三中学校と旧第四小学校の現況

	敷地面積 (m ²)	建築年月日	周辺環境	周辺道路状況
第三中学校	13,363	S48.5 他	小田急線高架橋脇のため、あまり良くない。	生活道路に面しているが、比較的交通量が多い。
旧第四小学校	14,176	S41.8 他	比較的古い住宅街	交通量も少なく、生活道路として支障のない幅員である。

✓ 第三中学校移転後の跡地利用

第三中学校は小田急線狛江駅と和泉多摩川駅のほぼ中間に位置し、それぞれの駅からおよそ 300m の距離にあり利便性は良好です。そのため、全市民を対象とする都市レベルの公共施設の配置に適しています。

✓ 第三中学校既存校舎の活用

第三中学校移転後の校舎については、各種の福祉施設の受け入れ、歴史文化遺産の保管場所や展示室、市民活動支援センター、情報サービスコーナー、教育研究所の移転配置、リサイクル広場等の取り込みが考えられます。

校舎の延床面積は 5,781 m² (1,751 坪) あるので、すべてを活用するのであれば、かなりの施設を取り込めますが、今後新たに必要となる公共施設も考えられることから、オープンスペースとして残しておくことも考えるものとします。

しかし、本計画においては既存校舎を活用する場合にかかる整備費は見込みますが、施設は限定しないものとします。

三中移転跡地事業地(新図書館構想)については、後述するケーススタディで検討しています。

(3) 小・中学校区再編の検討

現在の学区域で「2 小学校 1 中学校」と整合しているのは第三・第六小学校と第二中学校のみであり、小・中学校の再配置にあわせ既存の学区域についての再考を教育委員会で検討してもらいます。

(4) 中学校給食サービス

現在、中学校では給食を実施していませんが、平成 9 年 3 月に「狛江市立中学校給食検討委員会」（以下、「給食検討委員会」という。）答申での方針を受け、平成 11 年 8 月に教育委員会も自校方式で実施することが望ましいとの考えを示しています。

これらを受け、中学校の再編とともに、中学校給食を自校方式で実施する給食室を整備します。その規模について、給食検討委員会で示された既存小学校の給食室の平均規模（概ね 200 m²）の倍の規模として、400 m²（121 坪）を概略規模としています。

中学校給食を実施するための施設としては、給食室と各教室までの配膳に必要なエレベータの設置などの整備が必要となりこれらの施設を単独で整備することは、敷地の確保や構造上の問題などから困難です。

よって、本再編計画では効率的な施設整備の観点から、中学校の統合・移転、校舎の改修に合わせて整備します。

- 第一中学校は第四中学校との統合時に整備します。
- 第二中学校は校舎等の補強・改築時に整備します。
- 第三中学校は旧第四小学校跡地への移転時に整備します。

給食施設配置については、後述するケーススタディで検討しています。

(5) 小・中学校の校舎耐震補強

建築基準法は、1950 年に法律第 201 号として制定され、1968 年の十勝沖地震、1978 年の宮城県沖地震などによる被害の経緯を踏まえ、1971 年、1981 年の 2 度にわたり耐震規定関係が大きく改正され、1995 年阪神・淡路大震災後の 1998 年に性能規定化への方角をめざした大幅な見直しがなされました。

1995 年阪神・淡路大震災では、1981 年以前の旧耐震基準によって建てられた建物の被害が甚大であったことから、震災後に得られた教訓を踏まえ、建築基準法の見直しのみならず、既存建築物の耐震性能向上のための諸施策が実施されました。

この施策の一環として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が 1995 年 10 月に制定され、不特定多数の者が利用する建築物のみならず、個人住宅をはじめとするあらゆる建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための処置が講じられることとなりました。

また、文部科学省でも「公立小中学校の既存建物耐震上の考え方」を示しており、このような方針を準拠し、小・中学校の校舎等についてその耐震性の観点から、次のように分類します。

- ① 昭和 46 年以前の建物は、耐震度調査又は耐震診断調査の上、改築又は補強工事の対策施設とします。（優先度 A）
- ② 昭和 47 年～昭和 56 年の建物は、耐震診断調査の上、補強工事の対策施設とします。（優先度 B）
- ③ 昭和 57 年以降の建物は、維持保全を目的とした対策施設とします。（優先度 C）

6. 公共施設等の再編計画

再編計画では優先度 A・B を短期計画の対象とし、既に実施している年次計画との整合を図り、耐震補強工事の実施計画を明確にします。(次表のとおりです)

- 第三小学校・第六小学校・第二中学校は年次計画により実施します。
- 第二・第七小学校、第一・第四中学校は統合に合わせて実施します。

小・中学校の校舎等の耐震補強計画

	建築年度	改築状況	耐震性の分類	耐震補強計画
第一小学校	S61	S61 改築済	優先度 C	—
第二小学校	S37～50	—	優先度 A・B	—
第七小学校	S47	—	優先度 B	—
第二・七統合新校	H17(計画)	統合時に改築・補強	—	—
第三小学校	S39・44(旧校舎) S54(新校舎)	—	優先度 A 優先度 B	H16 補強計画 H15 補強計画
第四小学校	S41～45	第八小学校へ統合後、 機能廃止	—	—
第五小学校	S42～47	—	—	H10 補強済
第六小学校	S45(旧校舎) S50(新校舎)	—	優先度 A 優先度 B	H16 補強計画 H17 補強計画
和泉小学校 (旧第八小学校)	S49(旧校舎) H13(新校舎)	— 統合後に新築	優先度 B —	H23 補強計画 —
第一中学校 (統合新校)	S36(旧校舎) S47～56(新校舎)	— (H21 統合)	— 優先度 B	H12 補強済 H20 補強計画
第四中学校	S55	第一中学校へ統合後、 機能廃止	—	—
第二中学校	S41～45(旧校舎) S51(新校舎)	—	— 優先度 B	H10 補強済 H21 補強計画
第三中学校	S48・51(校舎)	H20 新築・H21 移転	優先度 B	—

6-2 岩戸地域センターの移転

本市は現在、4か所の地域センターによってサービスを提供しており、岩戸地域センターは、市城南東部のサービス提供を担っています。

現在の岩戸地域センターは、敷地面積が狭いため駐車場もなく、多目的スペースとなる体育室を持たない唯一の施設であるため、他地区に比べ市民サービスが不足しています。他の地域センターとの比較では、建物の延べ床面積は南部地域センターと同程度の規模ですが、岩戸地域センター内には岩戸町会の占有スペースがあるため、利用可能な規模では最も狭小となっています。土地所有についても岩戸八幡神社から賃借しているため、施設や用地の拡張によるエレベータ等の設置などの少子高齢化社会に向けた施設対応（バリアフリー対応）が困難となっています。

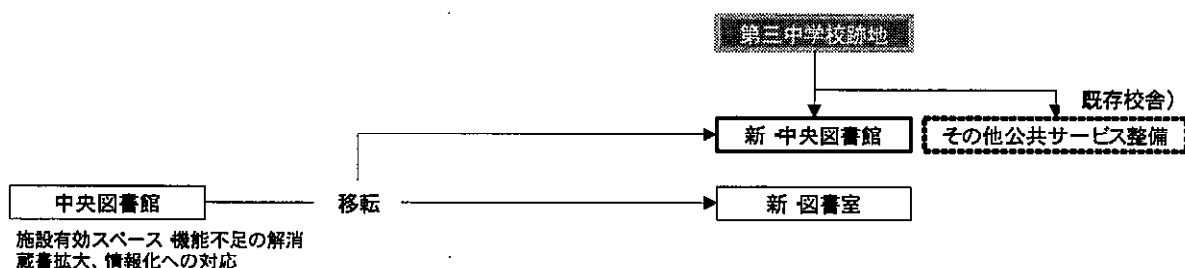
地域センターの現況

	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	部屋数
野川地域センター	1,256	1,014	10
上和泉地域センター	2,067	1,993	13
岩戸地域センター	581	805	8
南部地域センター	1,091	822	11

本再編計画では、施設の現状などから機能の多様化への対応及び施設利用性の向上、市城南東部におけるサービス不便圏の解消を図ること目的として、岩戸地域センターは新たに移転候補地を確保して新設するものとします。移転候補地については、別途、本市関係部局によって検討するものとします。

6-3 新図書館の建設（中央図書館の移転）

教育委員会では平成9年5月に新図書館建設構想について「狛江市立新図書館建設構想策定委員会」へ諮問し、平成10年3月に、世紀の転換期に対応できる図書館をつくるべく、図書館で扱う蔵書以外にも、ビデオやCDなどの視聴覚資料やパソコンの普及からCD-ROMなどの電子資料の必要性をはじめ、図書館機能などについて答申を受けています。そして、「狛江市新図書館基本計画策定委員会」において、平成11年3月に新図書館の機能・サービスや資料、場所、部屋、スペースなどの考え方がまとめられ報告されています。



新図書館の建設における再編計画フロー

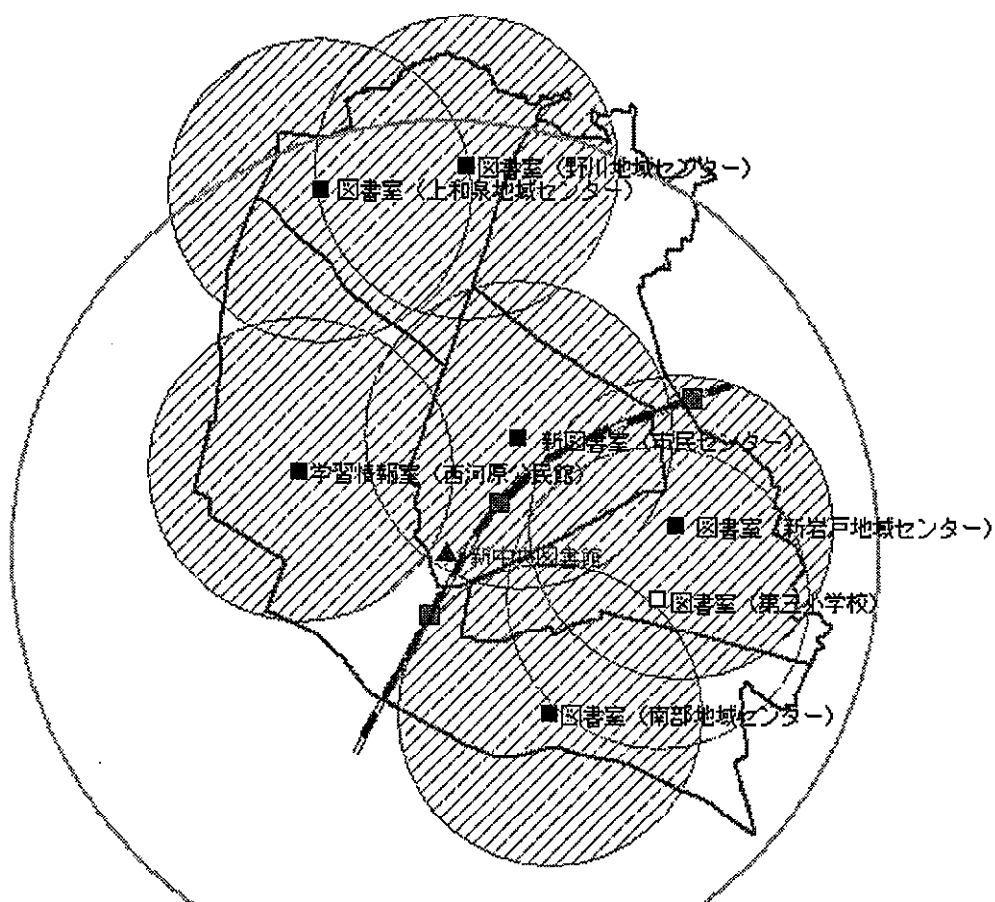
新図書館は、「狛江市新図書館基本計画策定委員会」の検討の中で、延べ床面積は約4,800㎡（1,454坪）必要とされています。これは、現在の中央図書館の約3倍の規模となることで、市民ニーズに応えた新しい図書館機能を持った施設整備が可能となります。

必要となる用地面積は、容積率200%の用途地域の場合、約10,000㎡となります。また、中央図書館は都市レベルの公共施設であり、市域の中心部で利便性の良い駅周辺に適しています。この用地を新たに取得することは多大な財政負担となり、土地の流動性からも用地を確保するために多くの年月を要します。

これらの用地条件を満たし新たな用地取得を要しない方策として、再編計画で未利用地となる第三中学校跡地を新図書館の建設地とします。

第三中学校跡地は、面積的にも利便性においても条件を満たしています。

新図書館構想については、後述するケーススタディで検討しています。



【サービス利用圏域】

中央図書館：2,000m

学習情報室・図書館：700m

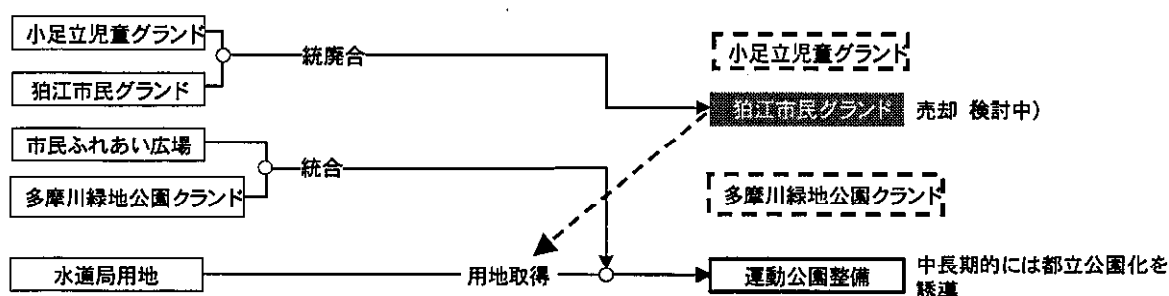
図書施設の再編計画（平成 15～24 年度）

6-4 運動公園の新設

本市では、都市レベルのグラウンド・広場が不足しているため、東京都水道局の所有する資材置場用地を取得して防災機能を有した運動公園として整備します。

東京都水道局の所有する資材置場は都市計画道路部分を除いても約 24,700 m²あり、市内でこの面積の土地を確保することは、土地の流動性からも取得すべき用地と考えます。また、当該用地は市民ふれあい広場と隣接しており、事業中の都市計画道路の建設により分断される市民ふれあい広場を補完するとともに拡張することで運動公園として整備するものとします。

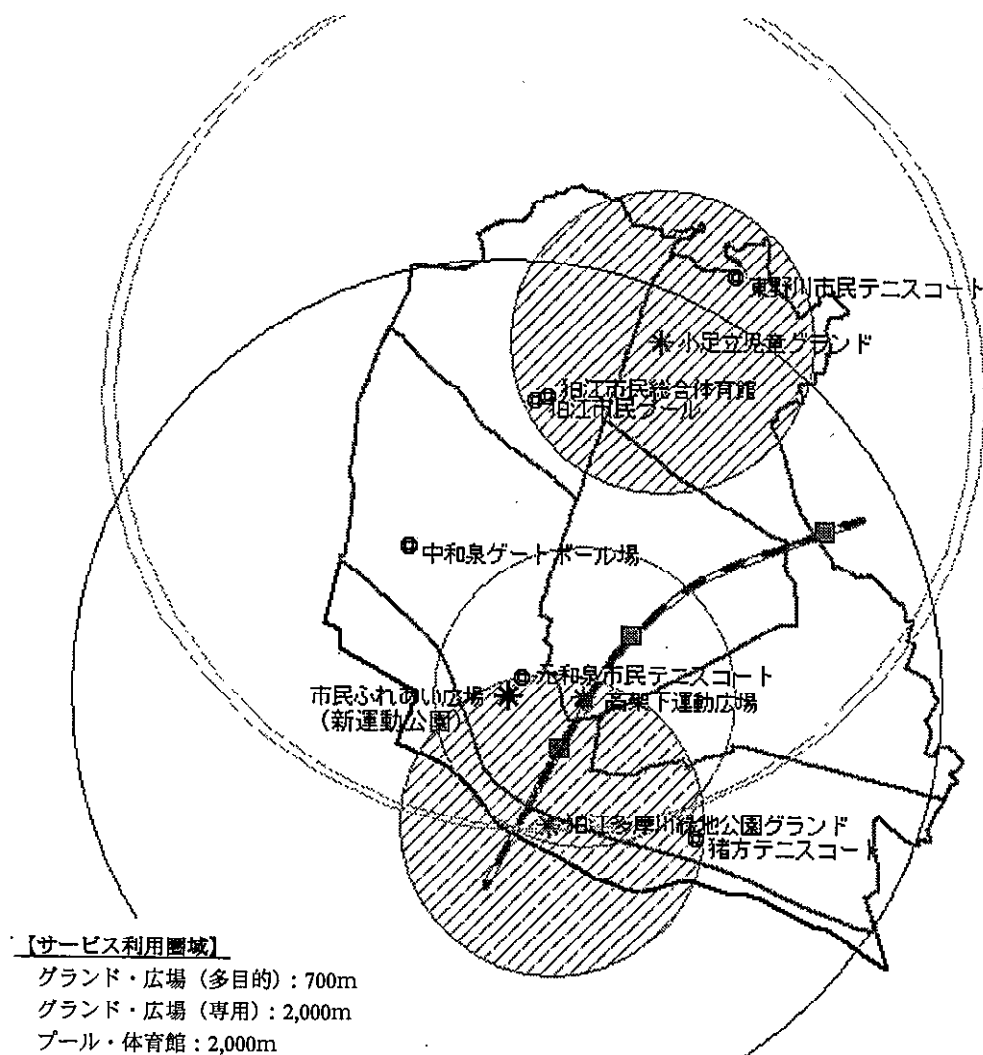
❖ サービス圏域が重複する近隣住区レベル施設の集約 統合化と都市レベル施設の整備



運動公園の新設における再編計画フロー

水道局用地を購入する財源は、国費 1 / 3、起債 1 / 3、一般財源 1 / 3 の歳出割合を考えています。財政再建を妨げることが無いよう起債発行額を抑え、一般財源についても経常一般財源ではない新たな財源を確保することで考えます。新たな財源としては運動公園として整備することから機能を充足・拡大できる市民グラウンドを売却し財源の一部とすることを視野に入れています。しかし、市民グラウンドの売却は早くても運動公園の整備が終わる平成 21 年度以降を予定していることから、それまでの間、他の財源確保策について検討します。

ただし、水道局用地の購入については議会や市民からも大方の理解をいただいています。市民グラウンドの売却については意向が見えないことから、用地確保は未だ流動的です。



スポーツ施設の再編計画（平成 15~24 年度）

東京都水道局の所有する資材置場については、後述するケーススタディで取りまとめるものとします。

6. 公共施設等の再編計画

6-5 低・未利用地等の有効活用

(1) 駅前三角地

(通称) 三角地 (約 1,500 m²) の活用は、現在その一部 (約 120 m²) を活用し駅前交番が設置されています。

第三中学校を移転させることにより、利便性の良い土地が活用でき、現在の市役所も駅から近いため、現時点では必ずしもこの場所に必要な施設ではありません。しかし、粕江駅前の一等地であり、この場所に必ず必要になる施設があることも考えられることから残りの土地についても市で保有し、三中跡地活用の推移を見ながら、それ以外に駅前に確保すべき施設は何か引き続き見極めていくことにし、それまでのあいだオープンスペースとして暫定的に市民利用に提供します。

(2) 自転車撤去・保管場所

ここは駅からも近く利便性の良い場所であるため、自転車返還場所以外の利活用を図るものとし、移転先を検討のうえに移転します。

よって、移転後の利活用としては、本再編計画事業を実施する財源の一部に充当するため売却します。

6-6 その他の施設

(1) 第三福祉作業所の設置

利用者が増えたことから今年度は第二福祉作業所に分室を設けて対応しましたが、今後も養護学校の卒業予定者数からも利用者が増えることが明らかであり、第三福祉作業所が早急に必要な状況であることから本計画で明確にします。

西野川一丁目にある商工会事務所は、今年度中に旧粕江交番跡地に移転することから、その跡地を活用して第三福祉作業所を設置します。この場所は借地となっていますが建物は市の所有であり、多少整備することで対応は可能となります。

(2) 市役所庁舎空調設備改修等

緊急性の高い公共施設の改修として、市役所庁舎の空調設備改修等や市役所の顔である市民ひろばの池の改修が必要となっており、多くの経費を要することから本再編計画で明確にします。

(3) 粕江健康相談所

旧粕江保健相談所は東京都から取得し、現在は粕江健康相談所として暫定的に活用しています。購入の条件として平成 19 年までは福祉施設としての活用が義務付けられていることから本計画においては継続して粕江健康相談所として暫定活用します。

(4) 水路敷跡地

水路敷跡地は、旧農業用排水路が用途廃止した土地であるため、用地幅が狭く断続的な形状となっています。このため、買収要望があるときは適宜、売却するものとしますが、本再編計画では現状どおりとします。

【資料】 水路敷跡地についての売り払いの検討結果

昭和 58 年に答申された「水路敷跡地利用計画」の払下げ対象地のうち、再調査した 41 か所を候補地とした。この候補地は公共下水道の完備により水路としての機能は無く、一部は空き地としてわずかに水路形態を残しているが、大部分が宅地、農地、通路等土地所有者が使用しているのが現状であった。

平成 13 年 1 月から水路敷跡地が国から市へ譲与され市有地となったことにより、水路敷地について、売り払いの可能性を検証した。

◆ 売払いの現状と主な流れ ◆

現在、原因者負担の原則に基づき、払下げ申請者の費用負担で申請までの諸作業を下記のように行っている。

①境界確定・確認 … 民地間、水路敷地との境界について隣接者全員に立会いを求め合意（ただし、全員の合意が必要であり、一人でも不合意であれば以下の進行はできない。）

↓

②測 量 … ①で確認した境界点を測量し面積算出

↓

③利害関係者との折衝 … 払下げに対して、水路敷地隣接者全員の承諾

↓

④市に払下げ申請

↓

⑤受理後諸事務手続 … 関係者数、現場状況により異なるが、これらの作業に要する日数は、通常最低 3～4 ヶ月以上の期間を要する。

その後、行政は用途の変更（水路敷地から普通財産の切り替え）後、土地表示登記・分筆・価額設定・土地売却・所有権移転登記をして完了となる。

◆ 結論 ◆

今後は、住民の世代交代時期による土地の移動、開発行為等に伴う水路敷地の払下げ、付替え等個人申請の増加が予想されるが、このような状況の中で市が原因者となることは、残った水路敷地が比較的狭小面積ということもあるため、費用対効果の面から考察すると、費用（歳出）がかかる割には、実入り（歳入）が少なく逆転するようなケースも考えられる。

市が主体となって水路敷地の売却を進めたとしても相手方が購入できないケースも予想されることから、積極的には行わないものとする。ただし、明らかな不法占用箇所についてはこれを容認することにならないよう、当事者にはその事実を定期的に通告するものとする。

7. 公共施設等の再編方策

7-1 事業手法・主体

事業手法は、事業内容やサービス水準、サービス提供方法などを検討し、効率性や民間事業者の関与程度を考慮した上で、各事業への適用を検討していきます。

現在、想定される事業手法としては、次の4類型が挙げられます。

事業手法の類型

事業手法	内 容	サービス 水準決定者	施設所有者	サービス 提供者
公共主導型	『公共部門の主導による社会資本整備』 公共部門が財政資金を用いて対象施設の「設計」「建設」「維持管理・運営」を行うケース	公共部門	公共部門	公共部門
アウトソーシング	『公共部門の主導による社会資本整備の一部民間委託』 往來型の「維持管理・運営」の一部を民間事業者に委託するケース	公共部門	公共部門	民間事業者
PFI	『民間事業者の主導における社会資本整備』 民間事業者が調達した資金を用いて対象施設の「設計」「建設」「維持管理・運営」を行うケース	公共部門	公共部門 又は 民間事業者	民間事業者
民間主導型	『社会資本整備の民営化』 所轄官庁による規制があるものの民間事業者が社会資本整備を民間事業として実施するケース	民間事業者	民間事業者	民間事業者

※ 上記とは別に、従来の第三セクター方式は、公共部門と民間事業者が共同出資により事業主体を設立し、社会資本整備を行う手法で、民間事業者の経営力・資金力・技術力の導入を目的するものです。

※ また、民間事業者には、最近ではNPO（特定非営利活動）法人も該当します。

事業主体は、事業手法に対応して、整備部分と運営部分に分けて想定します。

整備部分は、公共主体の事業を基本としますが、運営部分は一部民間主体の事業を検討することとします。

7. 公共施設等の再編方策

再編計画における想定事業手法・主体

対象施設	想定事業手法	想定事業主体		備考
		整備	運営	
二小・七小統廃合	公共主導型	公共	-	
一中・四中統廃合	公共主導型	公共	-	
新・三中整備	公共主導型	公共	-	
三中跡地整備	アウトソーシング又はPFI	公共	公共又は民間	
中学校給食施設整備	アウトソーシング又はPFI	公共	公共又は民間	【対象校】第一・第二・新第三中学校
既存学校施設耐震補強等	公共主導型	公共	-	【対象校】第三・第六・第二又は第七小学校、第一・第二中学校
自転車保管場所売却	公共主導型	公共	-	
市民グラウンド売却	公共主導型	公共	-	
水道局用地取得・整備	公共主導型	公共	公共	
駅前三角地の活用	アウトソーシング又はPFI	公共	公共又は民間	暫定活用
庁舎空調等更新と改修	公共主導型	公共	-	
新岩戸地域センター整備	公共主導型	公共	公共	

7-2 財政計画

(1) 財源確保の基本的な考え方

① 市財政の現状

平成13年度の実質収支は4億5,538万3千円、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支では1億3,014万2千円の黒字となっています。しかし、財源対策等を控除した場合のいわば「実質的な収支」は平成4年度以降大幅な赤字であり、平成13年度までの累計額は20億円以上に及んでいます。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.6%であり、26市では1番高い比率となっています。

② 起債発行額

将来にわたる財政負担としての地方債現在高は、平成13年度末で約248億円あり、ほぼ年間の予算規模に匹敵する状況です。平成13年度の公債費比率は14.8%で前年度と同率であったが依然高いものです。シミュレーションから事業債発行額を毎年度10億円以下に抑制する必要があります。

このプラン以外にも道路事業等、起債発行事業があることから公共施設等の再編のために発行する起債額は10年間で50億円（毎年度平均5億円）とします。

③ 補助金等の活用

各事業の実施にあたっては、出来るだけ国や都からの補助金等を確保するように努めます。

④ 新たな財源の確保

社会経済状況からも税収増は見込めず交付税も削減されていくことから、現状規模の歳入を確保していくには非常に厳しい状況です。また、新たな市民ニーズに対応していくためにも経費削減に努めなければなりません。人件費の削減、事業の見直しなど行財政改革をより一層推進し、これらに対応しなければなりません。

このことから本再編計画の事業費は、通常的一般財源の充当は考えないものとし、起債・補助金等の他は新たな財源を充当することを前提とします。

（2）再編計画の概算事業費

今後10年間の再編計画における概算事業費は約148億円と想定され、再編計画の資産処分によっては約78億円の財政負担の軽減が見込まれます。

7-3 公共施設等の再編プログラム

■ 義務教育施設 小・中学校)

対象施設		再編方策 (15～H24)											概算事業費 (億円)	
分類	施設名	改修	機能 転換	処分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
小学校	第二小学校	●	※	●	①耐震・環境整備 (新小学校) ②売却 (小学校跡地)									
	第七小学校													
	第三小学校	●			耐震工事									
	旧第四小学校		●		新三中整備									
	第六小学校	●			耐震工事									
中学校	和泉小学校	●			耐震工事									
	第一中学校	●			①耐震・環境整備 ②給食設備									
	第二中学校	●			①耐震補強 ②給食設備									
	第三中学校		●		新三中へ移転 ①新図書館整備 ②再利用部耐震補強等									
	第四中学校		※	●	売却									
														▲26.0

■ コミュニティ施設 市民センター 公民館、地域センター)

対象施設		再編方策 H15～H24)													概算事業費 (億円)	
分類	施設名	改修	機能 転換	処分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
地域センター	岩戸地域センター	●										用地取得・整備			8.0	

■ 図書施設 図書館、学習情報室 図書室)

対象施設		再編方策 H15～H24)													概算事業費 (億円)	
分類	施設名	改修	機能 転換	処分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
図書館	中央図書館 (市民センター)		●												新図書館整備 60.0)	

■ スポーツ施設 グランド広場、プール 体育館)

対象施設		再編方策 H15～H24)													概算事業費 (億円)	
分類	施設名	改修	機能 転換	処分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
グランド・ 広場	狛江市民グランド 市民ふれあい広場 水道局用地により拡張)	●		●								売却			▲24.0	
												用地取得・整備			48.1	

■ その他施設

対象施設		再編方策 (H15～H24)															概算事業費 (億円)
分類	施設名	改修	機能 転換	処分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
	通称 三角地	●					整備										0.1
	自転車撤去 保管場所			●			売却										▲ 5.9
	庁舎空調設備改修等	●					整備										5.2

注1) ※印は、本調査での提案事項です。

注2) 概算事業費の()数値は再掲載です。

8. 実現化に向けたケーススタディ

8-1 都水道局用地（運動公園構想）

（1）目的

東京都水道局用地は、昭和 17 年「調布第 2 号和泉多摩川緑地」として都市計画決定された土地の中にあり、現在までの緑地整備は、狛江市が用地を確保し整備を行った西河原公園等を除く用地以外については事業の進展は見られず、多摩川に接しているという立地特性からもその整備が重要視されています。

水道局用地（現、資材置き場）の地権者である東京都水道局は、資材を請負業者に供給していたものを、請負業者による資材調達方法へと改めるとの方針を出し、平成 13 年度から実施してきております。

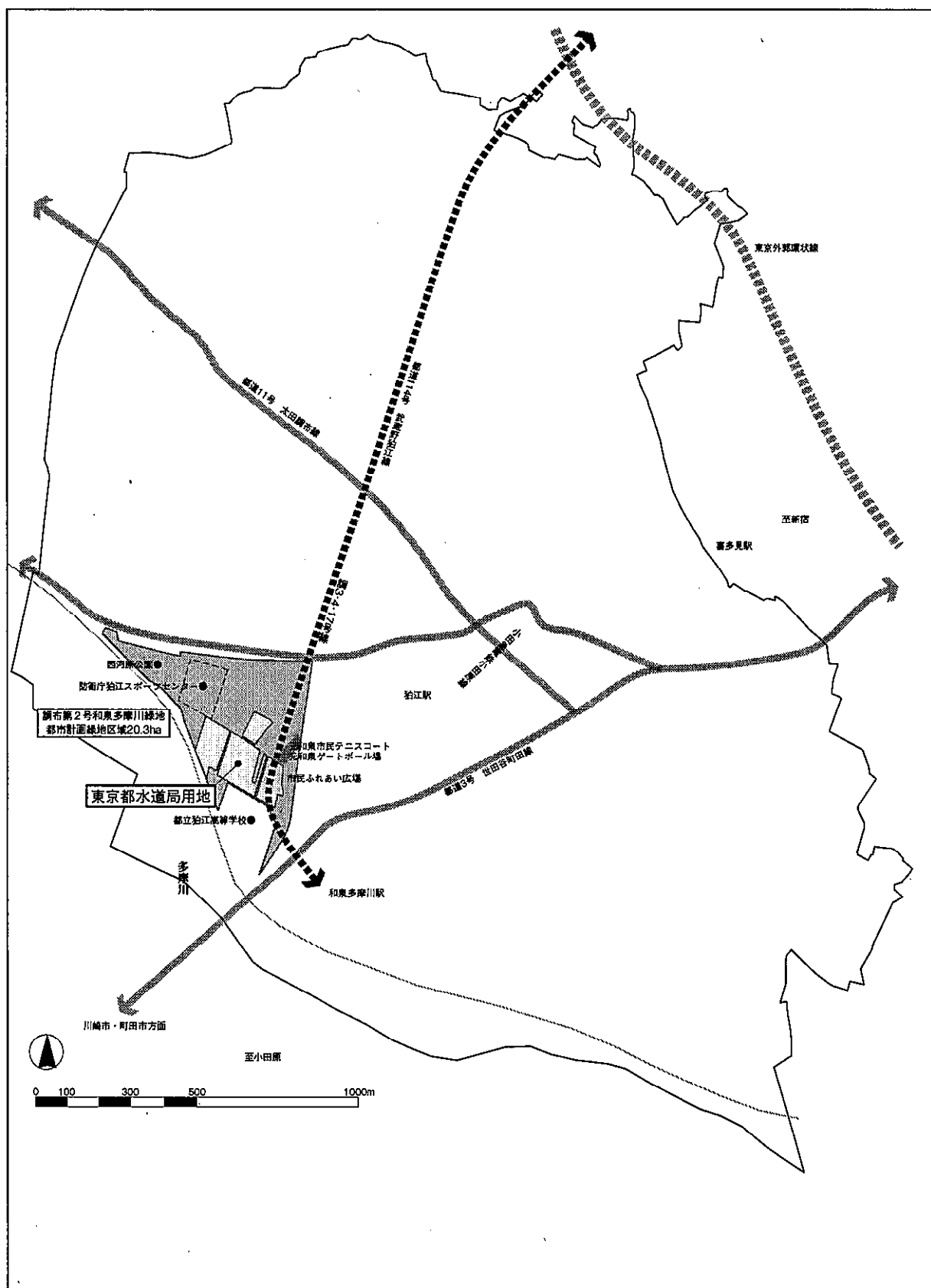
そのような中で、狛江市の資材置き場については、資材が撤去され、平成 15 年度中頃には完全に更地となり、その用地についての機能が完了することとなります。水道局としては、この資材置き場についても、今後の利活用を検討することとなり、民間より優先させるとして、狛江市にも利活用についてまず打診がありました。

本報告書では、以上のような背景のもと、東京都水道局資材置き場（以下、対象地）の取り扱いに関して、「狛江市まちづくり総合プラン策定業務」における地域特性の分析及び現段階までの対象地を取り巻く検討経過を受け、その位置付けを整理し、今後の市としての利活用の方針及び利活用条件についての検討を行うものとします。

8. 実現化に向けたケーススタディ

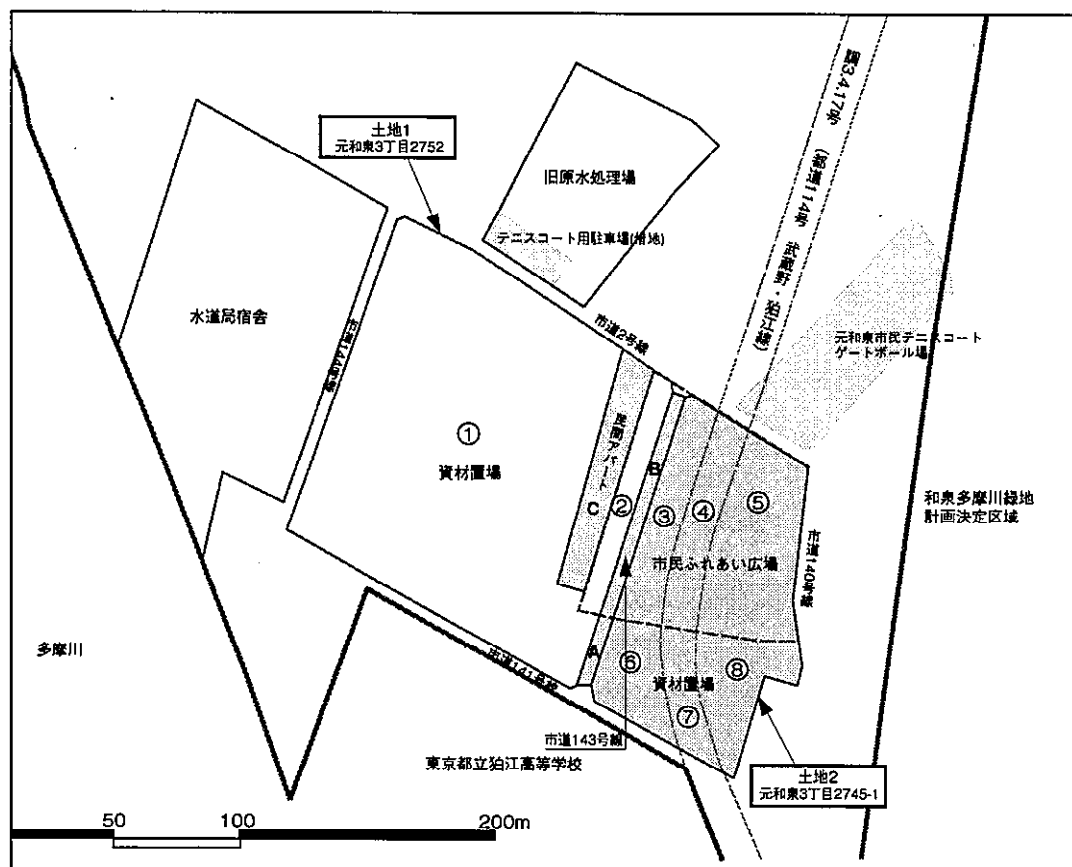
(2) 都水道局用地の現況

1. 所在地	狛江市元和泉三丁目 2745 番 1、同三丁目 2752 番
2. 地域特性	【交通条件】 交通アクセスとしては、小田急小田原線元和泉多摩川駅より直線距離で約 500m、狛江駅より約 700m であり、狛江市の中央部地域の利用圏域内にある。また、「都道 3 号、世田谷・町田線」の幹線道路へも近いアクセス機能を有している。 【自然環境】 多摩川に近く、左岸地域にあるため、日照や通風がよい良好な自然に恵まれ、中小規模の戸建て住宅が立ち並んだ、水と緑に囲まれた住環境に相応しい土地である。 【周辺施設等】 西河原公園、古民家園、都立狛江高校、元和泉テニスコート、防衛庁のスポーツ施設等がある。
3. 対象面積	27,096.85 m ² (内、6,817.06 m ² は「市民ふれあい広場」として借地利用) 【土地 1】 18,173.08 m ² / 【土地 2】 8,923.77 m ² ※実測面積
4. 法規制	○第一種低層住居専用地域 (建ぺい率 40%, 容積率 80%) ○第一種高度地区 (軒高 7m を超える建築物又は地上 3 階以上の建築物の制限) ○都市計画緑地区域 (和泉多摩川緑地)
5. 権利関係	所有者 東京都
6. 対象地の形状及び現況	【土地 1】 元和泉三丁目 2752 番 北側間口約 140m、奥行約 140m の正形状の一部分が欠落した不整形な土地である。現況、都水道局資材置き場として利用されており、敷地北東側で市道 2 号線 (幅員 7m)、北西側で市道 144 号線 (幅員 5.5m) に接し、南西側は市道 141 号線 (幅員約 3.59 ~ 4.7m) に接している。 敷地南東側に、民間アパート敷地 (公簿面積 1,328.92 m²) が割り込む形で位置し、さらに民間アパート敷地東側は、市民ふれあい広場の一部として現況借地利用されている。 【土地 2】 元和泉三丁目 2745 番-1 北側間口約 60m、奥行約 130m の長形状の一角が欠落したやや不整形な土地である。敷地北東側は市道 2 号線、南西側は市道 141 号線、南東側は市道 140 号線 (幅員 7.5m) に接している。 敷地の北東部の 5,467.4 m² は、現況「市民ふれあい広場」として活用されており、市道 2 号線を挟んで、元和泉テニスコートに接している。南西部の 3,456.37 m² は、資材置き場となっている。 なお、土地 2 の南北方向中央部は、都市計画道路調 3・4・17 号線 (幅員 16m、対象地内面積 2,402 m²) が計画されており、現状は事業完了後には敷地は分断される形となる。 土地 1 と土地 2 の間には、市道 143 号線が位置しているが、「市民ふれあい広場」に係る部分 (486.93 m²) については、同広場と一体利用されている。



対象地の位置

8. 実現化に向けたケーススタディ



対象地の区画別面積

対象地の区画別面積表

	面積	図面 番号	区分 面積 (㎡)	現況		都市計画道路調3・4・17号線が整備された場合	
				ふれあい 広場	資材 置場	都計道 (調3・4・17)	ふれあい 広場
土地1	18,173.08	①	16,823.42		○		
		②	1,349.66	○			○
土地2	8,923.77	③	1,618.23	○			○
		④	1,437.60	○		○	
		⑤	2,411.57	○			○
		⑥	960.59		○		
		⑦	965.24		○	○	
		⑧	1,530.54		○		
計			27,096.85	6,817.06	20,279.79	2,402.84	5,379.46
市道143号線	658.90	A	171.97		○		
		B	486.93	○			○
計2			27,755.75	7,303.99	20,451.76	2,402.84	5,866.39
民間アパート		C	1,328.92				
都計道路調3.4.17号線部分再掲		④・⑦	2,402.84				

※上記面積①～⑧及びA、Bは、簡易実測値、Cは公簿面積

※現況の市民ふれあい広場は、土地2及び土地1の一部を含め6,817.06㎡を都水道局からの借地、暫定利用している。

※現水道局資材置き場に含まれる市道143号線の一部(171.97㎡)は、東京都水道局に資材置き場として市から貸しているため、ふれあい広場の土地使用料からは、差引分として減免されている。

(3) 対象地に関わる関連計画と経緯

① 都市計画緑地に関わる関連計画

都市計画緑地(和泉多摩川緑地)は、昭和17年内務省告示第259号による都市計画決定後、昭和47年狛江高校開校に伴う変更(20.3ha)の後、市としては平成8年3月に「和泉多摩川緑地基本構想」を策定する等、現在に至るまで市のシンボリックな総合公園として都立公園化に向けて東京都の関係各局との協議、要請を行っています。

同緑地についての、東京都における現状、上位構想並びに市の関連計画による位置付けを整理すると次表のようになります。

東京都における現状と上位構想に見る位置付け

都立公園の分布	多摩川左岸の狛江市近隣区市において、現在狛江市のみに都立公園が存在せず、公園立地という点で行政間バランスが取れていない。和泉多摩川緑地については、昭和17年に都市計画緑地指定されたにも関わらず、現在に至るまで整備が進んでいない。
首都圏メガロポリス構想 2001年4月	狛江市は、首都圏の現状メガロポリス構造においては、東京圏の水と緑の骨格をなす「水と緑の創生リング」の中に位置する。
東京構想2000 2000年12月	東京の水と緑の骨格軸において、外郭環状線沿いでは現在「東伏見公園」が重点対策公園として結節点としての機能を求められている。
都市づくりビジョン 2001年3月	狛江市が含まれる調布保谷線周辺地域の将来像として、「多くの大規模公園や運動施設が、スポーツ等による余暇の充実に活用され、市民の健康づくりを支援」する地域と位置付けられている。
多摩の将来像2001 2001年8月	狛江市は、区部に隣接する多摩東部エリアに含まれ、その将来像の一つに「災害時に首都機能をバックアップするまち」があり、防災面でも重要な役割を担う位置付けにある。
市街化区域及び市街化調整区域の整備・開発及び保全の方針 (東京都)	昭和56年東京都都市計画局より、都市計画の変更に関わる意見照会という形で昭和45年の既決定の計画に対して照会を受け現在に至っている。 この中で、狛江市は環境保全系統の配置について、「多摩川、野川、旧野川及び岩戸川等の線的緑地を軸に、公園・緑地を配置するとともに、史跡・社寺の緑、樹林地、農地等の郷土景観の保全を図る。」とし、レクリエーション系統の配置は、「住区基幹公園を市民の日常的スポーツ・レクリエーションを充足する施設として適宜配置するとともに、既決定の和泉多摩川緑地を総合公園とし、市民の中央公園として計画する。また、多摩川緑地の一部を運動公園として活用する。」と示されている。 平成13年度では、「既決定の和泉多摩川緑地に総合公園を計画し、運動公園としての機能を確保する」と修正し現在に至っている。 防災系統の配置は、「多摩川緑地等の大緑地を広域避難場所とし、その他の公園・緑地を一時避難場所とするほか、緑道等の線的緑地を防災空間として位置付ける。また幹線道路沿い等は、緩衝緑地等の整備に努める。」としている。 以上の、各系統配置を総合するものとして水系等の線的緑地によるネットワーク化を図り、点・線・面的緑地からなる緑地網を形成している。

8. 実現化に向けたケーススタディ

東京都の上位構想からみると、「和泉多摩川緑地」は、区部と多摩地区の境界である外郭環状線上の南側の緑のネットワークの結節点を担う位置といえます。

その他上位構想に関連した、当該緑地の役割については次のような点があげられます。

i) 川風の通り道

この地点は、都市のヒートアイランドの防止上から考察すると、多摩川河口から23kmほど離れた個所に位置し、川風が地域一帯の温暖化を防ぎ、多摩川緑地の相乗効果を持って、二酸化炭素の削減等環境負荷の低減に寄与するところが多い地点です。

ii) 防災拠点

大震災時、市の緊急避難道路が分断される可能性がある中で、多摩川河川敷は緊急物資の輸送道路として考えられていることから、被災住民の避難場所としてはふさわしくなく、従って土手の外側となる当該緑地が緊急仮設住宅の建設など防災拠点としての役割を果たすことが期待されています。

iii) 緑のネットワークの結節点

「首都圏メガロポリス構想」では、この地点は、水と緑の骨格として位置付けられています。また、東京構想2000の中では、東伏見公園が結節点としての機能を求められていること、都市づくりビジョンでは、調布保谷線周辺地域の将来像として、「多くの大規模公園や運動施設が、スポーツ等による余暇の充実に活用され、市民の健康づくりを支援」することと、多摩川の将来像2001では、災害時に首都機能をバックアップするまち等を考えると、この緑地も外郭環状線の世田谷通りの端として南の重要な結節点といえます。

iv) 都立公園の適正配置

多摩川左岸狛江市周辺の近隣区市を調査すると、狛江市のみに都立公園がないのが一目で分かるのと同時に、公園に対する行政間格差を如実にあらわしています。昭和17年度に都市計画緑地指定されたこの緑地についてのみ、整備が遅れているのが分かります。

当該緑地について、市の関連計画の中で具体的に示されている内容を次表に整理します。

和泉多摩川緑地に関する各関連計画による位置付け

狛江市都市整備基本計画 平成元年 8 月	メインテーマ「リブレーヌシテ 狛江」とし、意味としては「川沿いに住む人々のまち狛江」を設定している。これは、市の将来都市像である「水と緑の住宅都市」の実現のためにも水を大きく意識することが必要なためである。 また、サブテーマとしては、「女性にやさしい都市づくり」とし、近年、週休二日制の普及など労働時間の短縮による余暇需要の増大や生活時間・ニーズの多様化（24 時間化など）、また女性の社会進出等家庭を含めたライフスタイルの変化等が指摘されており、今後の「まちづくり」においては、このような生活面でのニーズの変化に対応した都市基盤整備のあり方を考慮することが大切であり、日常の大部分を市内で生活する子どもや高齢者、主婦の存在を考慮した場合、やさしさを提供する「まちづくり」を意識することが望まれることから、「女性（母性）」という表現を代表的に用い、サブテーマとして設定している。 和泉多摩川緑地に係る地区の問題点及び課題としては、「和泉多摩川緑地は多摩川に接している部分が大きいため、多摩川との結びつきが重要であり、また公園に関してみると、多摩川沿い都立公園がひとつもない状況であるため、これらについても考慮していくことが望まれる。」としている。
和泉多摩川緑地基本構想 平成 8 年 3 月 狛江市	本構想では、狛江市全体の環境向上につながる総合的な観点より「狛江の新しい顔づくり」「市民ライフの核づくり」を目指し、多機能な緑地空間（機能）として次のような 5 つの基本方針を設定している。 1. 狛江市を特徴づけ、イメージづくりにつながるシンボリックな緑地とする。 2. 水と緑を取り込んだ都市生活のオアシスとしてのうるおいのある緑地とする。 3. 市も含め、広域的な位置づけを持ったスポーツ・レクリエーション空間を整備する。 4. 多摩川も取り込んだ生物のビオトープ空間を整備する。 5. 都市防災の拠点としての防災機能を導入する。 地区域全体のゾーニングについては、別図に示すとおり 5 つのゾーンとして計画しており、対象地はその中の動的ゾーンとして位置付けられている。
狛江市地域防災計画 平成 8 年修正	避難場所（広域避難場所）・避難道路の指定 避難場所は、主として大震災時の市街地大火から市民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保するものであり、区部では東京都震災対策条例第 47 条に基づき指定している。 多摩地区では、一般的に区部に比べ市街地大火の危険性が相対的に低いため、同条例に基づく避難場所の指定は必要ないが、狛江市では大火が治まるまでの対応として区部に準じて、多摩川左岸一帯、市立西河原公園、都立狛江高校、防衛庁共済組合狛江スポーツセンターの 4 か所を指定している。また、対象地である東京都水道局資材置き場についても、避難場所として検討する必要があるとしている。

8. 実現化に向けたケーススタディ

緑の基本計画 平成 11 年 6 月 狛江市	緑の将来像と目標では、計画のテーマとして、風がとおる自然とよりそうみどりのまち・狛江を目指している。 市内の公園面積は、平成 14 年 4 月 1 日現在 15.8ha(2.1 ㎡/人)であり、平成 30 年時点の目標は 53ha(7.54 ㎡/人)としているため、様々な年代層の市民ニーズにあった使いやすい公園を増やし、作っていくとともに自然が感じられる公園となるよう指摘している。 なお、本計画の中で和泉多摩川緑地については、「多摩川と連携した広域的な避難場所としての機能を有する総合公園として都に都立公園化を要請する。」としている。
都市計画マスタープラン 平成 13 年 2 月 狛江市	○「緑」の拠点（市民が集い安らげるまとまった緑の創出と維持） 和泉多摩川緑地は、多摩川との一体的な整備を図ることにより、親水空間をもった市のシンボリックな緑地として、またスポーツ・レクリエーションの場として、さらには災害時における広域避難場所としてなど多様な機能を持った緑の拠点を形成する。 ○災害を最小限に防ぐ地域の防災機能の強化 和泉多摩川緑地においては、現在の広域避難場所である多摩川緑地が洪水などの被害にあった場合に備えて、防災機能を有した大規模公園として整備を行い、将来的に広域避難場所として位置付ける。

② 都市計画道路（調 3・4・17 号狛江仙川線）のこれまでの経緯

都市計画道路調 3・4・17 号線は、当初昭和 17 年に都市計画決定された後、昭和 37 年に現在の計画内容となりその時点で和泉多摩川緑地と重複する計画となりました。その後平成元年の名称変更を経て、現在に至っています。

同路線の目的、役割としては、東京都・神奈川県を結ぶ都市南北間交通及び市内交通の円滑化、狛江市南西部に集約される防災拠点への避難路及び元和泉地区の防災機能強化及び生活道路通過交通の排除等であり、平成 12 年 1 月 17 日に事業認可されています。（事業期間 H12/1/17～H18/3/31）

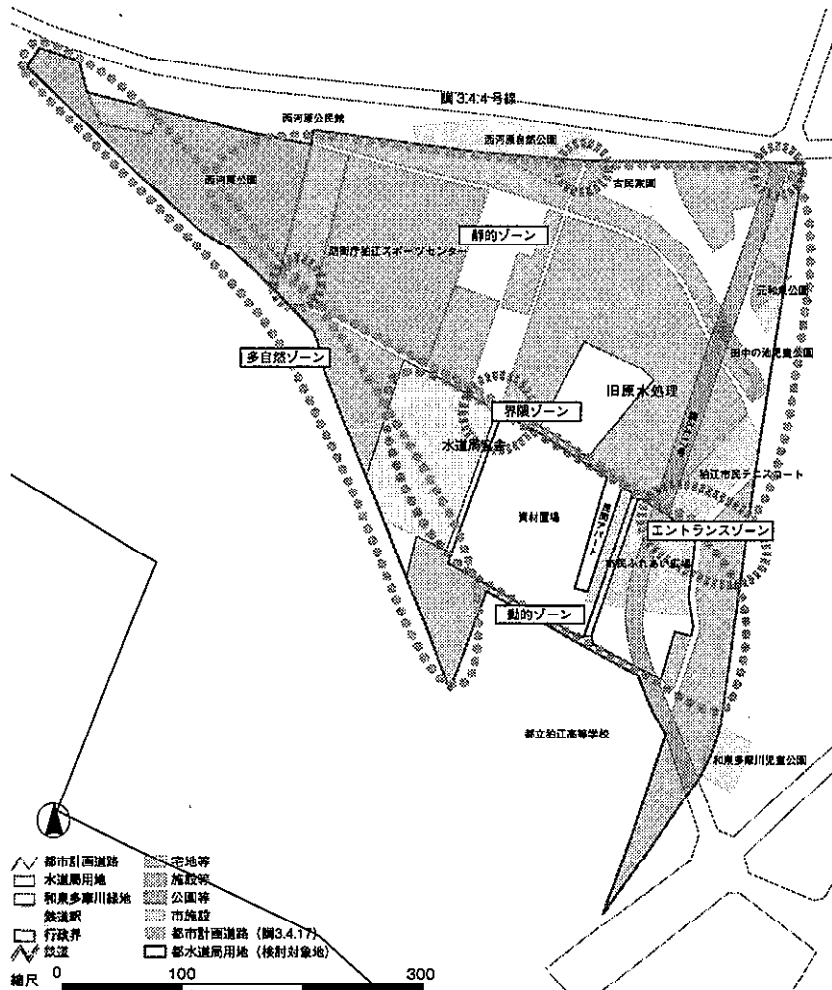
対象地との関連については、現在の水道局用地の借地により活用している市民ふれあい広場を南北に縦断し、同広場の機能が喪失することになり機能の移転・回復が必要となります。

③ 東京都水道局用地のこれまでの経緯

対象地を含む都水道局用地に関しては、過去に水道局による整備計画（非公式）が提示された経緯などを経て、平成 2 年より現在の「市民ふれあい広場」を借地により暫定活用を行っています。

また、原水処理場跡地については、テニスコート、駐車場としての利用を検討したが同敷地の利用に関しては、一部をテニスコートの駐車場に使用しています。

和泉多摩川緑地基本構想の中では、動的ゾーンとして、市民スポーツ・レクリエーション機能を整備するゾーンとして位置付けられています。



和泉多摩川緑地区域内の土地利用現況と和泉多摩川緑地基本構想によるゾーニング

和泉多摩川緑地区域内ゾーニング構成

ゾーン	機能	メニューイメージ	整備機能
動的ゾーン	スポーツ・レクリエーション 多目的 市民活動・交流 防災	・市民レベルでの多目的なスポーツ・レクリエーションやイベントが行える多目的広場 ・多人数、仮設住宅、備蓄倉庫等が収容可能な広場	・多目的広場 市民スポーツの一拠点として、市民レベルの運動会や様々な球技、イベント等が行える、緑に囲まれた多目的な運動広場とする。 ・テニスコート 現状の機能を損なわないために、市民が気軽に利用できるスポーツ施設として再整備する。
静的ゾーン	うたたね・オアシス 憩い 散策 防災	・都市のオアシス的な緑の広場 ・芝生広場、散策路 ・水を感じられる親水広場 ・多人数、仮設住宅、備蓄倉庫等が収容可能な広場 ・武蔵野の風情	・親水広場 ・芝生広場 ・武蔵野の森と散策路 ・民家園
多自然ゾーン	ビオトープ 保全 観察・学習 散策	・多摩川との関連づけ ・鳥や昆虫の生息する場 ・自然植生の回復 ・観察施設	・観察広場 ・野鳥と昆虫のゾーン
エントランスゾーン	交流・にぎわい シンボル 案内		・エントランス広場 ・エントランス ・駐車場
界隈ゾーン			・中央エリア

8. 実現化に向けたケーススタディ

和泉多摩川緑地／都水道局用地／都市計画道路に関するこれまでの経緯（概要）

年月	和泉多摩川緑地／都水道局用地	都市計画道路
S17.4	内務省告示第 259 号都市計画緑地（和泉多摩川緑地）として都市計画決定 23.14ha	内務省告示第 258 号調布都市計画道路 2・1・3 号として都市計画決定、幅員：18m
S30.4		建設省告示第 440 号調布都市計画道路 2・2・3 号として都市計画決定 名称：狛江神代縦断線（狛江町大字和泉～神代町大字深大寺）幅員：15m ※調布都市計画道路 2・1・3 号は廃止
S37.12	都市計画道路調布 2・2・11 号線との重複決定となる。	建設省告示第 3183 号調布都市計画道路 2・2・11 号として都市計画決定 名称：狛江仙川線（狛江町和泉南河原～調布市緑ヶ丘 1 丁目）幅員：16m ※調布都市計画道路 2・2・3 号は廃止
S47.1	都立狛江高校開設に伴う計画変更 20.3ha	
S50 年代	水道局原水処理場跡地の借地申入れ 市民、議会の要望を受け水道局に対し公園化要請	
H1.6		名称変更 東京都告示第 665 号 調 3・4・17 号狛江仙川線
H2.4	市民ふれあい広場開設 （水道局より借地）	
H4.9	水道局開局 100 周年事業として同用地を活用した整備計画を市に提示	
H4(年度)	市より、都市計画局、建設局に都立公園化の要請	
H6.11	水道局用地を中心とした都立公園化について（建設局、都市計画局の見解）が提示	
H8.2	和泉多摩川緑地基本構想策定	
H9.9	道路事業に伴う、市民ふれあい広場等の機能回復の要望等を都関係部署に行う。	
H10.9		用地説明会
H11.6	狛江市「緑の基本計画」策定。和泉多摩川緑地については、多摩川緑地と連携した広域的な避難場所としての機能を有する総合公園として、都に都立公園化を要請する。	
H12.1		調布都市計画道路 3・4・17 号線事業認可 事業期間 H12.1.17～H18.3.31
H12.11	水道局「支給材料制度の工事請負者持ち方式へ移行に伴う考え方」が提示される。	
H13.2	狛江市「都市計画マスタープラン」策定	
H13.10	原水処理場跡地の市の利用について断念	

(4) 市民等からの要望

市の関連団体、市民等からの和泉多摩川緑地に対する要望・意見については次のとおりです。

① 狛江市体育協会からの陳情

運動公園化の実現（平成 13 年 9 月議会で採択）

② 和泉多摩川緑地都立公園化促進協議会の運動

和泉多摩川緑地を都立公園として整備することを、東京都に市民の署名を添えて要望する動きがある。

③ 広聴会からの要望と意見

「狛江市まちづくり総合プラン」広聴会を実施し、その中で水道局資材置き場についての
中で出された市民からの主な要望、意見としては次のようなものがある。

- ① 和泉多摩川緑地基本構想は、平成 8 年 3 月に策定されており、市民参加の下での報告書ではないため、既定事実のようにプランを提示されても困る。
- ② 緑地については、体協から出されている陳情書のとおり、運動公園的な活用を図っていただきたい。
- ③ 和泉多摩川緑地基本構想のゾーニング図では、水道局用地は動的ゾーンとなっているが、これは全体の中での位置付けであり、ここの箇所だけを先行してプランを遂行するのはおかしい。
- ④ 都立公園化を市民の力をあわせて強力に都に要望していくのが市民の役割でもある。
- ⑤ メモリアルパーク的に整備し、トラストなどの手法を含めて考えていただきたい。
- ⑥ 公園化を望みたい。
- ⑦ 民間に売り払い、住宅地を形成すると居住民が増加することになり、副産物として和泉多摩川商店街の振興につながる。
- ⑧ 緑地内住民の意見を求めることも重要である。

8. 実現化に向けたケーススタディ

(5) 狛江市の公共・公益施設配置の特性と課題

狛江市は、限られた市域面積の中で、宅地利用率が高く公園・運動場、森林・原野などの割合が低く、公共・公益施設の全体的な側面から、公園・緑地、大規模な市民運動施設及び防災上の避難場所等の面的規模を必要とする空間整備が課題としてあげられます。

それぞれの機能に対する課題を次に整理します。

① 公園・緑地

狛江市を含む周辺地域一帯は、東京都の中でも都立公園、大規模都市公園が整備されていない数少ないエリアです。市内の緑地は、農地、河川が大半を占めており公共緑地は少なく、都市施設としての公園緑地は、都市計画決定面積に対し供用済みの面積は1割強と整備が遅れており、市民1人当たりの公園緑地面積も周辺地域に比較して低くなっています。

現在決定済みの都市計画公園としては、河川敷である多摩川緑地が62.6ha、対象地も含まれる和泉多摩川緑地20.3haが、大規模公園緑地として位置付けられていますが、和泉多摩川緑地については、現時点で西河原公園(16,070.61㎡)、古民家園(2,782.95㎡)、元和泉公園(985.8㎡)、田中の池児童公園(1,096.41㎡)、田中橋児童遊園(134.8㎡)が整備されているに過ぎず、都市施設としての一定水準を満たす上で、さらに隣接する多摩川緑地とも連携し市のシンボリックな空間づくりを目指す上でも早急な整備が必要です。

前述のこれまでの経緯、関連計画で整理したとおり、市としては平成8年度に東京都と協議する中で「和泉多摩川緑地基本構想」を策定し、総合公園としての都立公園化を要請している段階です。

総合公園の配置基準等

【配置基準】

主として一の市町村の区域に居住する者の休憩、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園であり、敷地面積はおおむね10ha以上とする。施設の配置に当たっては、休憩施設、修景施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置することや当該都市の性格等を配慮してシンボリックな施設を配置することを考慮することが望まれる。また、大震災時における広域避難地としての機能を有する都市公園として、避難地等の確保に配慮することも必要である。(公園緑地マニュアルより)

【その他の要件】

都市基幹公園(総合公園、運動公園)の緑地率は50%以上、出入口は2箇所以上で、バリアフリー化を図ること。

② 多目的運動施設

現在、狛江市で1haを超える市民スポーツ・レクリエーション活動に対応可能な屋外多目的運動施設は、河川敷に位置する多摩川緑地公園グラウンド1か所であり、市内には市民グラウンド(9,652㎡)と水道用地敷地内に位置する市民ふれあい広場(6,818㎡)の2か所で、いずれも1ha未満であり、対応可能な代表的な運動種目としてはソフトボール程度であり、一般的な社会人野球(軟式)、サッカー等の運動には不十分な規模です。(図 市内多目的運動施設のスケール比較参照)また、市民ふれあい広場については、都市計画道路の計画区間であることから、将来的にも市内の運動機能はさらに不足することになります。

多目的グラウンド(学校の屋外運動場を例)

○運動場の全国平均は、一校当たり小学校では約11,000㎡、中学校では17,000㎡程度である。

○陸上トラック走路の目安は、小学校で150～200m、中学校では200～300m、高校では300m以上で、直走路は小学校で50～75m、中・高等学校100m以上の長さを確保できることが望ましいとされている。

野球場利用の規模(広さ)

○軟式野球(社会人): 約10,500㎡以上 ○ソフトボール: 約4,500㎡以上

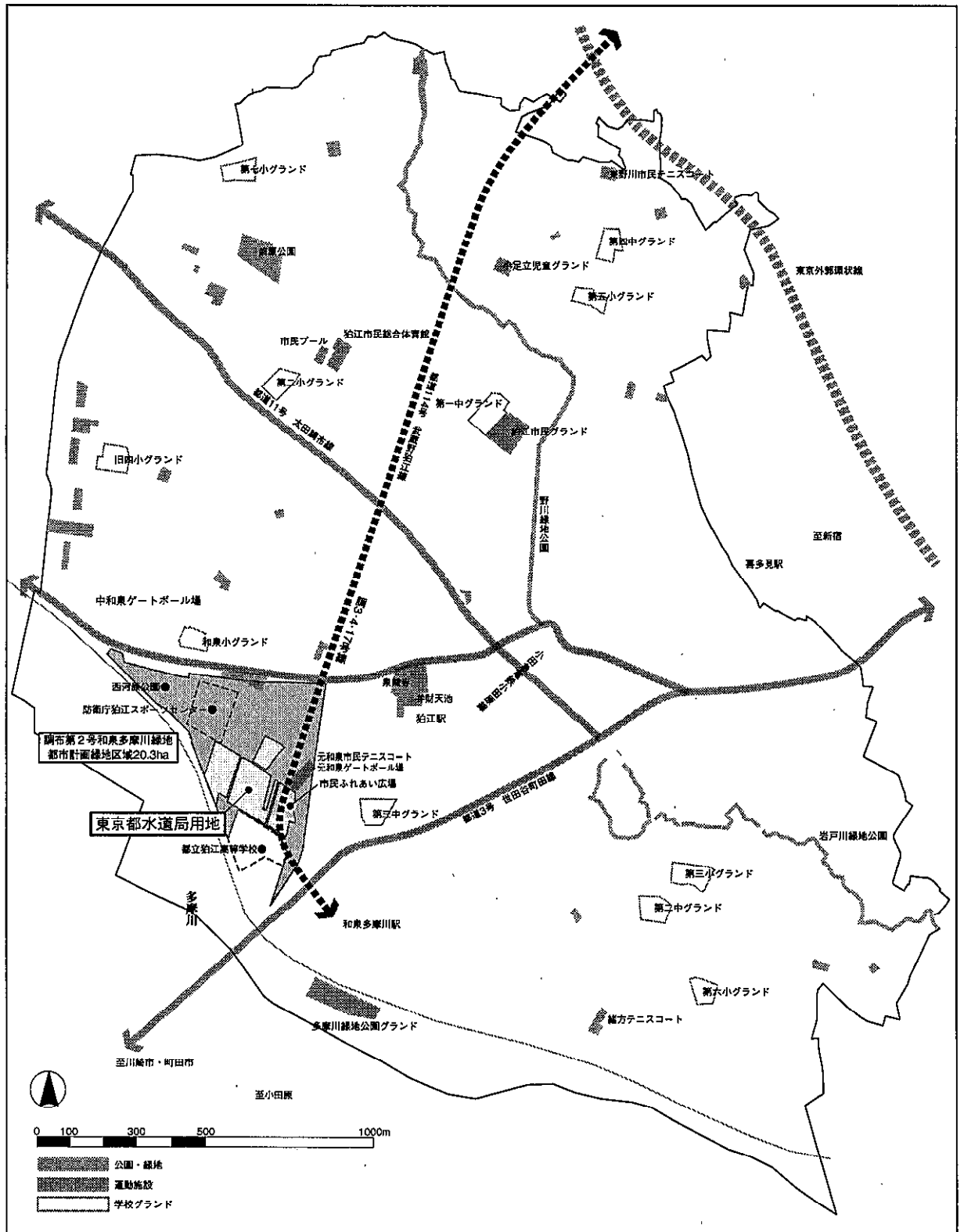
サッカー場利用の規模(広さ)

○90～120m×45～90m(Jリーグなどの公式試合は、105m×68m)

フィールドからのバッファーは、タッチラインから5m以上、ゴールラインから10m以上必要とされている。

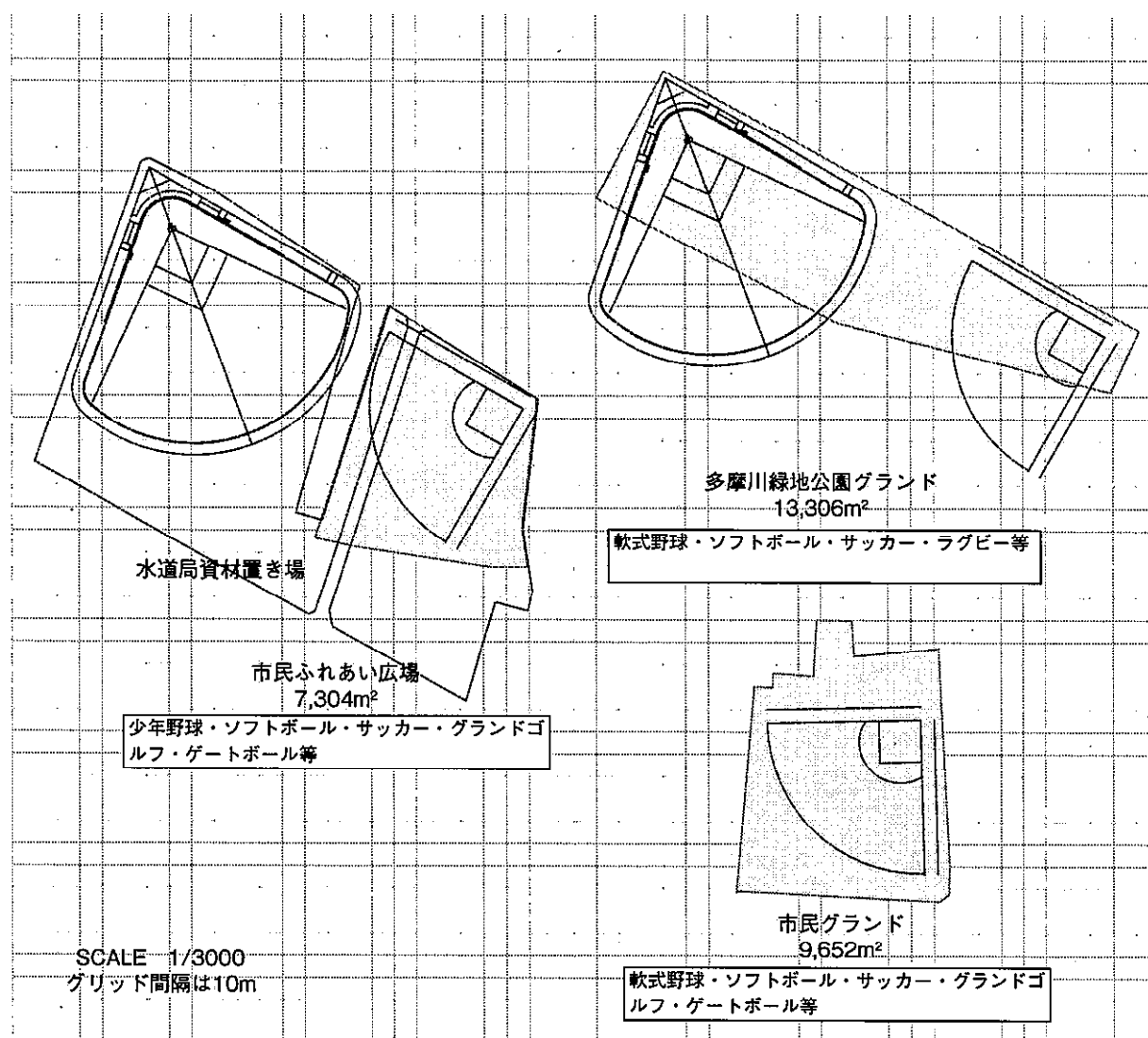
○最低規模は、110m×55m(6,050㎡)以上必要である。

参考文献:「屋外体育施設の建設指針」(財)日本体育施設協会



市内公園緑地・屋外運動施設等の分布状況

8. 実現化に向けたケーススタディ



市内多目的運動施設のスケール比較

※運動施設は、スケール比較のために配置したものであり、実際の配置、利用現況とは異なる。

※多摩川緑地公園グラウンドの敷地形状は、狛江市全図 1:5000(H12/6) よりトレース、縮尺合わせをしたものである。

③ 防災避難場所

狛江市の広域避難場所は、多摩川左岸一帯、市立西河原公園、都立狛江高校、防衛庁共済組合狛江スポーツセンターの4か所であり、市内北西部の本検討対象である水道局資材置き場周辺に集中し、対象地についても検討を要する場所として位置付けています。

また、災害時における応急仮設住宅の設置可能戸数については、下表のとおり、狛江市全世帯に対して設置可能なオープンスペース全体で7.7%、市公共施設用地で3.9%という現状です。応急仮設住宅については、「原則として、市の区域の全焼・全壊及び流出世帯の合計数の3割以内とする。」と狛江市地域防災計画(H8年度修正)で定めており、災害規模にもよりますが市としては市民生活の安全確保の観点より、建設予定地をさらに確保し整備することが必要です。

利用可能なオープンスペース及びその設置可能な戸数の状況

応急仮設住宅の建設予定地・検討地他		使用可能面積 (ha)	1戸当りの標準床面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
市民グラウンド	予定地	0.9	26.4	340
市立西河原公園	予定地	1.6	26.4	606
小計		2.5		946
市民ふれあい広場	その他	0.6	26.4	227
市民テニスコート	その他	0.5	26.4	189
小計		1.1		416
狛江市の公共施設用地での合計		3.6		1,362
防衛庁共済組合狛江スポーツセンター	検討地	1.8	26.4	681
水道局資材置場	検討地	1.8	26.4	681
小計		3.6		1,362
合計		7.2		2,724

狛江市の全世帯数 (H14年) と設置可能な戸数

H14年狛江市の世帯数	35,376
H14年狛江市の1世帯当たり人員	2.1
確保できる応急仮設住宅の世帯比率	7.7%
狛江市の公共施設用地で確保できる応急仮設住宅の世帯比率	3.9%
収容可能人数	5,720

資料：住民基本台帳平成14年1月末

■防災機能の強化（応急仮設住宅の供与）

1. 応急仮設住宅の供与の目的

応急住宅は、災害救助法が適用された震災、その他市長が特に必要と認めた場合、住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者のために設置する。

2. 応急仮設住宅の建設

【設置戸数】

原則として、市の区域の全焼・全壊及び流出世帯の合計数の3割以内とする。

【建設用地の確保】

市はあらかじめ次の点を考慮の上、建設予定地を定めておくものとする。

- (1) 接道及び用地の整備状況
- (2) ライフラインの状況
- (3) 避難場所などの利用の有無

【建設の規模】

1戸当たりの床面積は26.4㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。

※「狛江市地域防災計画（平成8年度修正）」の抜粋

8. 実現化に向けたケーススタディ

(6) 対象地の利活用条件の検討

現時点での諸条件を元に、対象地の利活用方策に関する検討を行います。

① 施設配置シミュレーション

対象地区域内での、代表的な運動施設についての配置シミュレーションを行ったものを以下に示します。

主要運動施設配置プラン

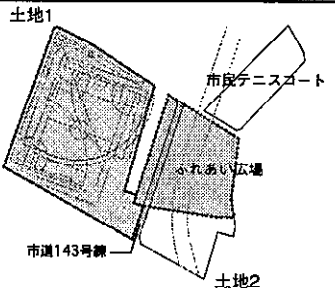
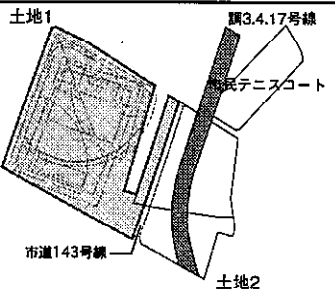
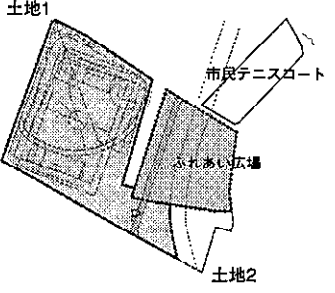
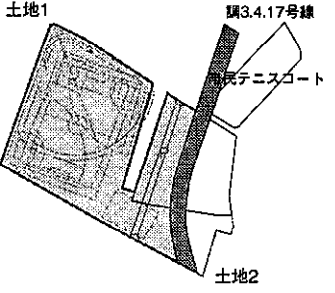
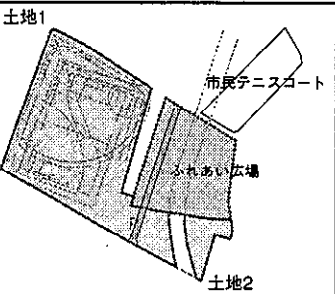
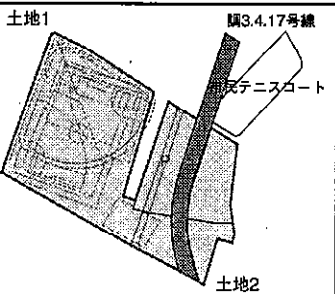
種目	施設配置 (例)	備考
野球 ソフトボール		社会人一般の軟式野球場については、土地1の範囲に1面が確保可能である。(ただし、民間アパートとの境界には防球ネットの設置が必要である。) また、ソフトボールに関しては、現在のふれあい広場で1面が収まり、土地1では野球場との併用となるが2面を確保することが可能である。 仮に、民間アパート敷地を含めた場合は、軟式野球場とソフトボールの同時利用が可能となる。
サッカー		サッカー場の場合は、土地1の範囲でJリーグ公式試合対応規格が1面確保可能である。芝面の取り合いでソフトボール場1面との供用が可能である。 また、現在のふれあい広場との間で、ミニサッカー場程度であれば同時利用が可能である。
陸上競技 (参考)		参考として対象地の全域(民間アパート、都計道路部分も含む)を使用した場合、陸上公認競技第1種クラスの400m、9レーンを備えた陸上競技場の設置が可能である。 トラックフィールドでは、サッカー場1面又は各種陸上競技等多面的な使用が可能である。

※図のグリッド間隔は10m

② 利活用パターンの検討

対象地である資材置き場敷地について、その利活用敷地の組合せパターンに関して検討します。検討条件としては、時系列的に都市計画道路整備までのふれあい広場の現状利用(借地)及びふれあい広場を廃止する場合、また土地利用区分として、市道 143 号線を挟み土地 1、土地 2 及び都計道路により分断される東西敷地の組合せが考えられます。

想定できるパターンを下図に整理しましたが、利活用の土地区画としては、総合公園化を目指した暫定的利用であること、将来的な交通アクセス・接道条件、土地利用の効率等を考えると、都計道路で分断後の西側区画を一体的に利活用していくことが効率的であり、導入機能からはパターン A、A' では、メインとなる導入機能である野球場又はサッカー場どちらか一面の併用案が主体となり、市民の多目的な利用ということ考えると他のミニスポーツ等も展開可能なパターン B' を利活用区域として設定することが望めますが、将来の都立公園化の支障となるおそれがあるため、パターン C' を考えます。

現状 (ふれあい広場活用)	都計道路整備 (ふれあい広場廃止)	考察
パターン A 	パターン A' 	土地 1 部分の利活用 現状、土地 1 の「ふれあい広場」借地分除く敷地を先行取得整備し、都計道路整備時には土地 1 の現ふれあい広場部分を取得するパターン。 都計道路整備時には、土地 1、土地 2 の間の市道 143 号線を活かすことにより敷地は、市道により四方を囲まれた敷地の一体利用となる。 運動機能の配置としては、野球場 1 面、サッカー場 1 面、ソフトボール 2 面の併用が可能であり、市道 143 号線と民間アパート敷地の間は駐車場としての利用が考えられる。(約 70 台収容※)
利活用面積 24,127.41 (内、水道局用地) 16,823.42 (内、ふれあい広場) 7,303.99	利活用面積 18,173.08 (内、水道局用地) 18,173.08 (内、ふれあい広場) 0	
パターン B 	パターン B' 	都計道路西側土地の利活用 ふれあい広場を除く、土地 1 及び土地 2 の都計道路西側を先行取得し、都計道路整備、ふれあい広場廃止に伴い対象地の都計道西側部分を全面取得し、敷地としての一体的利活用を想定したパターン。 運動機能の配置としては、パターン A、A' に加えて敷地南側でミニサッカー場程度の機能が確保可能である。また都計道路と民間アパート間が約 25m 確保できることから駐車場以外にもミニスポーツ機能の配置も可能である。 ※市道 143 号線については、廃道し敷地と一体利用
利活用面積 25,259.97 (内、水道局用地) 17,784.01 (内、ふれあい広場) 7,303.99	利活用面積 21,410.80 (内、水道局用地) 20,751.90 (内、ふれあい広場) 0	
パターン C 	パターン C' 	都計道路除く対象地全面利活用 現状のふれあい広場を除く土地 1 と土地 2 の都計道路を除く部分全ての利活用を図るパターン。 現状パターン C では都計道路東側の土地利用が中途半端であり、また都計道路完成時にも、土地は、道路により東西に二分されることになり、都計道路東側の土地の扱いが課題となる。 ただし、現在の市民テニスコート(借地)を東側土地に移転し、市有地で一体整備を図るという考え方はある。
利活用面積 26,795.51 (内、水道局用地) 19,314.55 (内、ふれあい広場) 7,303.99	利活用面積 25,352.91 (内、水道局用地) 24,694.01 (内、ふれあい広場) 0	

利活用敷地の組合せパターンの検討

〇 暫定利活用検討区域

 ※1 台当たり必要面積 20 m² で換算
 1,349.66 m² ÷ 20 m² / 台 = 約 70 台

8. 実現化に向けたケーススタディ

(7) 価格算定（参考試算）

① 購入の場合の価格算定（参考試算）

都水道局用地については、平成14年2月時点で簡易鑑定評価を行い、さらに現時点、公共施設の再編計画を検討する中において、市内での候補地の地価算定を行っています。

対象地の取得方法については、都からの土地売買による取得あるいは、現在のふれあい広場等と同様に借地による方式が考えられますが、購入する場合のケースとして本検討による利活用パターンに準じた価格算定を行った結果を示します。

対象地の地価調査価額（簡易鑑定 平成14年2月15日現在）

	地番	地目	数量 (公簿:㎡)	数量 (実測:㎡)	調査価額 (千円)	㎡単価 (千円/㎡)
土地1	2752番1	水道用地	17,971	18,173.08	3,350,000	184.3
土地2	2745番	水道用地	8,840	8,923.77	1,280,000	143.4
計			26,811	27,096.85	4,630,000	170.9

対象地利活用パターンに基づく価格試算

	土地 1		土地 2		合計	
単価 (千円 / ㎡)	184.3		143.4			
	対象面積 (㎡)	価格 (千円)	対象面積 (㎡)	価格 (千円)	対象面積 (㎡)	価格 (千円)
パターン A	16,823.42	3,100,556		0	16,823.42	3,100,556
パターン B	16,823.42	3,100,556	960.59	137,749	17,784.01	3,238,305
パターン C	16,823.42	3,100,556	2,491.13	357,228	19,314.55	3,457,784
パターン A'	18,173.08	3,349,299		0	18,173.08	3,349,299
パターン B'	18,173.08	3,349,299	2,578.82	369,803	20,751.90	3,719,101
パターン C'	18,173.08	3,349,299	6,520.93	935,101	24,694.01	4,284,400

※上記面積には、市道143号線部分(658.90㎡)、都計道路調3.4.17号線部分(2,402.84㎡)は含まない。

市内処分候補地の地価試算価格

候補地	面積(㎡)	1㎡当たり 図上求積値	1㎡当たり 試算価額(千円/㎡)	総額(千円)
第四中学校	東野川 4-1-1	12,878.07	220.6	2,840,857
第七小学校	西野川 4-8-1	11,926.15	208.1	2,481,728
市民グランド	和泉本町 2-15-2	9,652.17	252.9	2,440,964

※上記試算単価は、平成13年路線価を元にした試算値である。

※統合後の狭小面積である第四中学校・第七小学校を参考に試算したものであり決定したものではない。

② 借地の場合の価格算定（参考試算）

借地する場合として、現在のふれあい広場は平成2年から都水道局より借地しており、本検討ではこの事例に基づき以下の検討を行いました。

現在のふれあい広場（借地部分 6,818 ㎡）の年間借地料と前掲した都水道局用地の土地価格の鑑定評価に基づく地価による地代率は、表のとおり約 2.8%と算出されます。借地料の定め方に関しては、いくつかの方式がありますが、ここでは一般定期借地権による地代率の事例から借地料基準を考察しました。

下表は保証金の運用益を年 4%とし、これに支払い地代を加えた実質地代の地価に対する割合（地代率）の分布状態を示しています。これによると、実質地代は、地価の 1.5～2.0%を中心として分布しており、全国平均 1.8%、三大首都圏別の平均では、首都圏 1.8%、中部圏 1.7%、近畿圏 1.9%であり、目安としては地代の 1.8%程度ということが出来ます。（ふれあい広場の事例試算値の 2.8%については、現時点での土地評価額をベースに算出したものであり、平成2年から現時点までの地価の下落率を加味するとこの平均値もしくは下回る地代率になると考えられます。）

現、ふれあい広場の年間借地料と土地価格の関係

①ふれあい広場 借地面積※	②年間借地料	③推定土地評価額 土地 2 鑑定評価額 (H14/2 時点) 143.4 千円 / ㎡×①	④地代率 ②÷③× 100
6,077.09 ㎡	24,320,508 円 (4,002 円 / ㎡)	871,455 千円	2.8%

※ふれあい広場（実測面積 7,303.99 ㎡（注）市道 143 号線重複部分 486.93 ㎡を含む）より市道重複部分とその他に無償分として減免されている面積 739.97 ㎡（狛江市宅地開発等まちづくり指導要綱の個別協定ふれあい広場分 568 ㎡、資材置き場内市道 171.97 ㎡）を除く面積

保証金、地代と地価の関係—地域別（保証金あり、権利金なし）

（単位：団地）

	合計	(保証金×0.04+地代×12ヶ月)÷(地価×敷地面積)						平均値
		0.005 未満	0.005～ 0.010 未満	0.010～ 0.015 未満	0.015～ 0.020 未満	0.020 以上	無回答	
全体	2,092 100.0	6 0.5	32 2.5	239 18.2	711 54.2	323 24.6	781	0.0180
三 大 都 市 圏	首都圏	890 100.0	1 0.2	10 1.9	101 19.7	303 58.9	99 19.3	376 0.0182
	中部圏	565 100.0	3 0.8	4 1.0	94 24.9	203 53.7	74 19.6	187 0.0171
	近畿圏	417 100.0	1 0.4	14 5.0	20 7.1	135 48.2	110 39.3	137 0.0187
その他の地域	220 100.0	1 0.7	4 2.9	24 17.3	70 50.3	40 28.8	81	0.0178

※保証金がなく、権利金がある団地数 42 団地

※保証金、権利金なし 5 団地

資料：定期借地権普及促進協議会「全国定期借地権付き住宅の供給実態調査報告書」平成 13 年 7 月より

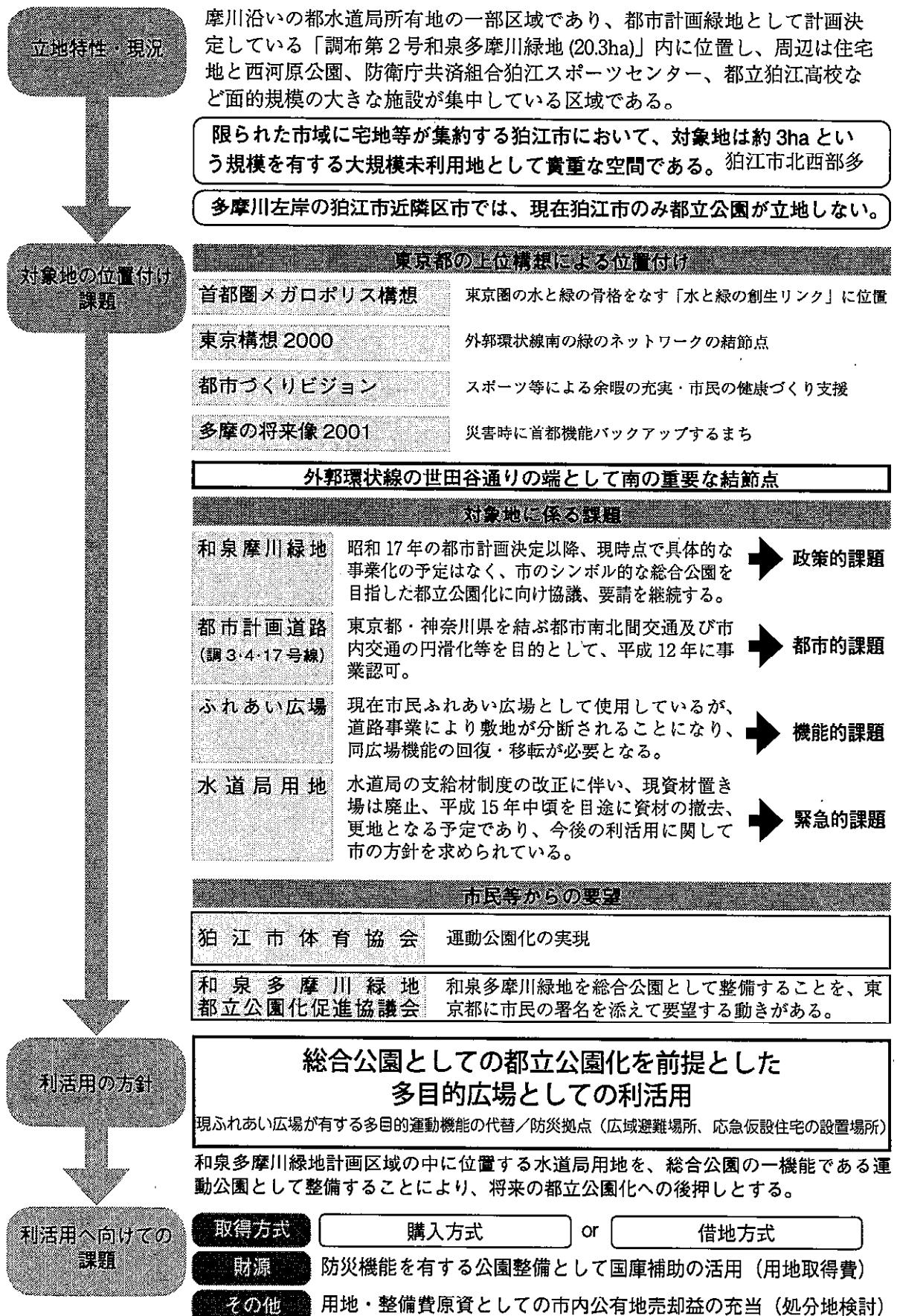
対象地利活用パターンに基づく年間借地料試算

	水道用地利 活用対象面積 (㎡)	H14/2 時点で の試算価格 (千円)	年間借地料試算額 実質地代率 1.8%とした場合 (千円 / 年)
パターン A	16,823.42	3,100,556	55,810 @3,317 円 / ㎡
パターン B	17,784.01	3,238,305	58,289 @3,278 円 / ㎡
パターン C	19,314.55	3,457,784	62,240 @3,222 円 / ㎡
パターン A'	18,173.08	3,349,299	60,287 @3,317 円 / ㎡
パターン B'	20,751.90	3,719,101	66,944 @3,226 円 / ㎡
パターン C'	24,694.01	4,284,400	77,119 @3,123 円 / ㎡

8. 実現化に向けたケーススタディ

(8) 対象地の利活用方針

対象地を利活用方針については、以上の検討事項を整理し、次のとおりとします。



事業名	事業主体	事業の要件 採択基準等	助成制度
防災公園	地方公共団体	(1) 規模 ① 広域防災拠点については、面積がおおむね 50ha 以上の都市公園 ② 広域避難地については、面積が 10ha 以上の都市公園 ただし都市公園面積が 10ha 以下でも周辺の空地とあわせて 10ha となる都市公園を含む ③ 一次避難地については、面積が 1ha 以上の都市公園 ただし、周辺の市街地等と一体となって 1ha 以上となる都市公園を含む ④ 避難地となる緑地については幅員 10m 以上 (2) 補助対象施設補助の対象となる災害応急対策施設は以下のとおり 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート 係留施設、発電施設、延焼防止のための散水施設（一次避難地については備蓄倉庫、耐震性貯水槽のみ）	1.事業主体 地方公共団体 都道府県、市町村） 2.負担割合 用地一割 1/3、地方公共団体 2/3 施設一割 1/2、地方公共団体 1/2
防災緑地緊急整備事業	地方公共団体	(1) 対象都市 都市開発資金の貸付対象都市であって(2)②においては以下に該当するもの ① 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市 ② 大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域に含まれる都市 ③ 地震予知連絡会による観測強化地域又は特定観測地域に含まれる都市 ④ 県庁所在都市、政令指定都市又は人口 10 万人以上の都市 (2) 対象公園 ① 広域防災拠点の機能を有し、面積がおおむね 50ha 以上の都市公園の予定地 ② 広域避難地の機能を有し、面積が 10ha 以上、周辺の空地とあわせて避難地としての面積が 10ha となるものを含む）の都市公園の予定地 ③ 一次避難地の機能を有し、面積が 1ha 以上の都市公園の予定地 (3)補助対象施設 防災緑地の施設の整備に要する費用について、その 2分の1を補助することができる ①園路又は広場②植栽その他の修景施設③休憩所、ベンチその他の休養施設④便所、水飲場その他の便益施設⑤門さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設⑥災害応急対策施設 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート 係留施設、発電施設、延焼防止のための散水施設）ただし一次避難地については、備蓄倉庫、耐震性貯水槽のみ	1.事業主体 地方公共団体 都道府県、市町村） 2.負担割合 用地一割 1/3、地方公共団体 2/3 市開発資金により取得 施設一割 1/2、地方公共団体 1/2
グリーンオアシス緊急整備事業	地方公共団体（都道府県・市町村）	(1) 広域避難地となる防災公園等の避難区域において、3 か所以上の緑地の整備を行うものであること ② 対象事業の 1 箇所あたり面積が 500 m²以上であること人口集中地区内においては、300 m²以上であること ③ 地区全体の用地買収面積が、500 m²以上であること人口集中地区内においては、300 m²以上であること (2) 地区の要件 ① 都市計画法第 7 条第 4 項に定める 整備、開発又は保全の方針において特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として位置付けられている、若しくは位置付けられる予定がある地区であること ② 地方公共団体が、防災公園の整備と周辺市街地の整備を一体的に行い、防災拠点の整備を進めるための 防災公園 市街地一体整備計画」を策定している地区であること (3) 事業箇所の要件 ① 防災公園及び防災公園と一体的に整備される市街地の面積がおおむね 1ha 以上の地区であること ② 事業前の公用地(都市公園用地を除く)率が原則として 20%未満の地区であること ③ 事業の実施により地区内の建築物の不燃化等を含め防災性の向上が図られる地区であること ④ 避難地の機能を有する都市公園の整備を含む箇所であること	用地 1/3、施設 1/2
防災公園・市街地一体整備事業	地方公共団体（都道府県・市町村）	(1) 広域避難地となる防災公園等の避難区域において、3 か所以上の緑地の整備を行うものであること ② 対象事業の 1 箇所あたり面積が 500 m²以上であること人口集中地区内においては、300 m²以上であること ③ 地区全体の用地買収面積が、500 m²以上であること人口集中地区内においては、300 m²以上であること (2) 地区の要件 ① 都市計画法第 7 条第 4 項に定める 整備、開発又は保全の方針において特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として位置付けられている、若しくは位置付けられる予定がある地区であること ② 地方公共団体が、防災公園の整備と周辺市街地の整備を一体的に行い、防災拠点の整備を進めるための 防災公園 市街地一体整備計画」を策定している地区であること (3) 事業箇所の要件 ① 防災公園及び防災公園と一体的に整備される市街地の面積がおおむね 1ha 以上の地区であること ② 事業前の公用地(都市公園用地を除く)率が原則として 20%未満の地区であること ③ 事業の実施により地区内の建築物の不燃化等を含め防災性の向上が図られる地区であること ④ 避難地の機能を有する都市公園の整備を含む箇所であること	1.事業主体 地方公共団体 都道府県、市町村） 2.負担割合 防災公園】 用地一割 1/3、地方公共団体 2/3 施設一割 1/2、地方公共団体 1/2 地区防災機能向上施設】 地方公共団体が補助する額の 1/2 かつ対象事業費の 1/3 以内

参考資料)防災公園整備事業に関する事業要件の整理

8-2 三中移転跡事業地（新図書館構想）

（1）新図書館構想の背景と概要

狛江市では、生涯学習時代における図書館の重要性を再認識し、これまで狛江市立図書館協議会より「狛江市における中央図書館の充実及び将来構想について」（平成5年3月）、市内の「狛江市立中央図書館の現状と将来計画（案）」（平成8年12月）、狛江市立新図書館建設構想策定委員会による「狛江市立新図書館建設構想について（答申）」（平成10年3月）、「狛江市立新図書館基本計画書」（平成11年3月）が出され、狛江市の新図書館建設についての検討が進められてきました。

これまでの検討における機能及び計画概要は次のように示されています。

＜新図書館の機能とサービス＞

① 機能

- 全市図書館サービスの中心拠点としての機能
- 全市民を対象とした貸出図書館としての機能
- 調査・参考図書館としての機能
- 保存図書館としての機能
- 市民の交流の場としての機能

② サービス

それぞれの機能に対応したサービスと業務内容

- 図書館サービスの中心拠点としての機能
 - 全市図書館サービス網の計画立案、評価、実施
 - 図書館サービス網の総合調整と選書、庶務、経理、人事、広報、職員研修、施設管理
 - 全市図書館サービス網の資料の総合調整と選書、収書、発注、整理センター業務
 - 全市図書館サービス網の総合目録の作成と管理
 - 市内サービスポイントとの相互貸借
- 全市民対象の貸出図書館としての機能
 - 図書館と図書館資料(視聴覚資料と電子メディア資料を含む)に対する総合案内サービス
 - 開架資料による来館者に対する個人館外貸出サービス
 - 高齢者、障害者サービス
 - 病院、施設、自宅などから直接来館できない市民に対して図書館からの出向サービス
 - 市内団体への貸出及び配送サービス
- 調査・参考図書館としての機能
 - 市民のさまざまな調査研究に対して、資料と職員の知識で援助する
 - 図書館独自の資料を作成し、市民の利用に供する

- 郷土資料を網羅的に収集し、体系的に整理・保存して市民の利用に供する
 - 近隣の公共図書館、都立図書館、国立国会図書館などとの相互協力体制を確立し相互協力活動を行う。
 - 市民の多様な学習・創造活動に場を提供する。
- 保存図書館としての機能
- 保存すべき資料の選別を行い、保存すべき資料については長期間にわたって保存し、利用者の求めに応じて提供する。
- 市民の交流の場としての機能
- 市民の主体的な集会、会議の場の提供
 - 館の企画による催し物の開催
 - 地域に関する情報、イベント案内、市民同士の交流の情報の提供サービス

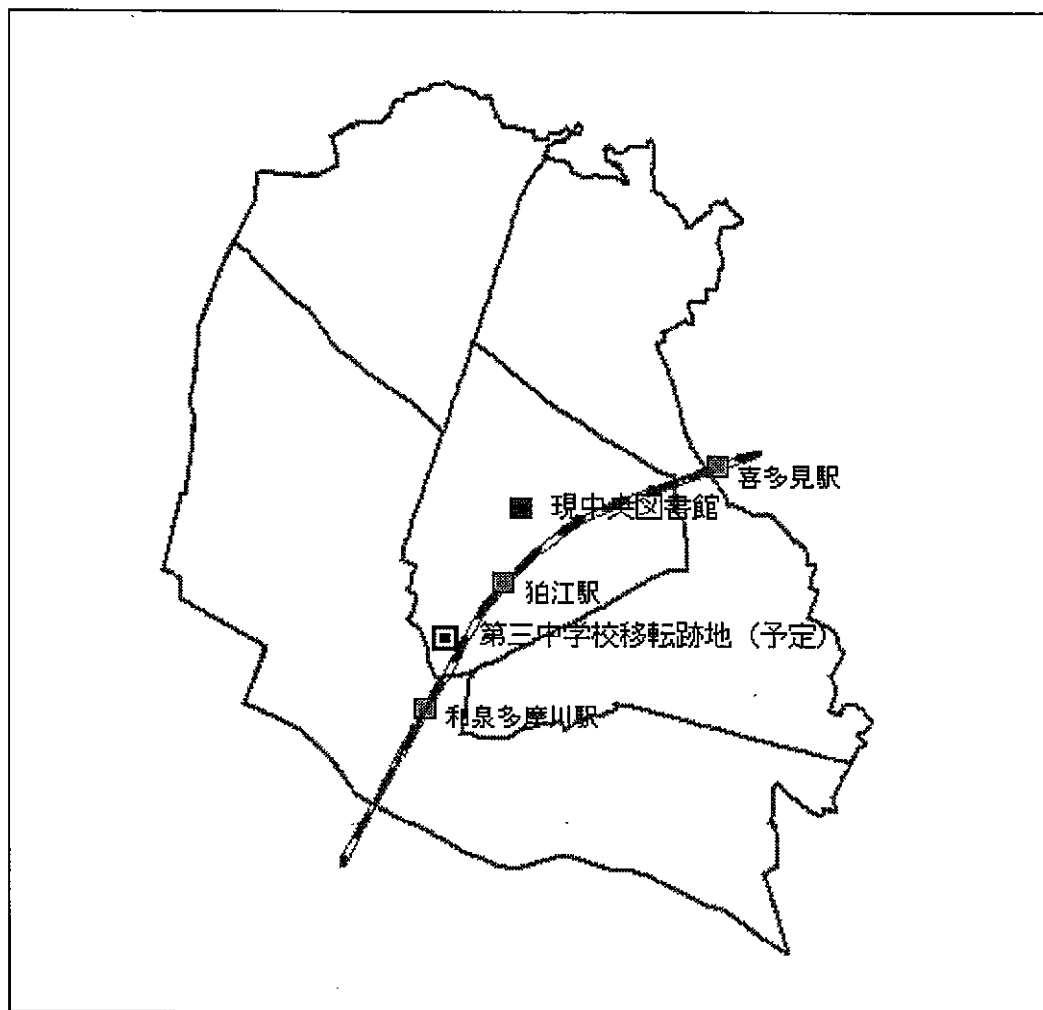
③ 施設構成と規模

主な機能	面積 (㎡)
1. 入口・ホール及び中央サービスエリア 読書の間の休息、市民の文化活動の場の提供 総合案内、貸出、登録、返却、リクエスト受付、資料案内等	260
2. 開架スペース ① 一般成人スペース (104 千冊) ② 青少年 (ヤングアダルト) スペース (5 千冊) ③ 児童スペース (20 千冊) ④ 新聞・雑誌スペース (20 紙、400 タイトル) ⑤ 視聴覚 (AV) 資料スペース (12 千点) その他	1,980
3. 調査・研究援助と地域・行政資料スペース (参考調査室) 閲覧席、相談カウンター、地域・行政資料等、収納庫、CD-ROM 等検索スペース、 地図ケース、参考図書 約 15 千冊	400
4. 障害者サービススペース 録音室、対面朗読室、点字変換室	30
5. 視聴覚 (AV) サービススペース 視聴覚ホール、操作室	170
6. 集会・学習活動サービススペース (ミーティングルーム) 会議室 (講座、講演、会議、研修)	105
7. 保存書庫 新聞、図書、雑誌他資料の保存、除籍資料の調整 通常書架 (50 千冊)・集密書架 (200 千冊)・書庫作業室・消毒室等	670
8. 事務作業スペース	420
9. その他共用部分	728
合 計	4,769
駐車・駐輪スペース	600

資料：狛江市立新図書館基本計画書（平成 11 年 3 月 31 日）狛江市立図書館基本計画策定委員会

(2) 図書館の位置

新図書館の位置については、狛江市立新図書館基本計画書の中で市内中心部の交通の便の良いところと希望されており、また、広い駐車場や駐輪スペースが確保でき、利用者が利用しやすく、市役所との連絡にも便利な場所が望まれています。本計画では、前述したように第三中学校が移転することでその跡地を活用することが可能となることから第三中学校移転跡地を想定します。



想定位置図（※市内全域からの位置図）

(3) 市立図書館の整備事例

近年、自由時間の増大、少子・高齢化社会への移行、国際化及び高度情報化社会の進展、産業構造の変化などを受け、図書館についても新たな対応が求められてきています。

最近の図書館整備傾向については次のように整理できます。

✓ 対応課題

- 平成14年度からの学校週5日制の完全実施により児童生徒の校外における遊びや学びの機会増大への対応
- 高齢化社会の到来による余暇時間に対応した環境整備
- 情報化・国際化などによる急激な技術革新による新たな職業知識・技術の必要性等

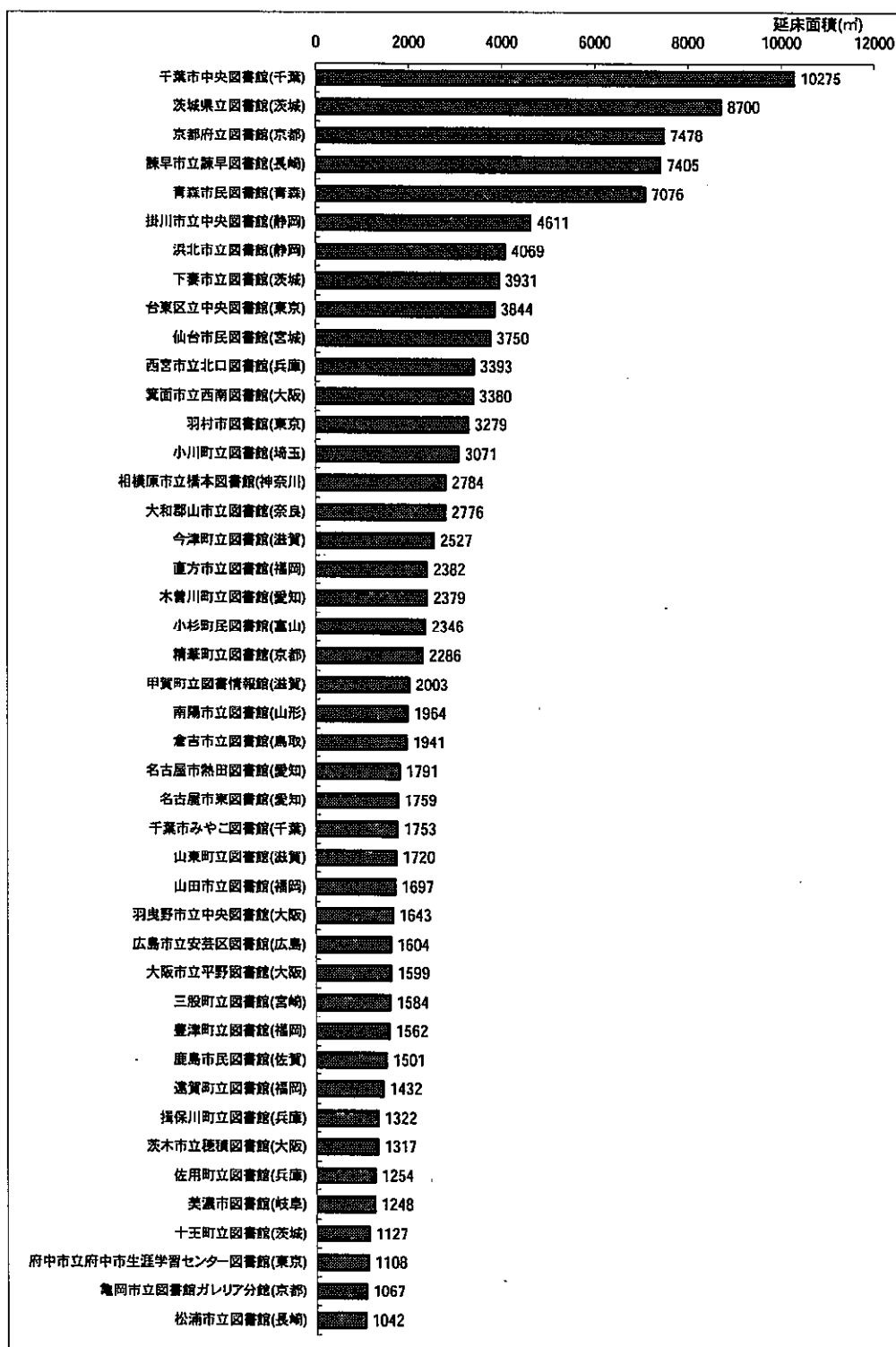
✓ 対応機能

- 市民の生涯学習のための学習環境
- 情報化、国際化、高度技術化の進展への対応
- 市民生活をより豊かにするための知識・情報の発信
- ゆとりある読書空間の提供
- 効果的、効率的、機能的な運営

✓ 規模及び整備手法など

- 2001年に整備された公立図書館の内、市区立図書館は39件、平均規模は2,381㎡となっています。
- その内、千葉市中央図書館は、1万㎡を超える大規模館であり、図書館機能のみでなく関連する生涯学習センター等との複合化や利用環境が重視される傾向にあります。
- 事業手法としては、近年着目されているPFI方式での事業計画も多く見られ、事例としては、桑名市図書館等複合公共施設整備事業で導入されています。

8. 実現化に向けたケーススタディ



※資料：図書館年鑑 2001 年版 日本図書館協会
2001 年度(H13)中に開業した公立図書館の図書館部分の延床面積を示す

2001 年新設図書館の規模

教育文化スポーツ分野における PFI 事業全国事例の中での図書館整備事例

件名	分野	発注者	建設地	内容等
生涯学習総合センター (仮称)	教育文化 スポーツ 施設	会津若 松市企 画調整 課	福島県会 津若松市 東栄町地 内	素案は、当初導入を予定していた中央公民館と図書館、科学 体験の3機能を、公民館と図書館の2機能に限定。延べ約5600 平方メートル規模に縮小する。これに伴い総工費も当初の約 46億円を半分の約23億円に抑制するとしている。(02.10.08 建設通信新聞)
(仮称) 生 涯学習セン ター整備等 事業	教育文化 スポーツ 施設	埼玉県 杉戸町 社会教 育課	埼玉県杉 戸町大字 大島字沼 地内	同施設は、図書館本館機能と生涯学習機能を備えた複合施設。 設計、施工、運営維持管理業務及び付帯事業を遂行すること を事業の範囲とし、資料・情報部門の運営維持管理業務、図 書館情報システム及び図書館情報ネットワークの設計・構築・ 運営維持管理業務については、町が自ら実施する。事業方式 は、BOT方式で事業期間は38年3月まで。
(仮称) 大 和田地区複 合施設	教育文化 スポーツ 施設	八千代 市	千葉県八 千代市大 和田 250-1	複合施設建設予定地は、市の図書館や消費者生活センター等 がある敷地で、これらを取り壊した跡地に建設。新施設には、 図書館、教育センター、青少年センター、地区コミュニティ センターが入る。
新中央図書 館建設	教育文化 スポーツ 施設	東京都 北区	東京都北 区十条台 1	同図書館は自衛隊から土地の一部割譲を受けて建設するもの で、敷地内には旧自衛隊官舎のれんが造建築物がある。4階建 て延べ6000㎡の施設を計画している。(03.03.05 建設通 信新聞)
磯外図書館 改築	教育文化 スポーツ 施設	東京都 文京区	東京都文 京区千駄 木1-23-4	改築規模は基本構想策定委員がまとめた延べ約2500㎡を基準 にシュミレーションしVFMが検出された。(02.05.21 建設通 信新聞)
調布市立調 布小学校整 備並びに維 持管理及び 運営事業	教育文化 スポーツ 施設	調布市 政策室	東京都調 布市つつ じヶ丘 4-22-6	校舎は、地域図書館を併設し地域開放のため中学校規模の体 育館や温水プールも備え、地域コミュニティーの核となる施 設として計画。(01.02.26 建設通信新聞)
生涯学習拠 点整備事業	教育文化 スポーツ 施設	稲城市	東京都稲 城市向陽 台4丁目	「新しい発想の図書館」として、市立中央図書館と体験学習施 設を一体的に整備する。両施設が互いに機能補完しあい、人 と本と自然が一体となった生涯学習の拠点にする考え。
桑名市図書 館等複合公 共施設整備 事業	教育文化 スポーツ 施設	桑名市 市長公 室政策 課	三重県桑 名市中央 町3丁目	複合公共施設の建設予定地は、市土地開発公社取得済み用地 約0.3ha。施設規模は、約9,000㎡程度を想定。市では、既存 の図書館、保健センター、勤労青少年ホームに、新たに多目 的ホールも加えた「図書館等公共複合施設」を計画。PFI (BOT 方式) の導入により、市が独自で実施した場合と比較し、市 の財政負担額全体で約5.5%~12.5%の削減を達成でき、定性的 効果も含め、「特定事業として実施することが適用である」 と結論づけた。事業期間は30年。(02.05.20 PFIネット社)
新図書館建 設	教育文化 スポーツ 施設	大東市	大阪府大 東市	現在、市の図書館は1館しかなく、2館目の図書館建設を構想。 しかし、財政状況が厳しいことなどからPFI導入による事業実 施を視野に入れている。(02.08.08 建設通信新聞)
永和図書館 建替	教育文化 スポーツ 施設	東大阪 市	大阪府東 大阪市	老朽化と狭隘化が進み、新築する図書館では図書情報システ ムを導入し規模も大きくする方針で、他の公共施設との複合 施設化構想もあることから新たな用地での建設を計画してい る。(02.12.19 建設通信新聞)
中央公園地 区整備事業	教育文化 スポーツ 施設	福山市	広島県福 山市霞町	同事業は、霞町中央公園内にある市民会館が老朽化したため、 取り壊すこととし、跡地に図書館を核に会議室などを備える 複合施設として建設する計画。管理・運営期間は20年間。 (03.03.04 建設通信新聞)
新図書館建 設	教育文化 スポーツ 施設	前原市	福岡県前 原市	市には、現在単体の図書館がなく移動図書館で対応している 状況で、市民から図書館の建設を求める声が根強く、建設基 金約4億円を積み立てるなど建設に向けた準備を進めてきて いる。(02.06.24 建設通信新聞)

資料：PFI インフォメーション (<http://www.pfinet.jp/>) 平成 15 年 3 月現在

◆市立中央図書館整備の事例◆

名称	千葉市立中央図書館
所在地	〒260-0045 千葉市中央区弁天 3-7-7 (旧国鉄千葉鉄道学園跡地)
開業年月日	平成7年基本設計／平成8年度実施設計 平成9年度設計着手／平成12年4月竣工
事業主体	千葉市
規模	敷地面積 約13,310㎡ 中央図書館部分 約13,000㎡ 生涯学習センター部分 約4,850㎡ 視聴覚センター部分 約1,650㎡
蔵書数	約45万冊
施設構成 (図書館部分)	■インフォメーションカウンター 約45万冊の図書、雑誌約350タイトルを揃えた市内でも最も大きな図書館。CD、ビデオの貸出、レファレンスサービス、児童サービス、外国人や障害者へのサービスを実施 ■ポピュラーライブラリー 小説、趣味、ビジネス書をはじめ、英語・中国語・韓国語などの外国語図書約5000冊所蔵 ■ブラウジングコーナー 全国の新聞、各分野の雑誌を、ゆったりとくつろいだ雰囲気の中で閲覧できるコーナー ■視聴覚コーナー ビデオ、CD等のAV資料及び試聴ブース ■レファレンスライブラリー 辞書・図鑑や調査研究に役立つ専門的な資料や市川市、千葉県に関する郷土行政資料も収集 ■特別コレクション/郷土行政資料/地図 市川にゆかりの深い東山魁夷氏と永井荷風氏の作品を収集。 郷土(市川市・千葉県)資料及び地図等 ■障害者サービスルーム 点字資料、録音資料、大きな活字の本などの資料のほか、耳の不自由な方のための手話つきビデオや、小さい字が見えにくい方のための拡大読書器、対面朗読室など。 ■ヤングアダルトコーナー/シニアルーム/ビジネスルーム 蔵書室/社会人専用席/調べもののコーナー ■こどもとしゃかん 子どもたちの好奇心、遊び心を刺激する物語や絵本、紙芝居を収集 ■おはなし室 照明が変化し、さまざまな雰囲気の中で、子どもたちが昔話や物語を楽しむことができる。えほんの会(4歳～)、おはなし会(5歳～)、小さい子のためのえほんの会(ラッコの会、3・4歳)を実施。耳の不自由な子どもたちのための設備(フラットループ)もある。 ■くつろぎひろば
	 

資料：(仮称)千葉市中央図書館・生涯学習推進センター等複合施設整備基本計画 1994年6月
千葉市図書館ホームページ (<http://www.library.city.chiba.jp/index.html>)

名称	桑名市立図書館（計画）
所在地	〒511-8601 三重県桑名市中央町三丁目
開業年月日	平成 14 年～平成 16 年 設計・建設期間 平成 16 年 8 月～10 月 図書館等準備期間 平成 16 年 10 月 開業予定
事業主体	桑名市 PFI 事業（BOT 方式）
規模	敷地面積 約 3,200 m ² 桑名市立図書館 3,100 m ² 桑名市保険センター 1,600 m ² 桑名市勤労青少年ホーム 400 m ² 多目的ホール 700 m ² 生活利便サービス施設 200 m ² 共有施設 2,250 m ² （総合エントランス、廊下、階段、トイレ、設備機械スペース等） 駐車場施設 50 台分程度 駐輪場 30 台分程度
蔵書数	約 30 万冊
施設構成 （図書館部分）	新しい図書館は、幼児から高齢者にいたるまで「いつでも・どこでも・だれでも」利用できることを基本理念としていて、多くの人が集い・憩うことができる施設として整備します。また、IT 時代に即応した電子図書館、地域の情報発信拠点となるよう整備します。 施設面では、一般閲覧スペースのほかに「新着・特集図書コーナー」や子どもたちが利用しやすい「児童閲覧室」、マルチメディアを堪能できる「AV鑑賞コーナー」、桑名の歴史資料を納めた「郷土資料室」、屋外でゆったりと読書を楽しむことができる「読書テラス」などがあります。 ■エントランスゾーン ■読書ゾーン 一般閲覧スペース（受付カウンター、レファレンスカウンター） 受付カウンター／レファレンスカウンター／閲覧コーナー 展示コーナー／書架等 対面朗読室 障害者録音室、点字作業室 児童閲覧室 受付カウンター／閲覧室、書架／読み聞かせコーナー ■学習ゾーン 学習スペース 受付カウンター／AV 鑑賞コーナー／IT コーナー ■ふれあいゾーン 談話室、休憩コーナー ■研修ゾーン 郷土資料スペース 研修室 ■管理ゾーン ■会議ゾーン 学生学習スペース／多目的スペース（兼用）会議室

資料：桑名市役所ホームページ(<http://www.kuwana.ne.jp/kuwana-city/information/pfi/>)

(4) 配置案の検討

① 規模の設定

新図書館の規模は「狛江市立新図書館基本計画」に基づき、延べ床面積 4,800 m²として検討します。

② 検討条件の設定

- ✓ 階層を2階（建築面積 2,400 m²）と3階（建築面積 1,600 m²）を目安とします。
- ✓ プール及び体育館は、基本的に撤去可能とします。
- ✓ 既存校舍棟は他機能へ転換するため、存続とします。
- ✓ 敷地北側の道路をメインエントランスとします。（現在の学校正門）
- ✓ 現在の都市計画用途に基づき、第1種中高層住宅専用地域とします。
（建ぺい率 60%、容積率 200%）

③ ケーススタディ

◆ ケースA：交通動線を重視した3階建ての配置 ◆

配置の考え方

利用者の利便性（入りやすさ）に重点を置き、メインエントランスの近くに施設を配置する。またメインエントランスに接する位置に駐車場を配置し、敷地内へ進入する自動車の移動距離を短くすることで、歩行者動線との交差を無くし、歩行者の安全と自動車利用者の利便性に配慮した配置です。

建築物を計画するうえでの配置上・構造上の課題

- 西側隣地との斜線制限・日影規制によって、意匠・構造が制限されます。（敷地に余裕があるので建築物の意匠を変更することによって対応可能です。）
- 日影やメインエントランスの位置による建築制限を受けるため、例えば階段構造や傾斜構造の意匠となり、駐車場を縮小されます。
- 北側道路はメインエントランスの景観形成、利用者の利便性・安全性の確保のため、自敷地側への拡幅整備を薦めます。
- 残地となるグランド部は、用途地域による建築制限（建ぺい率・容積率）の範囲内で、敷地分割による処分や一般開放する敷地内公園としての利用、他の公共施設用地への活用など多目的に活用できます。

ケースAの施設概要

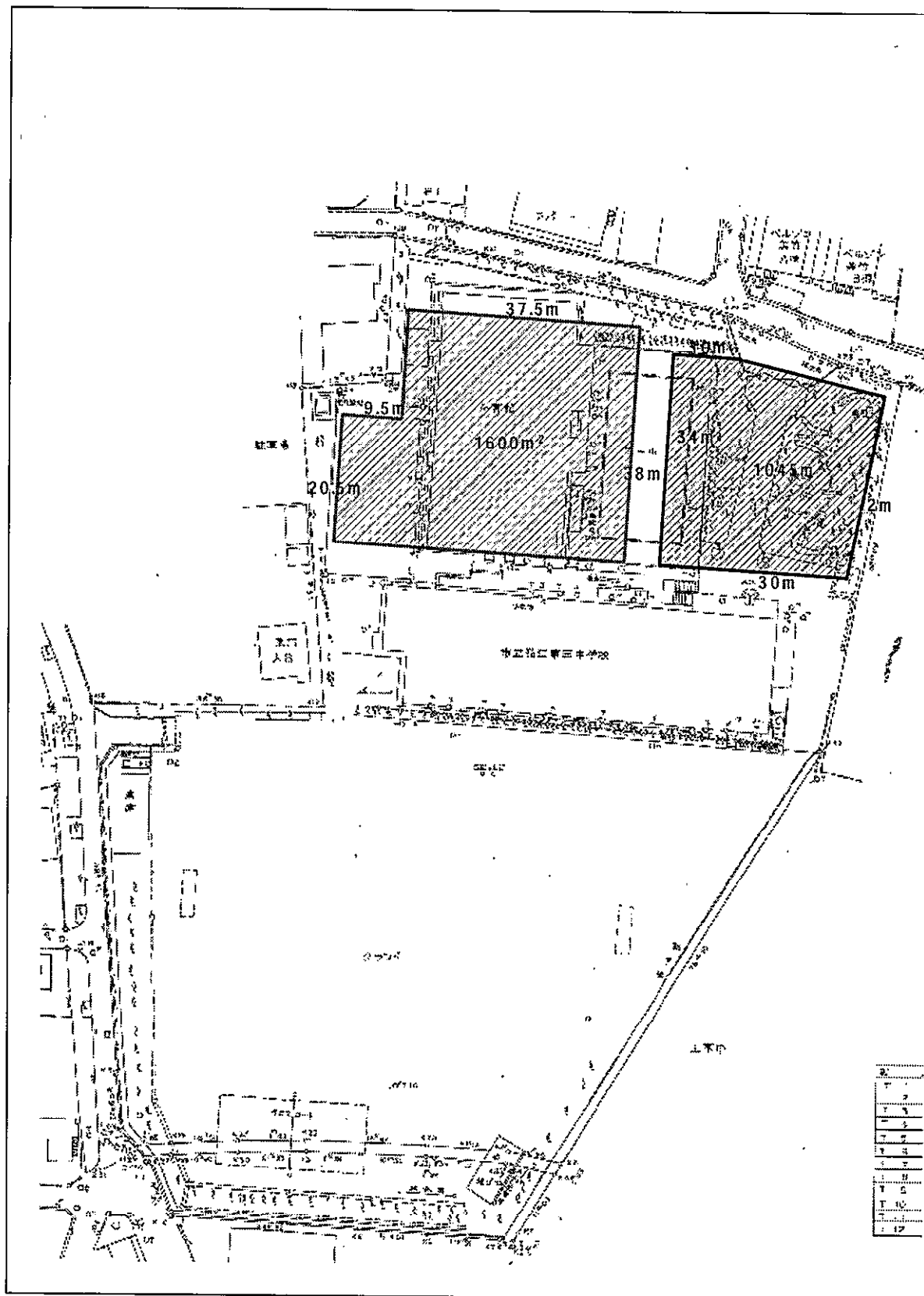
施設内容	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数	備考
既存校舎	1,050	3,150	3	
新図書館	1,600	4,800	3	体育館は撤去
駐車場 (平面)	1,180	-	-	39台/30㎡、プールは撤去
計	3,830	7,950		

※ 面積は図上求積による概算値

ケースAの敷地面積に対するケース値の比率等

種目	ケース値	基準値	
敷地面積 (㎡)	15,957		
建築面積 (㎡)	3,830		
延床面積 (㎡)	7,950		
建ぺい率 (%)	24.0%	60%	9,574
容積率 (%)	49.8%	200%	31,914
利用可能な建築面積 (㎡)	5,744		
利用可能な延床面積 (㎡)	23,964		

8. 実現化に向けたケーススタディ



ケースAの施設配置（案）

◆ ケース B：土地の高度利用を重視した 3 階建て（1F 駐車場）の配置 ◆

配置の考え方

基本的な考え方はケース A と同様ですが土地の高度利用を図る配置です。また施設内移動における縦移動を無くし、平面的に床が広く利用できるため、施設内の機能配置が容易になります。1F を駐車場とすることで、多くの駐車台数を確保でき、人の動線距離も短くできます。

建築物を計画するうえでの配置上・構造上の課題

- ▶ ケース A 同様、西側隣地との斜線制限・日影規制によって、意匠・構造が制限されます。（建築面積に余裕があるので、建築物の意匠の変更することによって対応可能です。）
- ▶ 日影やメインエントランスの位置による建築制限を受けますが、1F 駐車場は十分なスペースがあるので、1F に施設を配置するなどの柔軟な対応が可能です。
- ▶ 北側道路はメインエントランスの景観形成、利用者の利便性・安全性の確保のため、自敷地側への拡幅整備を薦めます。
- ▶ ケース A 同様、残地となるグランド部は、用途地域による建築制限（建ぺい率・容積率）の範囲内で、敷地分割による処分や一般開放する敷地内公園としての利用、他の公共施設用地への活用など多目的に活用できます。

ケース B の施設概要

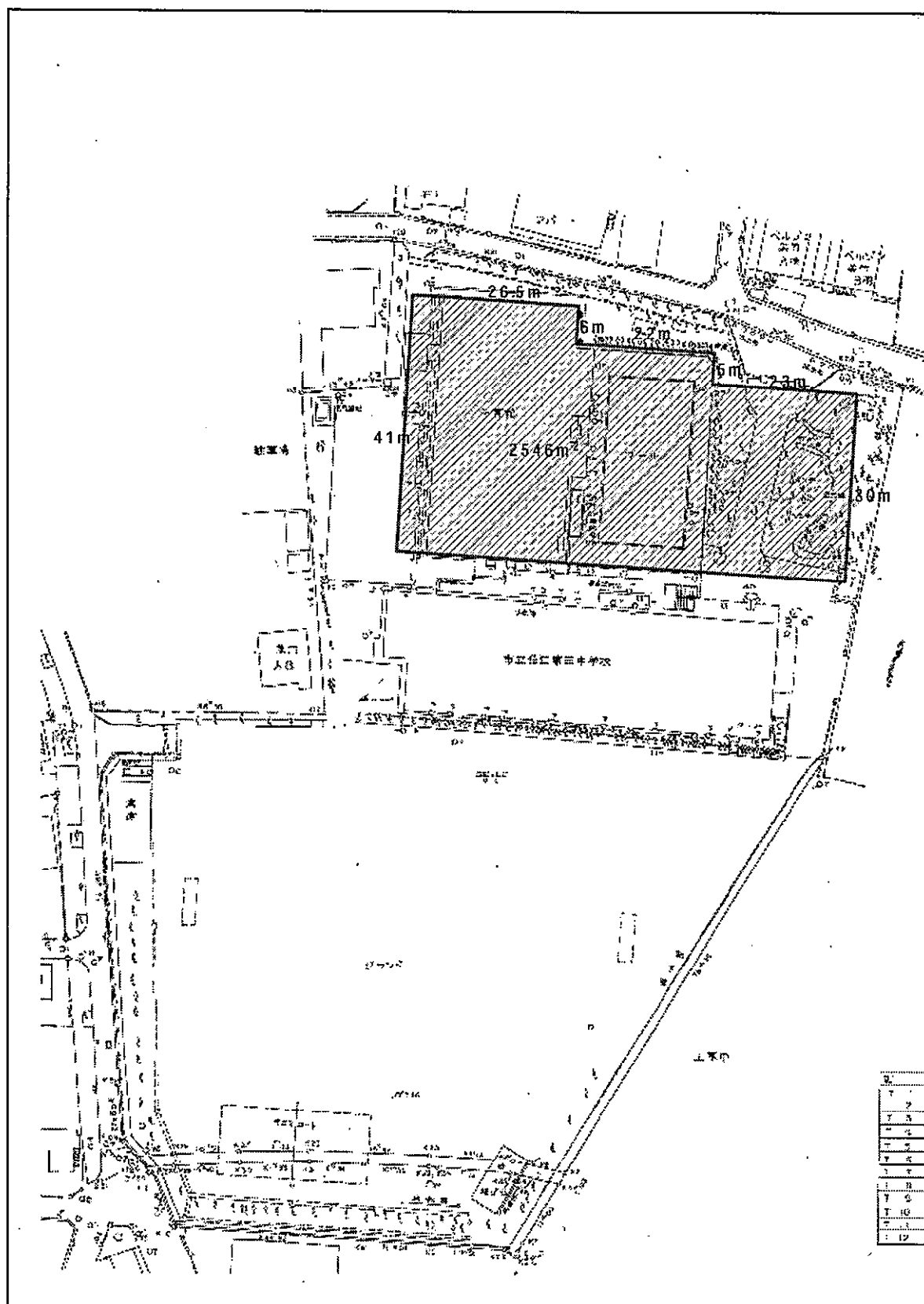
施設内容	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数	備考
既存校舎	1,050	3,150	3	
新図書館	2,550	5,100	2	体育館は撤去
駐車場 (平面)	2,550	-	-	85 台/30 ㎡、プールは撤去
計	6,150	8,250		

※ 面積は図上求積による概算値

ケース B の敷地面積に対するケース値の比率 等

種目	ケース値	基準値	
敷地面積 (㎡)	15,957		
建築面積 (㎡)	6,150		
延床面積 (㎡)	8,250		
建ぺい率 (%)	38.5%	60%	9,574
容積率 (%)	51.7%	200%	31,914
利用可能な建築面積 (㎡)	3,424		
利用可能な延床面積 (㎡)	23,664		

8. 実現化に向けたケーススタディ



ケースBの施設配置（案）

◆ ケースC：体育館を既存利用する場合の2階建ての配置 ◆

配置の考え方

体育館と校舎を再利用し、プール跡地を駐車場に、新図書館をグランド部に配置します。また、土地の有効利用の観点から、接道がある北側敷地を空地となるようにして、その空地を利用可能な配置としています。

(2階層以上で建築する場合、十分な敷地があるので、2階建てで検討します。)

建築物を計画するうえでの配置上・構造上の課題

- 小田急線の防音壁からの離隔については、建築計画時に検討を要します。
- メインエントランス（直線距離で約80m）や駐車場（直線距離で約60m）からの距離が遠いため、利便性が良くありません。
- 残地となるグランド部は、用途地域による建築制限（建ぺい・容積）の範囲内で、敷地分割による処分や一般開放する敷地内公園としての利用、他の公共施設用地への活用など多目的に活用できます。

ケースCの施設概要

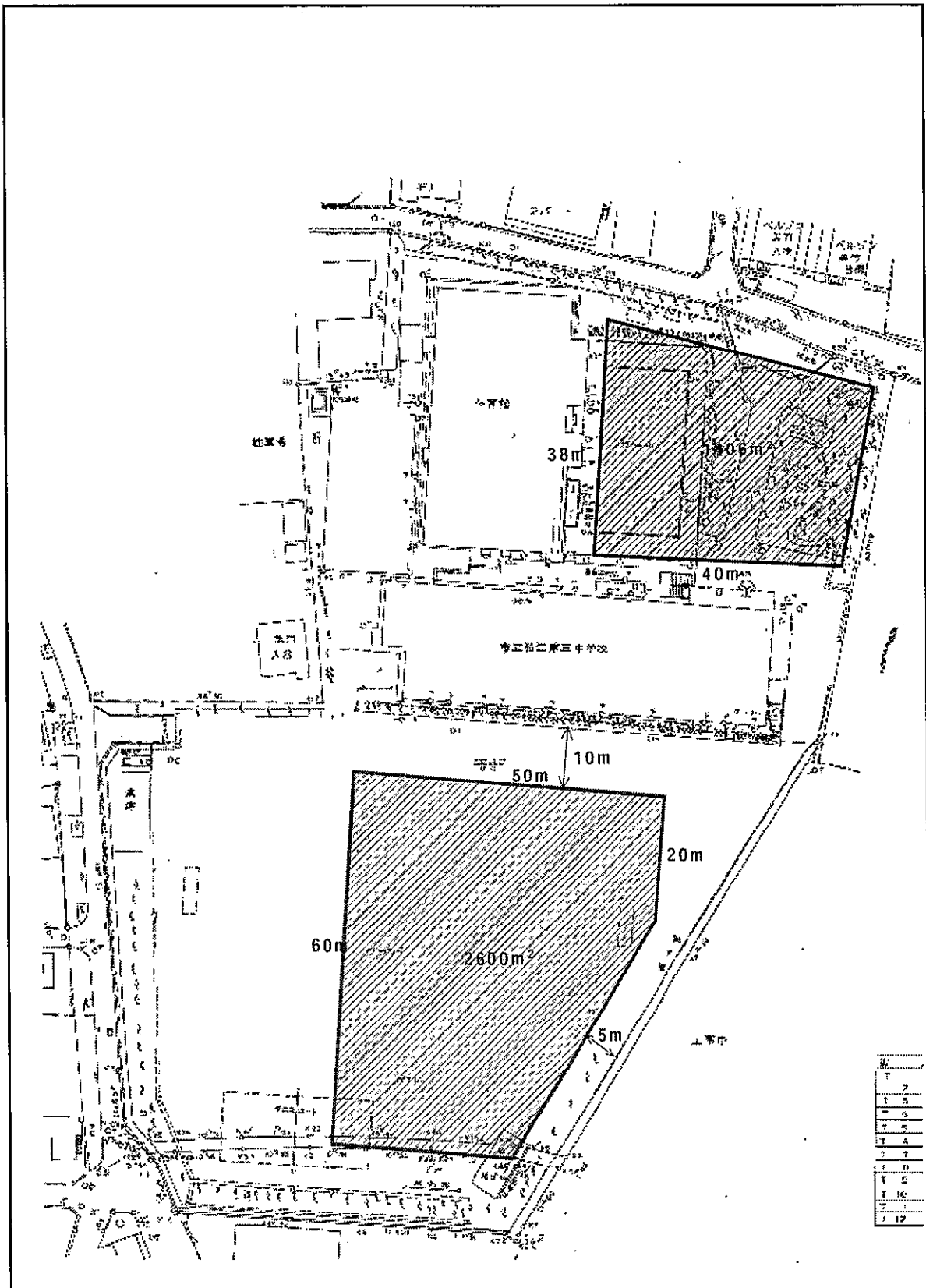
施設内容	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	階数	備考
既存校舎	1,050	3,150	3	
既存体育館	840			
新図書館	2,600	5,100	2	
駐車場 (平面)	1,400	-	-	46台/30㎡、プールは撤去
計	5,890	8,250		

※ 面積は図上求積による概算値

ケースCの敷地面積に対するケース値の比率 等

種目	ケース値	基準値
敷地面積 (㎡)	15,957	
建築面積 (㎡)	5,890	
延床面積 (㎡)	8,250	
建ぺい率 (%)	36.90%	60% 9,574
容積率 (%)	51.70%	200% 31,914
利用可能な建築面積 (㎡)	3,684	
利用可能な延床面積 (㎡)	23,664	

8. 実現化に向けたケーススタディ

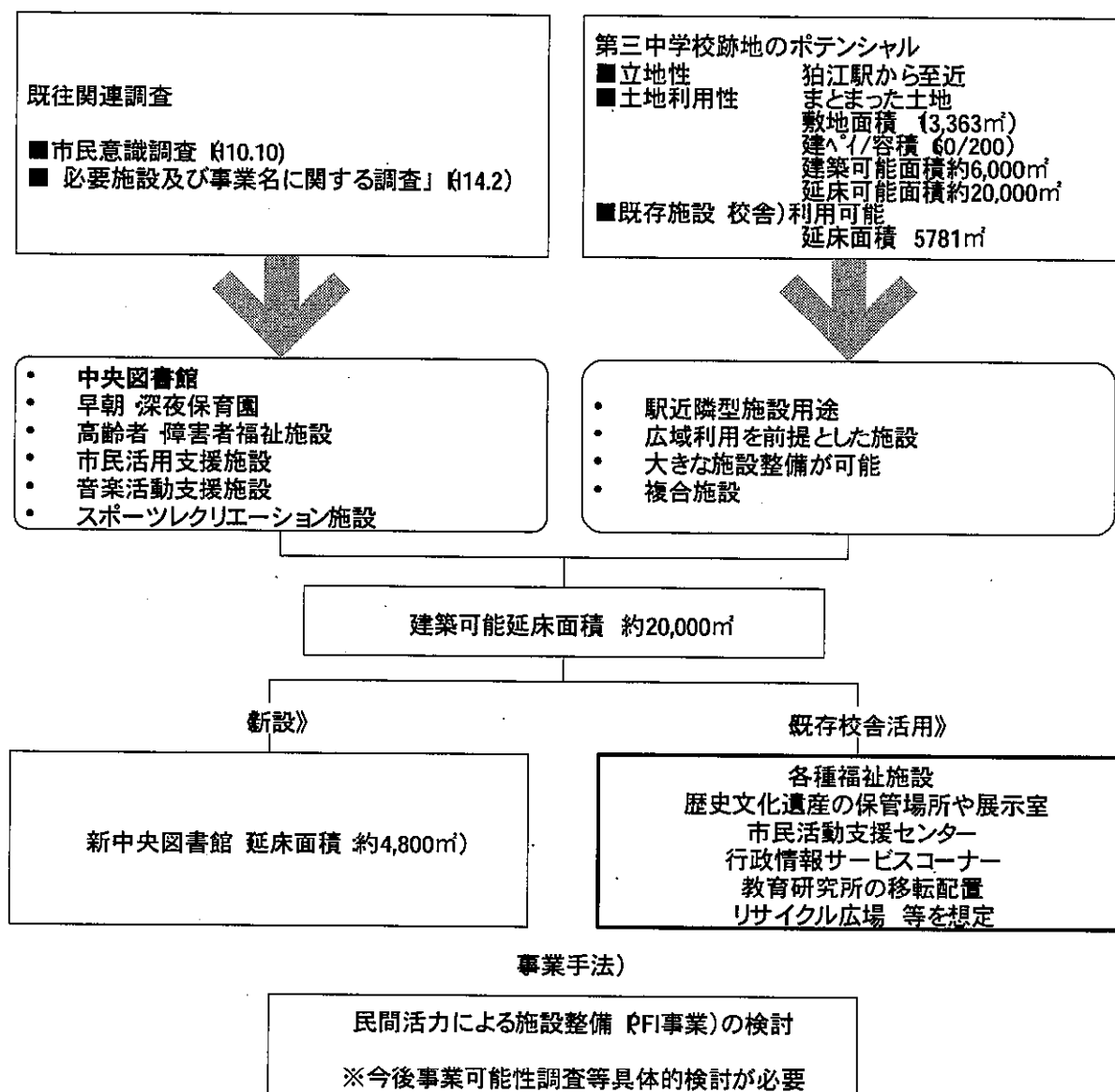


ケースCの施設配置（案）

(5) 三中移転跡事業地におけるその他の事業の検討

三中移転跡地については、新図書館整備以外にも活用余地があり、前述したとおり今後新たに必要となる公共施設の整備を想定します。その整備内容としては、現在までに実施されている既往関連調査を考慮し、跡地の可能性を十分に活用することができる事業として、第三中学校移転後の校舎については、各種の福祉施設の受入れ、歴史文化遺産の保管場所や展示室、市民活動支援センター、行政情報サービスコーナー、教育研究所の移転配置、リサイクル広場等の取り込みが考えられます。

また、事業実施手法については、今後の公共事業の効率性・合理性等の観点からPFI等の新たな事業手法を検討していくものとします。



三中移転跡事業地におけるその他の事業の検討フロー

【資料】市民意識調査からみた必要な施設

暮らしと満足度

⇒ 「医療・福祉施設や図書館・公民館などの生涯学習施設」及び「子どもの教育環境と遊ぶ環境」は、満足度が比較的低い。

生活環境満足度

⇒ 公園や子どもの遊び場とスポーツ・レクリエーション施設に対する不満が強い。

この1年間に利用した施設

⇒ 「中央図書館」と「公園・緑道・児童公園」は、3人に1人。

⇒ 「市民ホール」、「地域センター」と「中央公民館」は、4人に1人。

⇒ 利用度が1割に満たないものは、「学校施設」や「児童センター・児童館」「屋外スポーツ施設」「地区センター」。

今後やるべき施設整備

⇒ 高齢者施設、障害者施設の充実に対する関心が高い。

高齢社会に向けた市への期待

⇒ 「高齢者のための医療体制の充実」や「老人が自分の家で介護を受けられる制度の充実」、及び「介護の必要な人も入れる老人福祉施設」が上位を占めており、医療体制や介護のためのサービスと施設の充実が望まれている。

子どもを育む環境改善への方策

⇒ 「通勤に便利な場所に保育園・幼稚園の整備」と「早朝・夜間保育の拡充」が合わせて6割近くを占めており、保育施設の整備と保育サービスに対する要望が強い。

資料：「第6回狛江市市民意識調査」平成10年10月

【資料】PFI 事業の概要

✓ PFI 事業の基本理念（PFI 法：平成 11 年 9 月 24 日施行）

- 公共性のある事業（公共性原則）
- 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用（民間経営資源活用原則）
- 民間事業者の自主性と創意工夫の尊重による、効率的かつ効果的な実施（効率性原則）
- 公平性の担保（公平性原則）
- 透明性の確保（透明性原則）
- 客観性の担保（客観主義）
- 明文による契約内容の明確化（契約主義）
- 企業体の法人格上の独立性、事業部門の区分経理上の独立性（独立主義）

✓ 従来型公共事業との違い

『PFI方式では、公共セクターは施設の詳細仕様を決めず、サービス水準及び性能のみを規定し、民間の出資したコンソーシアム^(注)に設計・施行を委託します。公共セクターは提供された施設のサービスに対して対価を支払い、コンソーシアムは一定期間、施設の管理・運営を行います。すなわち、PFIは民間が出資した特別目的会社（SPC）に設計、施工、管理、運営のすべてをゆだね、公共セクターはSPCの所要経費を 20～30 年かけて償還していくという方式ですが、従来型公共事業の場合は公共セクター（国や地方自治体）が自ら予算を手当して、設計、施工を行います。』

(注) コンソーシアム：大規模事業の推進や大量な資金需要に対応するため、金融機関や企業が参加して形成される事業体（グループ）を指します。

PFI 方式と従来型公共事業方式との比較

比較項目	PFI 方式	従来型公共事業方式
事業企画	民間部門が提案の場合もあります。	国・地方公共団体などの公的部門が実施
契約方法	事業権契約	請負契約
関係者	管理者、建設コンサルタント、建設会社、金融機関等、多数の関係者が関与	公的部門、建設コンサルタント、建設会社が中心
設計	民間事業者が直接、又は建設コンサルタント等への委託により実施	建設コンサルタント等への委託により実施
施工管理	民間事業者が直接、又は建設コンサルタント等への委託により実施	公共部門が直接、又は建設コンサルタント等への委託により実施
資金調達	民間事業者が調達。公的補助を適用する場合もあります。	財政資金
工期	管理者の基本工期提示に基づき、民間事業者が最適工期を設定	公的部門が設定
リスク	管理者と民間事業者の双方で分担	基本的に公的部門がすべて負担
事業範囲	建設から運営まで一体的実施が多い。	建設・維持管理・運営を独立実施

✓ PFI と第三セクターとの相違点

- 官民の責任分担を将来にわたって事前に明確化します。
- 第三セクターの整備する事業は公的部門に近い民間部門を対象とします。
- PFI 推進委員会は事業の実施状況などをモニターします。

PFI 方式と第三セクター方式との比較

比較項目	PFI 方式	第三セクター方式
事業対象	公共性が高く、本来公的部門が整備・運営などを行う事業	公的部門の指導・監督または出資が必要な事業、官民が必要と認めて企画した事業
事業者の選定方式	公募を原則とする公開性・透明性の高い選定方式	公開性の無い官民協議方式
官民リスク分担	官民の履行範囲や公的部門の各種支援策、事業破綻時の手続きなどを契約書に明確化	不明確 民間部門が最終的リスクに対する公的部門の関与を過度に依存

✓ PFI 事業のタイプ

- 独立採算型：施設等の利用者から PFI 事業者が直接、料金の徴収を行うことによって事業を推進していくタイプ。公共の関与は、事業計画の策定や許認可供与等に限定され、比較的少なくなります。その分、民間事業者が負担するリスクは大きくなります。
- サービス購入型：公共が PFI 事業者に対して、PFI 事業者から提供されるサービスの利用料を支払い、PFI 事業者は同利用料を収入として事業を遂行していくタイプ。PFI 事業者にとっての事業収入（すなわち投資の回収の源泉）は、公共からの利用料収入であり、独立採算型に比較して、公共機関の関与は強くなります。
- ジョイントベンチャー型：公共が PFI 事業者に対して出資、補助金、融資等の側面支援を行い、官民共同で事業を遂行していくタイプ。公共が PFI 事業者へ出資する場合でも、経営には参加せず、事業運営は全て民間事業者に任されます。事業規模が比較的大きい場合に、このタイプが多く見られます。

✓ PFI の事業方法

	設計	建設	所有	運営	資金調達
現状の公共事業	官	民	官	官	官
DB (Design Build)	民	民	官	官	官
DBO (Design Build Operate)	民	民	官	民	官
BTO (Build Transfer Operate)	民	民	官(民)	民	民(官)
BOT (Build Operate Transfer)	民	民	民(官)	民	民(官)
BOO (Build Own Operate)	民	民	民	民	民

8-3 給食サービス施設

(1) 中学校給食の目標と理念

狛江市では、現在未設置である中学校給食について、「自校直営の中学校給食の実現と栄養士の全校配置を求める陳情」（平成4年）とそれに続く市議会における審議を重ね、狛江市中学校給食検討委員会を設置し、平成9年3月に委員会答申が示されています。

その中で、狛江市においては中学校給食を実施することが望ましいとし、そのあり方については次のように述べられています。

1. 中学校給食の目標と理念	
(1) 心のゆとり、くつろぎや豊かな人間関係を育てられる給食 ① 給食を食べながら、生徒同士あるいは教師もその中に入り、日常の出来事等を話し合う。その過程でお互いを理解し合えるようにしたい。 ② 配膳後片付け等の作業から、協力・思いやりの大切さを体得させたい。	
(2) 好ましい食生活への関心や自覚を高めたり育てることのできる給食 ③ 教科書等で論理的に学習した「健康と食生活や栄養の関連」を給食を毎日食べることによりさらに高めたい。 ④ 狛江市の中学校の食と健康の実態を踏まえ、生涯にわたる健康と食生活の関連を給食によって考えさせ、好ましい食生活の基礎を育てたい。	
2. 給食運営（調理）の形態・方法	
(1) 調理の形態 自校方式が望ましい。	■自校方式の優位性 ① 調理後食べるまでの時間が短く、温かく味のよい食事が提供でき、鮮度が確保できる。 ② 教育活動に変更があっても対応できる。 ③ 給食に対する生徒の希望や反応に対応しやすい。 ④ アレルギー疾患などの生徒に対応しやすい。 ⑤ メニューに変化をつけやすい。 ⑥ 栄養士が生徒に給食指導ができたり、食生活に関する情報を生徒や保護者に伝えやすい。 ⑦ 調理時間に充分時間がとれ、安全な給食を提供できる。 ⑧ 地域との結びつきに対応しやすい。
(2) メニューのあり方	単一メニューを原則とし、リクエスト、バイキング等もとりのいた給食が望ましい。
3. 給食施設	
(1) 給食施設	各学校に設置することを前提とする。 本市の中学校4校は、敷地条件がそれぞれ異なるため、平屋や二階式などが考えられる。
(2) 食事環境	生徒に楽しい給食、気持ちのよい給食、時間のロスをなくし生徒の語らいが充分できるような食事環境を提供するために、ランチルーム又は食堂が望ましい。
(3) 食器	食習慣の形成やくつろぎ・ゆとり、使用感などとともに、強度等から判断し、強化磁器食器の使用が望ましい。また付随して、消毒保管庫の自動昇降化や高圧洗浄器の導入が必要である。
4. 食材調達	
(1) 衛生上の観点	食中毒防止上、食材の一括大量購入はリスクが大きいと、極力分散することが望ましい。

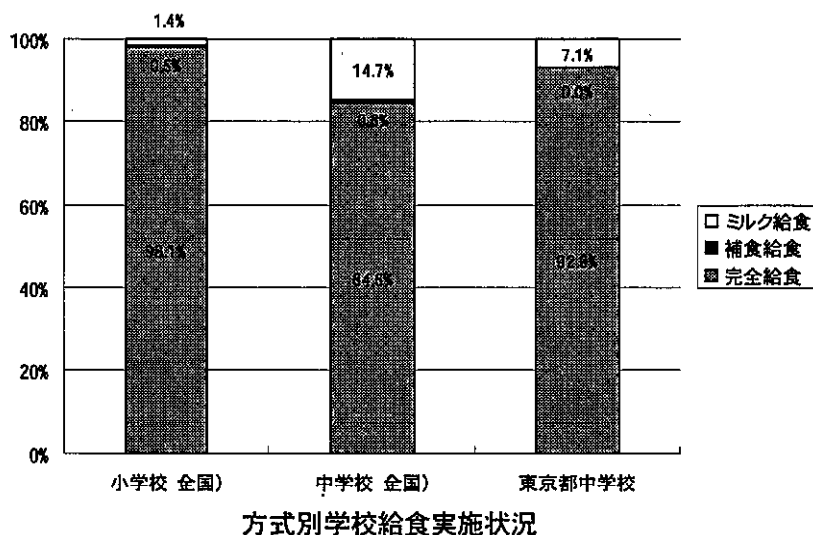
8. 実現化に向けたケーススタディ

(2) 地域との関係	地場産業、特に地場野菜の使用や校内栽培の利用等、他の自治体の先進事例を積極的に導入し地域との連携を深める運営が望まれる。
5. 安全管理の改善	
(1) 調理施設	調理システムのドライ化。高圧洗浄器の導入。
(2) 給食職員	衛生管理と安全・健康管理の徹底。
(3) 生徒	運搬・配膳などにおける火傷等、生徒の事故防止の観点からの安全管理。食缶、ワゴン、配膳車、昇降機や段差、スロープなど施設・安全管理の重要性。
6. 栄養職員の配置	本市の目標の一つである「食生活への関心や自覚を高め、育てる」ことをより実効あらしめるために、栄養士を配置することが必要である。
7. 給食調理職員	市職員か民間委託の方式については継続して検討する。
8. 家庭と学校の連携のあり方	
中学校給食の実施上、学校での食事の様子や学校が意図する給食・栄養指導に関する情報提供及びバランスのとれた食事をとるための選択・判断能力の育成についての家庭への協力要請を主体に、家庭や個人が食に対する関心を高めるための方法を薦める努力を行う。	

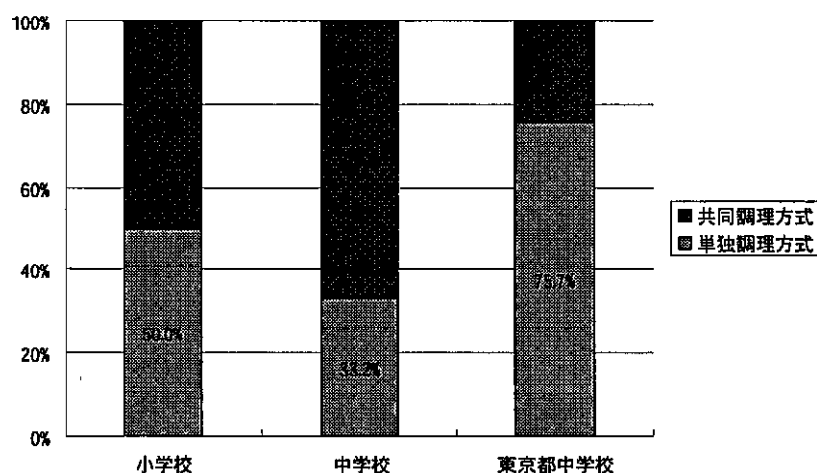
資料：狛江市立中学校給食検討委員会の答申について（平成9年3月）

(2) 学校給食の現状

現在、狛江市の中学校では、ミルク給食・弁当あっせん方式で対応しており、各校には給食サービス施設はありませんが、再編計画の中では、中学校の改修時期に給食設備の整備を行う計画としています。以下、検討材料となる中学校の給食サービス方式について整理します。



現在、学校給食は小学校、中学校、特殊教育諸学校、夜間定時制高等学校の児童生徒を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク、おかずを供する「完全給食」と、ミルク及びおかずを提供する「補食給食」、ミルクだけの「ミルク給食」の型があります。



資料：文部科学省

(平成 13 年 5 月 1 日現在)

平成 13 年 5 月現在の文部科学省調査によると、完全給食を実施している学校割合は、小学校の場合 98.1%、中学校で 84.5%であり、東京都の中学校では 92.9%となっています。また、学校給食の調理方式には、単独校調理方式と共同調理方式があり、平成 13 年 5 月現在、小学校では給食実施校の 50.0%、中学校では 66.8%が共同調理方式で給食を実施しており、東京都の中学校では 24.3%と全国に比較してその割合は低くなっています。

(3) 学校給食方式の分類

学校給食方式については、調理場の設置場所、調理者の所属、食材購入方式等で分類されています。以下に、学校給食における各種方式の分類基準を整理します。

◆ 調理場による区分

自校方式	学校内の敷地に調理場設置。調理から喫食までの時間・距離が短い。児童・生徒が調理過程に接することが可能。 また、文部科学省の衛生管理基準に照合すると、施設の新築、改築、改修にあたってはドライシステムを導入するよう通達が出されている。
センター方式	共同調理場方式とも言われる。 複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに配送する。2校規模から自治体全域の小中学校を一括して調理する大規模調理場まで規模は様々。自校方式同様、自治体の運営。また、広域行政区で共同調理場をつくり運営する場合もある。 調理から喫食までの時間は、自校方式より長く、自治体で必要となる調理員の数は自校方式よりも少ないことが多い。なお、センター方式は、それ自体が民間委託ではない。
親子方式	調理場を持つ自校方式の学校が、調理場を持たない学校の給食調理も行う方式。自校方式とセンター方式の中間形態。調理場を持つ方が「親」、調理場を持たない方が「子」となる。一般に距離の近い学校同士で行われる。
業者弁当方式	民間業者が民間業者の施設で作って学校に届ける方式。自治体によっては「給食」と位置付けているところと「昼食対策」等として位置付けているところがある。「給食」と位置付けているところでも、「弁当併用」として、自宅からの弁当と「給食」としての弁当を自由選択させているところなど、形態は様々である。

◆ 調理者による区分

調理の民間委託の問題は、誰が調理するかという点で区分されます。調理場は、自校方式でもセンター方式でも親子方式でも、それまでと同様に自治体が所有する設備であり、調理場を民間業者のものにした場合のみ「調理場区分」でいう「弁当方式」（ランチボックス）といえます。調理者での区分は大きく分けて直営調理員と民間委託とに区分され、それぞれの方式及び特徴は次のとおりです。

直営調理員	市町村など自治体の職員（公務員）が調理業務を行う。他の公務員同様、調理がない夏休み期間中などでも、調理場の清掃や衛生研修、他の関連業務などを行う。栄養士と調理員の直接的なやりとりの中から工夫が生まれる、食材購入から献立づくり、調理、後片付けと一貫して行えるため、子どもたちの状況把握や学校行事、地域行事との取組が行いやすい、子どもたちとの直接交流による教育効果がある等のメリットがある。
パート職員	自治体が雇用する非常勤職員が業務を行う。退職者再雇用なども、賃金的には同等で、時間単位の雇用や期間を限った雇用などの職員。 大量調理という一般にはない調理技術や衛生管理知識が欠けていることが多く、その知識・技能を得るための時間的余裕もないこと等から、結果的に正規の調理員の負担増となる場合が多い等の問題点が指摘されている。
民間委託	民間業者に調理部門を委託する。委託された民間業者は、調理場での責任者となる社員（チーフ等）と、民間業者が雇用するパート職員により調理を行う。調理は、都道府県職員である栄養士が作成した献立と指示書に基づき行われ、中間検査を経て完成品を納品（引き取り）することで完了する。業務委託であり、人材派遣ではない。

	同じ調理場で、民間委託の調理員（社員、パートを含む）と、公務員である直営の調理員（正規、パートを含む）が、同じ調理を行うことは、法律上できない。また、栄養士も、民間委託の場合、民間業者の責任者である社員以外に指示することはできない。 指示は、責任者となる社員、管理職者に対し、事前事後の協議及び文書による指示を行うことが法的に求められる。
--	---

◆ 食材購入方式による区分

個別購入方式	食材を調理場毎に購入する方式。 地域の材料の購入や、急な献立の変更等、個別事情にも柔軟な対応が可能。
一括購入方式	いくつかの調理場の食材を一括して購入する方式。 大量購入になるためコスト削減が図れるが、大量生産物である加工食品への依存や、食品添加物の問題があり、購入食材による食中毒発生の場合は被害が拡大する。

◆ 食事環境による区分

食堂・ランチルーム方式	学校の食堂は、学校給食をとる場所として使用することを目的に設置されたものであるが、専用食堂のほかに、多目的ホールを食事の場として使用する兼用食堂方式もあり、その中でランチルームは余裕教室を改修して学校給食をとる場所として整備したもの。小学校では24.3%、中学校では11.0%の学校が食堂・ランチルームを保有している。（H6年データ） 1990年、松戸市の中学校に導入された「弁当併用、メニュー選択、ランチルーム」の給食は、松戸方式として全国に注目を集めた。この方式は、家庭から弁当を持ってくるでもよいし、学校給食でもよい。しかも、メニューは2つの中から選べ、ランチルームも設置されるというもの。民間委託が前提である。
カフェテリア方式	献立内容について、児童生徒が食事内容を主体的に選択して食べることを通して、食事に関する自己管理能力を育むことを目的として、一定のメニューから選択させる方式。また、バイキング方式も同様に、大皿に盛られた料理を各自の嗜好に合わせて必要な量を選択する食事の方式である。

学校給食方式のメリット・デメリットについては、各地で様々な議論が展開されていますが、方式としては、[自校方式対センター方式]×[直営方式対民間委託]の組合せにおいて議論されるケースが多く、「行財政面での効率化・合理化」と「教育的視点・安全性への配慮」という面での課題に集約されます。

主要論点	場所	人	課題
行財政の効率化・合理化	センター方式	民間委託	1985年「学校給食業務の運営の合理化について」（合理化通知）で進められた「パート化、センター化、民間委託化」により、少子化への対応や行政コスト面での効率化、合理化策としては有効な手段である。 ただし、民間委託の場合に調理員等の管理面に起因する事故、安全面・衛生上の不安感等が指摘されている。
教育的視点・安全性への配慮	自校方式	直営方式	学校給食の意義や食に対する指導体制、並びに0-157等により食品安全面への配慮などから、上記の「合理化通知」とは一線を画している。（1997年に保体審から答申） 公務員である栄養士、調理員を配置し、児童生徒の実態や地域の実情に応じた調理体制が可能であるが、経済性・合理性においては検討課題がある。

(4) 給食施設配置の検討

給食施設としては、狛江市立中学校給食検討委員会での検討から、給食室約 400 m²と配膳に必要なエレベータ施設が必要となります。配膳用エレベータを設置する際、設計時の構造計算に見込まれていない梁や柱の欠損を招くため、耐震構造上、結果的には大規模な改築となります。効率的な施設整備の観点から中学校の統合・移転、校舎の改修にあわせて整備します。

第一中学校は第四中学校との統合時に校舎の増改築等とあわせて整備します。敷地面積も広く用地確保も比較的容易です。第三中学校は旧第四小学校跡地への移転時に新校舎建設の中で取り込みます。この2校については整備時の状況が明らかでないため、ここでは校舎等の補強・改築時に整備する第二中学校について検討します。(自校方式により、給食は教室で取るものとします。)

① 設置方式

設置方式としては余裕教室利用方式、別棟方式、増築方式が考えられますが、現在、余裕教室は無く、校舎への増築は授業への影響もあることから、ここでは別棟方式を考えます。

② 施設規模

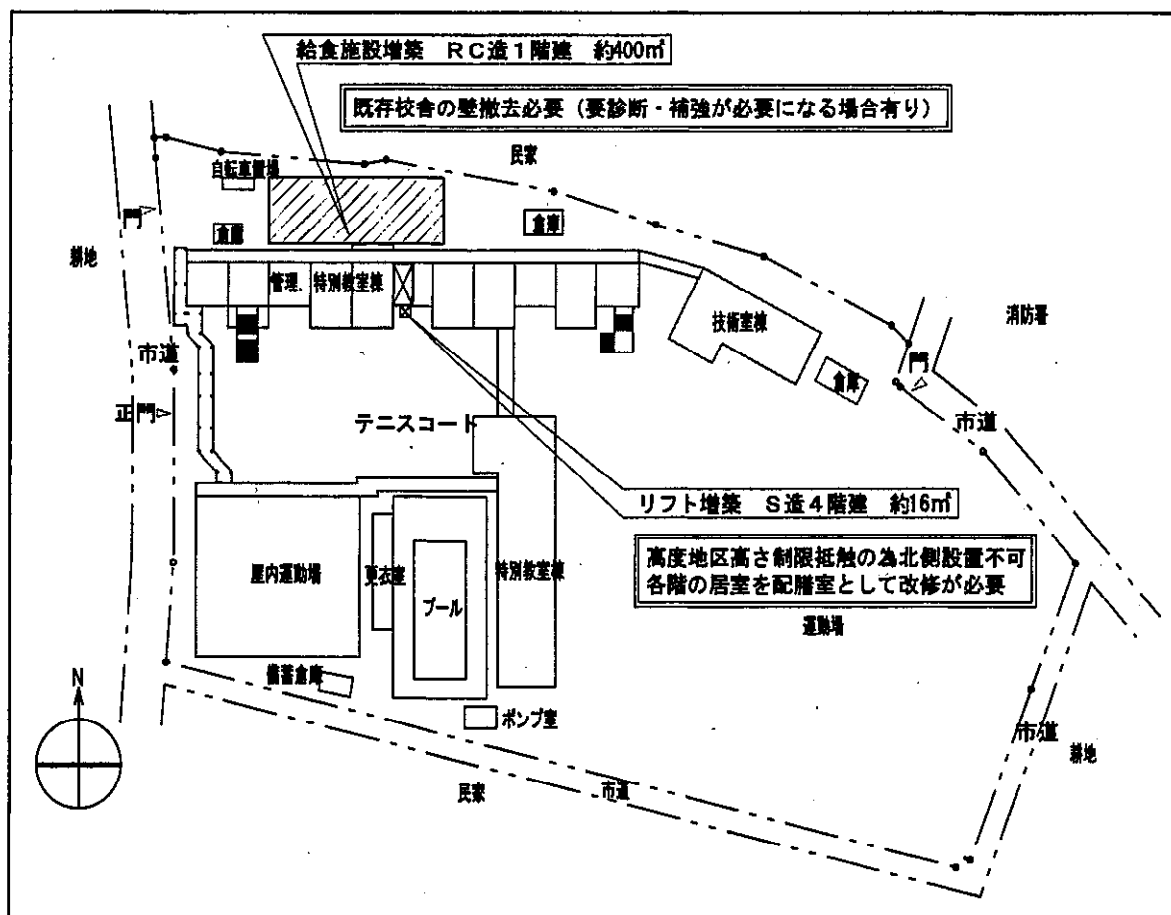
給食室 400 m² (屋内体育館の約半分の大きさ) の1階建て、配膳用エレベータは外付けとします。

③ 配置場所

グラウンドを狭くすることは避けることと、給食棟から校舎へのアプローチを考慮し、管理・特別教室棟の北側にある用地としますが、配膳用エレベータは高度地区高さ制限抵触のため南側に設置することとなります。

④ 建築上の課題

配膳用エレベータが南側(教室側)となるため、現在の準備室(1F)、印刷室(2F)、会議室(3F)、倉庫(4F)の一部を配膳室とする改修が必要となります。また、下水道施設の移設を考慮する必要があります。



給食施設配置（案）

【 参考資料 】

コーホート要因法による人口推計結果

必要施設及び事業名に関する調査

財政状況

再編計画の概算事業費積算資料

【参考資料－１】 コーホート要因法による人口推計結果

各種構想・計画の策定フレームとなる将来人口は、人口変動の直接の要因別に変動の内訳を推計し、これを加除することで将来の人口を推定する「コーホート要因法」を適用することにより推計します。

コーホート要因法は、ある年の男女別年齢階級別人口を基準人口として、これに出生、死亡、移動、出生性比（出生児の男女比）の４つの変数の仮定値をあてはめて推計する方法です。今回は、平成１２年の国勢調査人口を用いて、５歳階級毎に５年後の人口を推計し、これを繰り返すことで概ね２０年後の平成３７年（２０２５年）における将来人口を推計しています。

推計にあたっては、①基準人口、②将来の出生率、③将来の生残率、④将来の純移動率、⑤将来の出生比が必要となります。

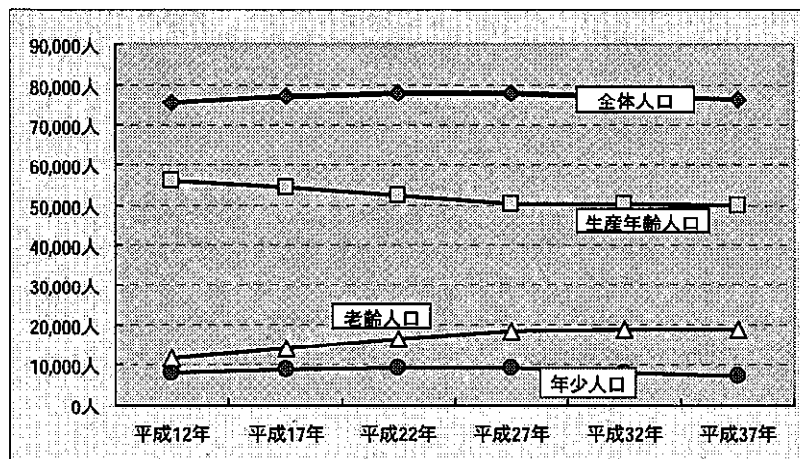
①基準人口については、今回、国勢調査における平成１２年１０月１日現在の男女別・年齢階級別人口を使用しています。

②～⑤までは、今回、都道府県別将来推計人口（平成１４年３月推計 国立社会保障・人口問題研究所）より、東京都の仮定値を使用しています。

推計結果は、次のとおりです。

年齢３区分別人口推計結果

	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年
年少人口 (0～14歳)	8,156人 (10.8%)	8,635人 (11.2%)	9,083人 (11.7%)	9,061人 (11.6%)	8,198人 (10.6%)	7,326人 (9.6%)
生産年齢人口 (15～64歳)	55,869人 (73.8%)	54,388人 (70.5%)	52,484人 (67.4%)	50,474人 (64.8%)	50,354人 (65.2%)	50,072人 (65.7%)
高齢人口 (65歳～)	11,680人 (15.4%)	14,175人 (18.4%)	16,347人 (21.0%)	18,363人 (23.6%)	18,732人 (24.2%)	18,849人 (24.7%)
合 計	75,705人 (100.0%)	77,198人 (100.1%)	77,914人 (100.1%)	77,898人 (100.0%)	77,284人 (100.0%)	76,247人 (100.0%)



年齢３区分別人口推計結果

5 歳階級別人口推計結果（全体）

年齢	実数	推計値				
	H12 人口	H17 人口	H22 人口	H27 人口	H32 人口	H37 人口
0～4	2,774	3,302	3,102	2,760	2,432	2,218
5～9	2,615	2,741	3,263	3,065	2,727	2,404
10～14	2,767	2,592	2,718	3,236	3,039	2,704
15～19	4,002	3,243	3,039	3,186	3,793	3,563
20～24	7,439	5,373	4,351	4,075	4,275	5,092
25～29	7,790	7,034	5,081	4,118	3,858	4,046
30～34	6,934	7,517	6,784	4,901	3,975	3,725
35～39	5,607	6,819	7,397	6,673	4,821	3,913
40～44	4,512	5,553	6,757	7,334	6,614	4,780
45～49	4,350	4,456	5,486	6,677	7,252	6,540
50～54	5,557	4,252	4,359	5,370	6,539	7,107
55～59	5,010	5,367	4,110	4,216	5,198	6,334
60～64	4,668	4,774	5,120	3,924	4,029	4,972
65～69	4,335	4,395	4,509	4,843	3,717	3,820
70～74	3,179	3,993	4,072	4,197	4,518	3,474
75～79	2,010	2,864	3,626	3,728	3,865	4,175
80～84	1,174	1,645	2,367	3,033	3,156	3,300
85～89	637	818	1,163	1,697	2,211	2,338
90～	345	460	610	865	1,265	1,742
合計	75,705	77,198	77,914	77,898	77,284	76,247

5 歳階級別人口推計結果（男性）

年齢	実数	推計値				
	H12 人口	H17 人口	H22 人口	H27 人口	H32 人口	H37 人口
0～4	1,411	1,689	1,588	1,412	1,244	1,135
5～9	1,306	1,392	1,667	1,567	1,393	1,228
10～14	1,406	1,295	1,381	1,654	1,554	1,382
15～19	2,149	1,654	1,524	1,625	1,946	1,829
20～24	4,102	2,968	2,289	2,109	2,249	2,694
25～29	4,042	3,834	2,775	2,140	1,972	2,103
30～34	3,707	3,856	3,658	2,648	2,042	1,882
35～39	3,003	3,617	3,764	3,571	2,585	1,994
40～44	2,377	2,955	3,561	3,707	3,517	2,547
45～49	2,204	2,338	2,908	3,505	3,651	3,465
50～54	2,720	2,150	2,283	2,842	3,427	3,572
55～59	2,327	2,612	2,067	2,197	2,738	3,304
60～64	2,172	2,182	2,455	1,946	2,072	2,585
65～69	2,069	1,999	2,015	2,273	1,806	1,927
70～74	1,489	1,847	1,794	1,817	2,058	1,640
75～79	861	1,299	1,625	1,590	1,620	1,844
80～84	450	665	1,016	1,286	1,271	1,305
85～89	241	282	424	658	845	845
90～	92	134	169	246	379	519
合計	38,128	38,768	38,963	38,793	38,369	37,800

5 歳階級別人口推計結果（女性）

年齢	実数	推計値				
	H12 人口	H17 人口	H22 人口	H27 人口	H32 人口	H37 人口
0～4	1,363	1,613	1,514	1,348	1,188	1,083
5～9	1,309	1,349	1,596	1,498	1,334	1,176
10～14	1,361	1,297	1,337	1,582	1,485	1,322
15～19	1,853	1,589	1,515	1,561	1,847	1,734
20～24	3,337	2,405	2,062	1,966	2,026	2,398
25～29	3,748	3,200	2,306	1,978	1,886	1,943
30～34	3,227	3,661	3,126	2,253	1,933	1,843
35～39	2,604	3,202	3,633	3,102	2,236	1,919
40～44	2,135	2,598	3,196	3,627	3,097	2,233
45～49	2,146	2,118	2,578	3,172	3,601	3,075
50～54	2,837	2,102	2,076	2,528	3,112	3,535
55～59	2,683	2,755	2,043	2,019	2,460	3,030
60～64	2,496	2,592	2,665	1,978	1,957	2,387
65～69	2,266	2,396	2,484	2,570	1,911	1,893
70～74	1,690	2,146	2,278	2,380	2,460	1,834
75～79	1,149	1,565	2,001	2,138	2,245	2,331
80～84	724	980	1,351	1,747	1,885	1,995
85～89	396	536	739	1,039	1,366	1,493
90～	253	326	441	619	886	1,223
合計	37,577	38,430	38,951	39,105	38,915	38,447

【参考資料－２】 必要施設及び事業名に関する調査

本調査は、公共施設等の最適配置や利活用の検討を行うため、平成 14 年 2 月に狛江市公共・公益施設等公有財産調査委員会が市内の関係各課に対して実施したもので、今後を見据えた中で必要と考えられる施設・事業について抽出されたものが整理されています。

<調査結果一覧>

課 名	事 業 名	事 業 目 的 ・ 内 容	規 模
市民協働課	市民活動サポートセンター	行政と市民活動団体等が協働でまちづくりに参画していくための活動の場を目的とする。 市民会議室や印刷関係等の設備を備え、いつでも誰でもが利用できる場所として提供し、市民活動団体等の交流の場とする。	200 m ²
市民協働課	岩戸地域センター建替事業	狛江市民の自発的なコミュニティ活動を助長し新しい地域的な連帯感に支えられた豊かな市民生活の実現に資する所を目的とする。 現在の施設では規模が狭く、町会の事務所が同居していることと、構造的にエレベーターを設置できず、身障者やお年寄りに不便を掛けている。現地では建替えは困難と思われ、代替の土地が必要。	1,000 m ²
総務防災課	駐車場施設 100 台規模	庁舎の来庁者用スペースが 22 台であり、慢性的な不足となっており、トラブルが絶えない。	2,000 m ²
総務防災課	喫煙所	完全なる分煙のための喫煙場所の確保。(冷暖房及び排煙設備)	24 m ² × 3 か所
総務防災課	防火水槽 60 m ³ 規模	現在、民間の土地を借りて設置してある防火水槽が 20 ヶ所あるが、相続等でいつ返還請求があるかわからない状況なので、消防水利の確保のためにも市有地への設置が必要。(1 ヶ所 40 m ³)	800 m ²
総務防災課	消防団分団 器具置場	現在、2 個分団が民間の土地を借りているので、2 個分団の市有地の確保が必要。(120 m ² ×2)	240 m ²
情報課	情報サービスコーナー	市政情報の提供を行うことを目的とするサービスコーナーを設置する。	120 m ²
産業生活課	花火大会等 資材置場	花火大会・いかだレース・ほおずき市等の備品の保管。(資材置場として)	26 m ²
産業生活課	消費者活動センター	消費者行政推進の核となるセンター(消費生活相談室・消費生活情報コーナー・消費者団体活動室・商品テスト実験室・職員事務室)	290 m ²
在宅福祉課	障害者生活寮整備(知的)	平成 13 年度は生活体験寮を運営しており、将来に向けて障害者生活寮が必要。	140 m ² × 2 か所
在宅福祉課	グループホームの整備(身体)	狛江市は身体グループホーム施設が平成 13 年度現在 0 件のため、親亡き後の施設確保が重要である。 また、障害に応じて重度及び軽度の生活寮が必要。	140 m ² × 2 か所

課 名	事 業 名	事 業 目 的 ・ 内 容	規 模
在宅福祉課	グループホームの整備（精神）	狛江市は精神のグループホーム施設が平成 13 年度現在 1 件のため、今後精神障害者の入所する施設に拡充が必要。	140 m ²
在宅福祉課	地域生活支援センター、精神・地域自立生活支援センター、障害、基幹型在宅支援、難病者相談及び移送サービス事業等	現在ある健康相談所で精神の相談業務が細々と行われているが、相談業務の充実や支援制度導入で現在ある健康福祉部の執務室で受入が出来ない状況となる。 健康相談所に相談業務できる執務室を「あいとぴあ」を含め 2 施設必要。	455 m ²
在宅福祉課	障害者福祉作業所（知的）	平成 13 年度、府中養護学校卒業 5 名予定が現在 2 名、福祉作業所の分室に通所します。平成 14 年度は 6 名卒業予定であり、今後の卒業があるため第三福祉作業所が必要。	150 m ² × 2 か所
在宅福祉課	シルバー人材センター作業室	シルバー人材センター作業室が手狭となってきた。現在高齢化が急速化しており、シルバー人材センターの雇用が増える予測であり、将来作業室拡張が必要。	140 m ²
在宅福祉課	高齢者自立デイサービス	健康相談所で行っているデイサービス団体が、NPO 法人の取得を目指し、事業拡大を行うとしている。それには、社会福祉協議会の自立デイサービスを NPO 法人の団体へ将来の移行し一本化していき、デイサービスは、NPO 法人とこまえ苑の 2 箇所で行っていく。	70 m ² （民間施設）
在宅福祉課	重度身体障害児（者）と身体障害者の通所事業	養護学校の卒業が 14 年度にあるため、NPO 法人の団体がそれに応じ、事業拡張を図らなければならない。そのため重度の施設と軽度の身体障害施設が必要。	70 m ² （民間施設）
在宅福祉課	重度身体障害者訓練室 あいとぴあ	平成 13 年度、定員がほぼ満杯状態であり、今後施設の拡張が必要。	拡張面積 30 m ²
在宅福祉課	重度知的障害者訓練室 あいとぴあ	平成 13 年度、定員がほぼ満杯状態であり、今後施設の拡張が必要。	拡張面積 30 m ²
在宅福祉課	早期訓練室 あいとぴあ	平成 13 年度、定員がほぼ満杯状態であり、今後施設の拡張が必要。	拡張面積 60 m ²
健康課	あいとぴあセンター駐車場増設	市の中心部から離れていることと、複合施設のための多数の市民の方が利用され、常に駐車場が不足しているため駐車場の増設をする。	30 台分
児童福祉課	保育園事業	低年齢入所待機児解消の為に施設。（駅近隣で 0～2 歳）	500 m ²
児童福祉課	学童保育事業	小学校 4 年生までの受入れ学年延伸と既存施設の廃止検討。各小学校 3～4 教室程度の空教室の確保。	各 184～ 207 m ²
清掃課	狛江リサイクルひろば	循環型社会形成。一般家庭から排出される粗大ゴミの見直し。	1,300 m ²
環境改善課	環境活動交流拠点	環境保全実施計画推進のための活動拠点及び資料整理のための施設。	100 m ²

課 名	事 業 名	事 業 目 的 ・ 内 容	規 模
管理課	交通安全対策事業	放置自転車等保管返還場所。	2,300 m ²
計画課	協働まちづくり推進	まちづくりセンター（又はまちづくりサロン）協働まちづくりを推進するため、まちづくり市民活動の拠点となる場所を提供する。	500 m ²
学校教育課	中学校給食サービス施設	中学校給食の実施に向けたサービス施設を設置する。	
指導室	粕江市教育研究所	・教職員研修室及び資料展示室 ・教育相談室、プレイルーム、面接室 ・学習相談室、不登校児童・生徒の支援施設	824 m ²
社会教育課	粕江市立博物館建設	粕江市域は多摩川の中流域に位置し、1万年以上の歴史を有している。その中で営まれてきた歴史文化遺産を収集、保管、展示し、調査研究、教育活動を行う場としての博物館を建設する。市域の歴史や文化、自然や風土を理解し市民の学習・文化活動にも答えられる生涯学習の拠点とする。	2,000 m ²
社会教育課	生涯学習センター	市民の生涯学習の機会を拡充するため、生涯学習センターを設置する。	240 m ²
体育課	スポーツクラブハウス	スポーツ振興のため、スポーツクラブハウスを設置する。	180 m ²
体育課	温水プール	市民の健康増進のため、1年中使用できる温水プールを設置する。	
体育課	スポーツ広場	サッカーや軟式野球が行える多目的スポーツ広場の確保。	10,000 m ² 以上
中央公民館	市民貸出用施設	主催事業等の企画の幅を広げるためと、市民からの要望に答えるため、打楽器演奏ができる防音のある部屋や陶芸等専門的な設備のある施設として増改築。	2,500 m ²
中央図書館	新図書館建設	情報化、国際化、高学歴化、産業構造、学働市場の変化、住民学習の高度化・多様化など図書館を取り巻く環境は近年急速に変化している。これらに対応するため、資料の収集に努め図書館サービスを行う。	4,800 m ²

【参考資料－３】 財政状況

財政指数

経常収支比率の推移

(単位：％)

区 分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
経常収支比率		97.7 (90.4)	102.4 (93.9)	98.3 (95.2)	101.4 (97.7)	98.4 (97.3)	99.7 (98.4)	99.1 (95.6)
うち	人件費	40.1 (37.1)	40.8 (37.4)	37.4 (36.3)	37.6 (36.3)	36.1 (35.7)	36.7 (36.2)	34.5 (33.3)
	公債費	12.5 (11.6)	14.6 (13.4)	16.2 (15.6)	17.1 (16.5)	17.1 (16.9)	17.8 (17.6)	18.0 (17.3)
	補助費等	16.5 (15.3)	16.9 (15.5)	15.5 (15.0)	16.9 (16.2)	15.3 (15.2)	16.1 (15.9)	16.5 (15.9)

(注) () 内は、減税補てん債等を経常一般財源に加えた場合の率である。

公債費比率等の推移

(単位：％)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
公債費比率	10.9	12.3	14.0	13.7	14.6	14.8	14.8
公債費負担比率	9.3	11.2	13.4	14.7	14.3	14.9	15.1
起債制限比率	8.7 (9.7)	9.8 (11.0)	11.1 (12.7)	12.1 (12.5)	12.9 (13.4)	13.2 (13.6)	13.5 (13.5)

(注) 「起債制限比率」の()内は、単年度における率である。

将来にわたる財政負担等

市債現在高の状況（一般会計）

(単位：千円)

12年度末現在高	13年度発行額	13年度元金償還額	13年度末現在高
24,617,484	1,974,800	1,795,275	24,797,009
(3,986,430)	(532,500)	(194,310)	(4,324,620)

(注) () は、減税補てん債等の現在高である。

将来にわたる財政負担

(単位：千円，％)

区 分	市債現在高 A	債務負担行為 B	A + B	積立金現在高 C	標準財政規模 D	(A + B - C) ／D × 100
13年度	24,797,009	2,155,404	26,952,413	1,796,273	14,404,039	174.6
12年度	24,617,484	2,222,755	26,840,239	2,034,299	14,472,719	171.4

基金残高の状況

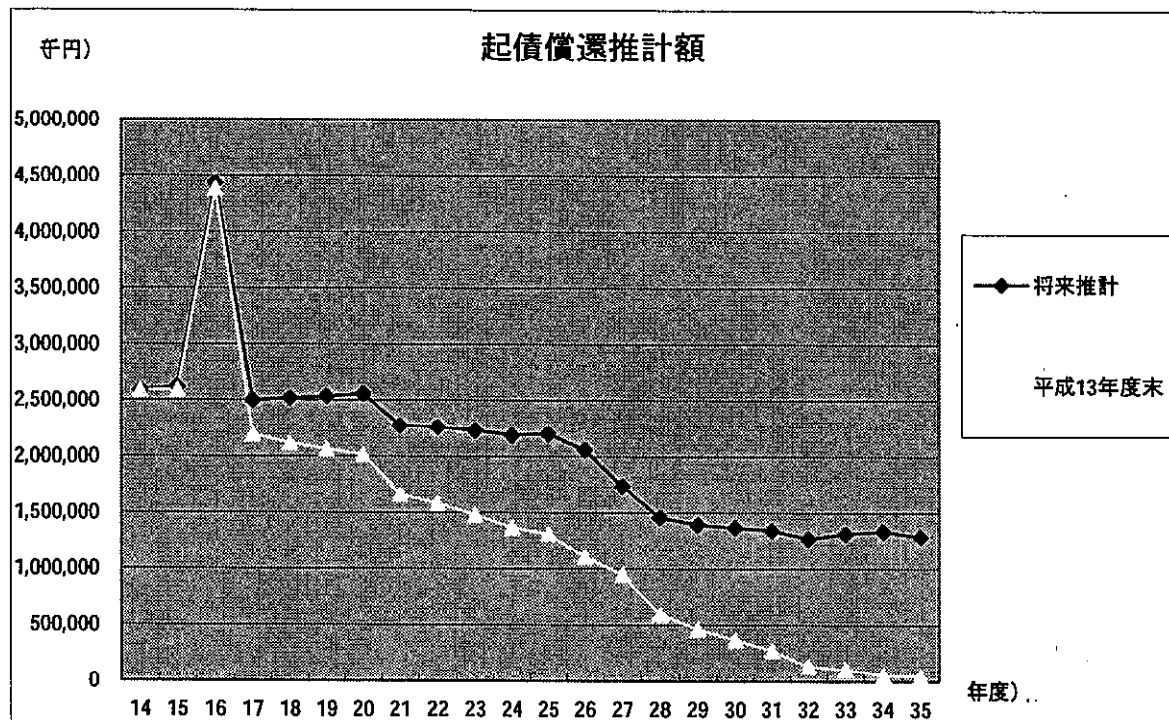
(単位：千円)

区 分	12年度末残高	13年度積立金	13年度取崩額	13年度末残高
財 政 調 整 基 金	559,497	255,389	180,000	634,886
減 債 基 金	338,086	221	0	338,307
特 定 目 的 基 金	1,253,584	224,984	655,488	823,080
保健福祉施設等建設基金	114,627	60	97,600	17,087
清掃施設建設基金	486,086	197,959	272,000	412,045
都市整備事業基金	47,826	16	0	47,842
緑 化 基 金	247,022	26,760	42,000	231,782
博物館建設基金	199,775	90	106,000	93,865
図書館建設基金	20,441	18	0	20,459
少子化対策事業基金	20,939	17	20,956	0
介護保険円滑導入基金	116,868	64	116,932	0
土 地 開 発 基 金	920,000	0	200,000	720,000

■ 将来推計の条件

- ✓ 14年度は発行額1,492,100千円（予算現額）、償還期間20年間、据置期間3年間、年2回返済、利率2%とする。
- ✓ 15年度以降は毎年度、発行額1,000,000千円、償還期間20年間、据置期間3年間、年2回返済、利率2%とする。
- ✓ 16年度は他に一括返済分として発行額2,121,700千円、償還期間10年間、年1回返済、利率2%とする。
- ✓ 3年度未償還元金・14年度起債発行額には、臨時財政対策債等を含む。
- ✓ 15年度以降の起債発行額は事業債としてであり、臨時財政対策債等は含まない。

起債償還額の推計



※ 13年度分以降はすべて見込み額（平成14年6月時点）

登録番号(発行物番号)

H14-32

狛江市まちづくり総合プラン

平成15年3月発行

発行 狛江市まちづくり総合プラン策定推進本部

編集 狛江市企画財政部企画調整課

狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03(3430)1111

印刷 株式会社 パスコ

GBOOK04890



* G B O O K 0 4 8 9 0 *

泊江市役所 行政図書